

静岡県知事からの報告

(静岡県津波浸水想定の設定について)

国土交通省
平成26年5月



危政第 120 号
平成 25 年 11 月 5 日

国土交通大臣 太田 昭宏 様

静岡県知事 川勝 平太



静岡県津波浸水想定の設定について

津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項に基づき、津波浸水想定を設定しましたので、同法第 8 条第 4 項により下記のとおり報告いたします。

記

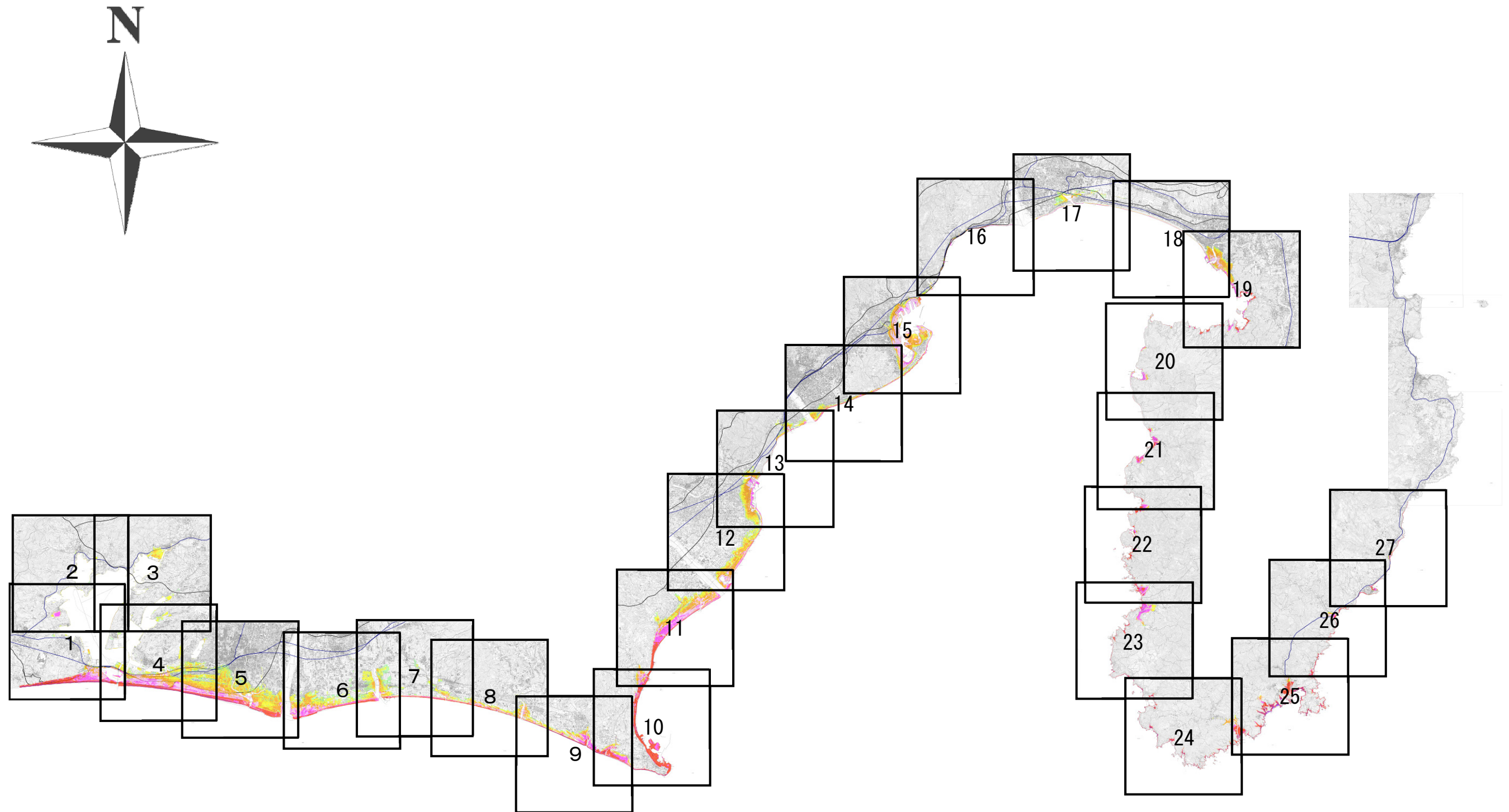
- 1 報告内容 静岡県津波浸水想定の設定について
 - 2 報告資料 静岡県津波浸水想定図 全 28 枚
全体図 1 枚
市町別図 27 枚
- 津波浸水想定について（解説） 1 式

報告資料

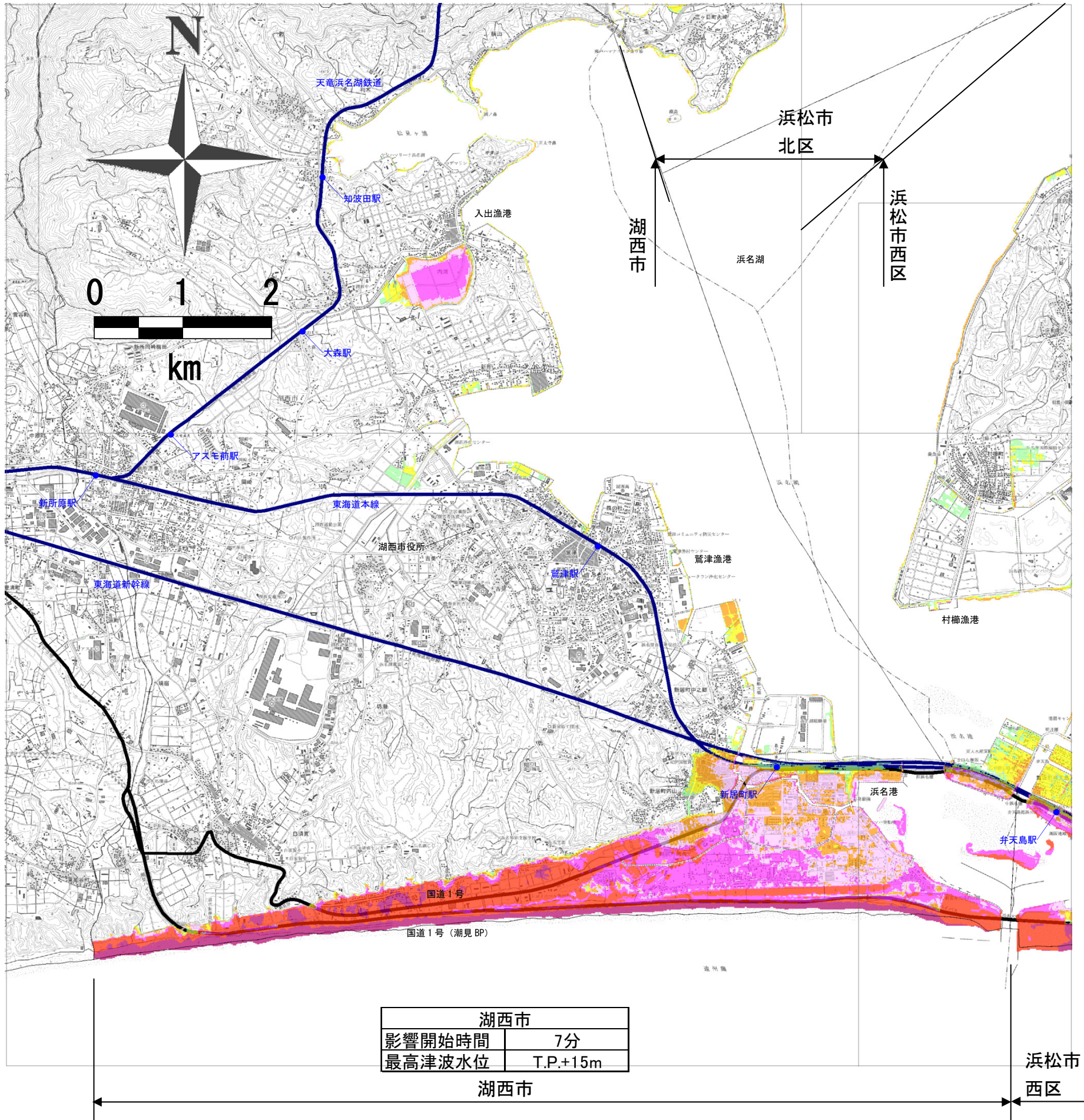
静岡県津波浸水想定図

全体図	1 枚
市町別図	27 枚

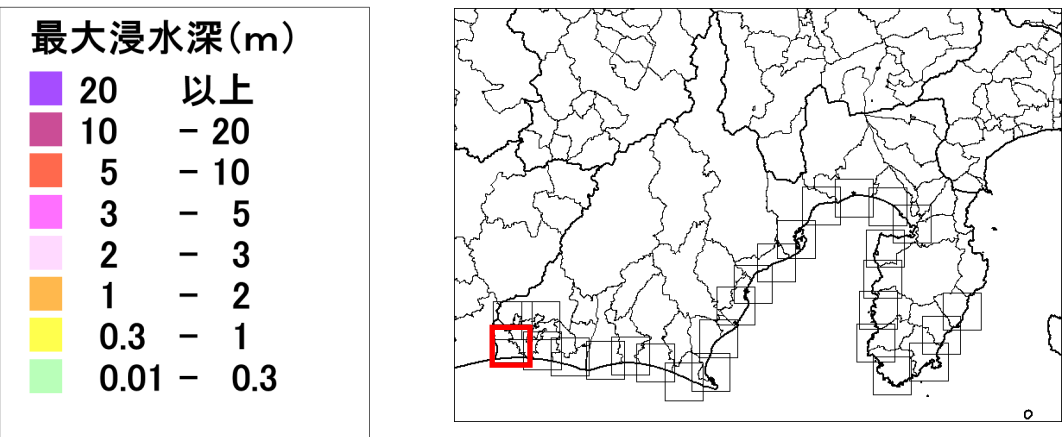
静岡県津波浸水想定（全体図-南海トラフ巨大地震相当分-）



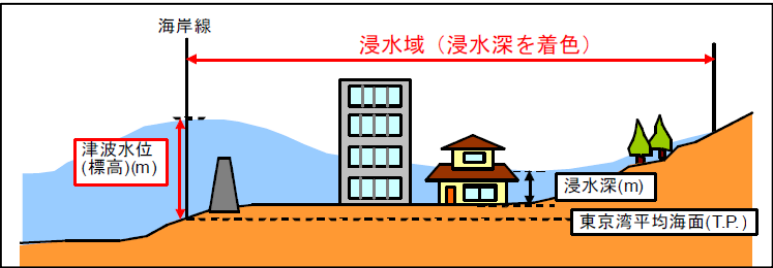
静岡県津波浸水想定図 市町別図



1 湖西市

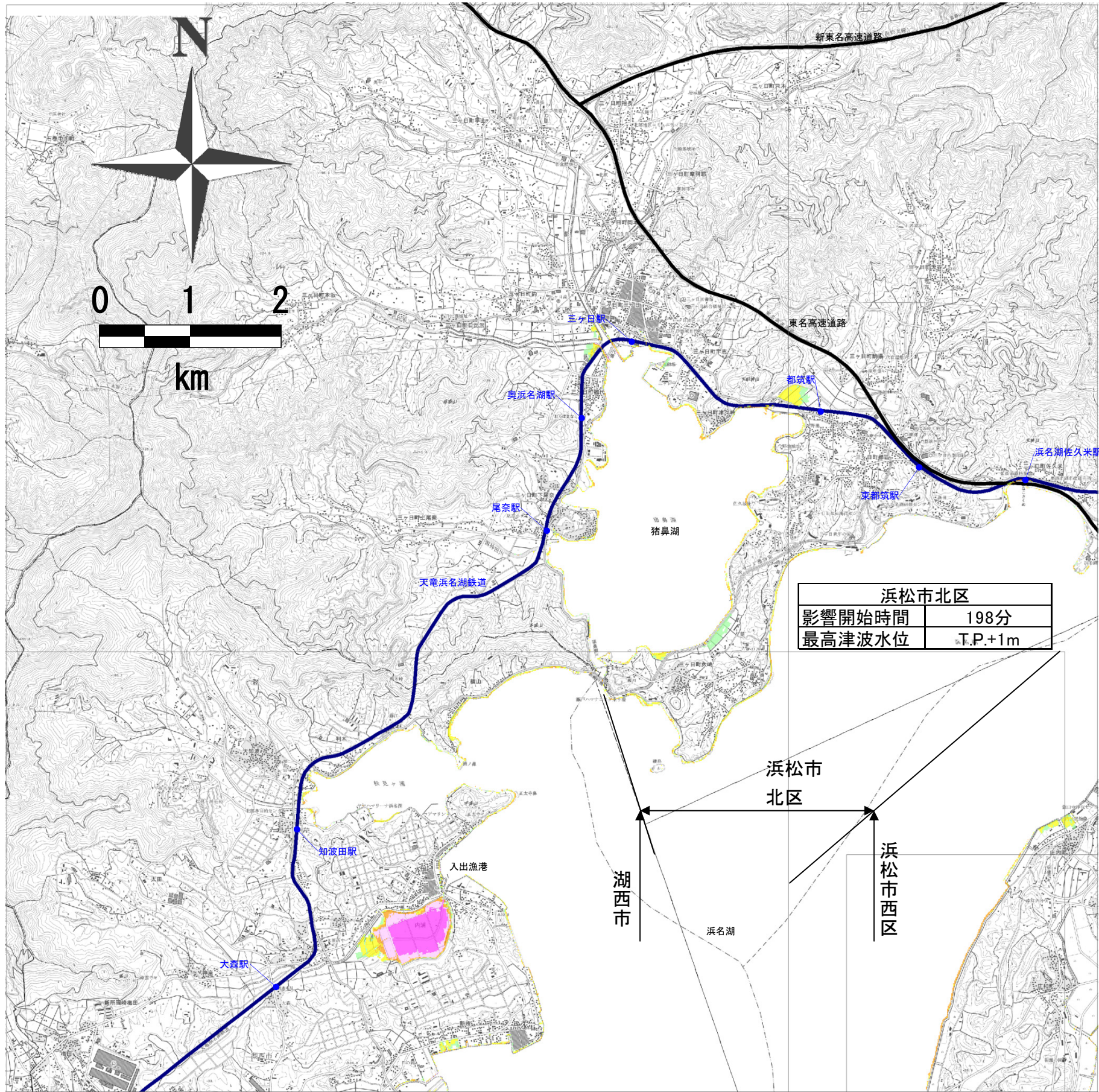


- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

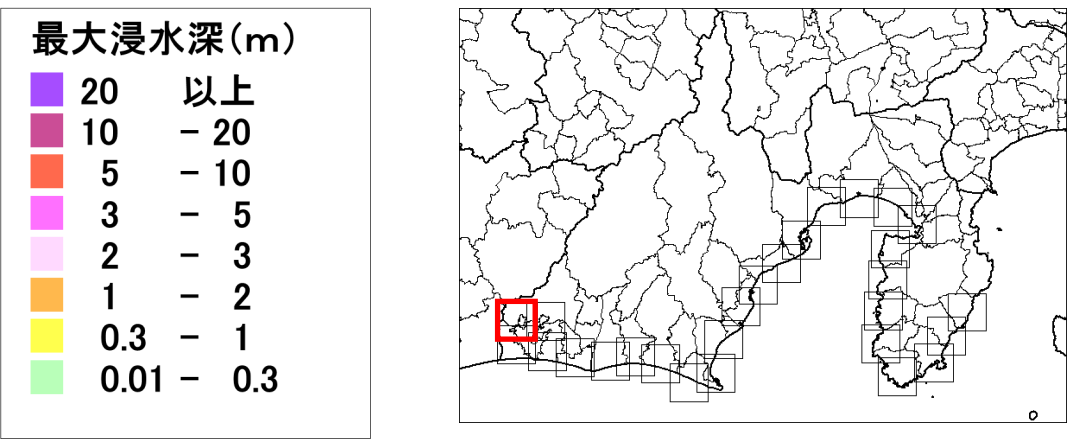


「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

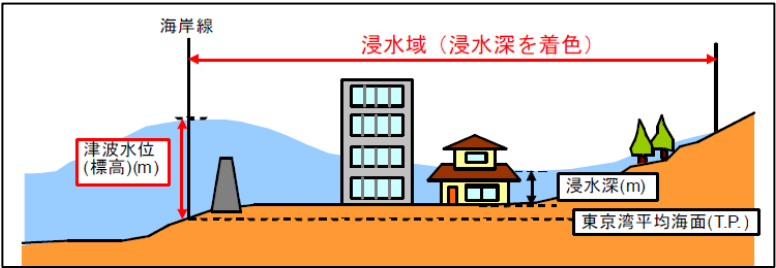
静岡県津波浸水想定図 市町別図



2 浜松市北区・西区

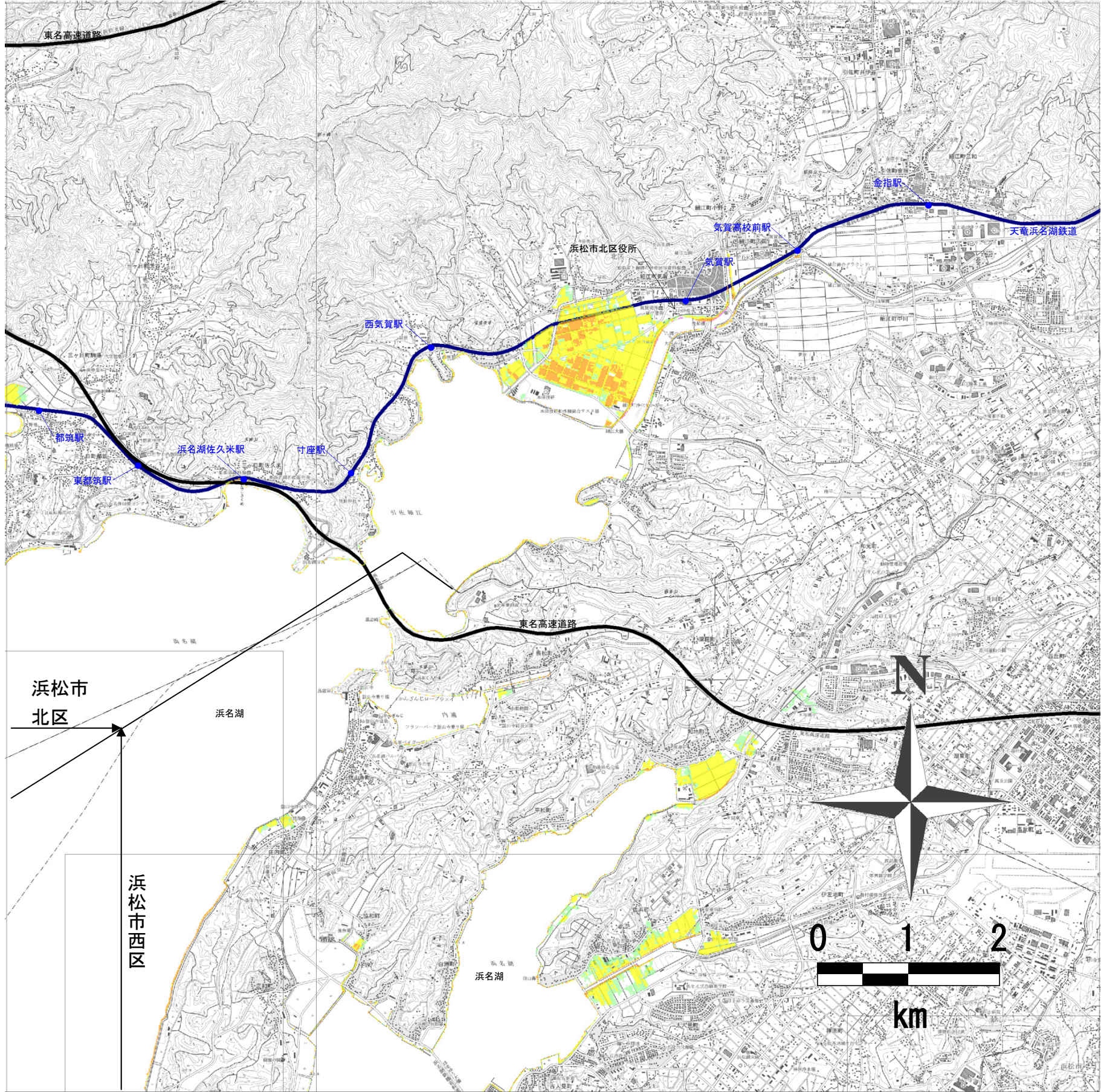


- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

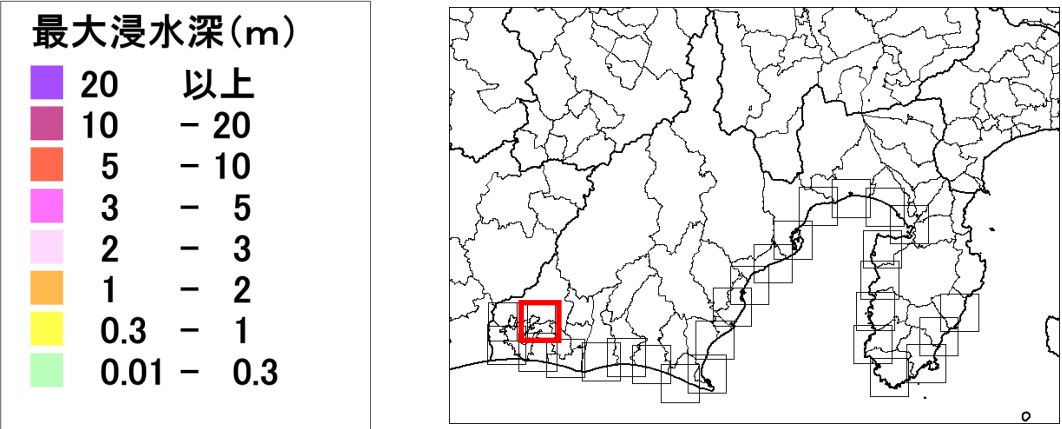


「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

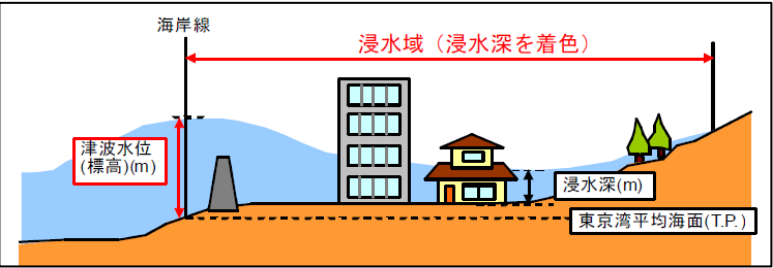
静岡県津波浸水想定図 市町別図



3 浜松市北区・西区

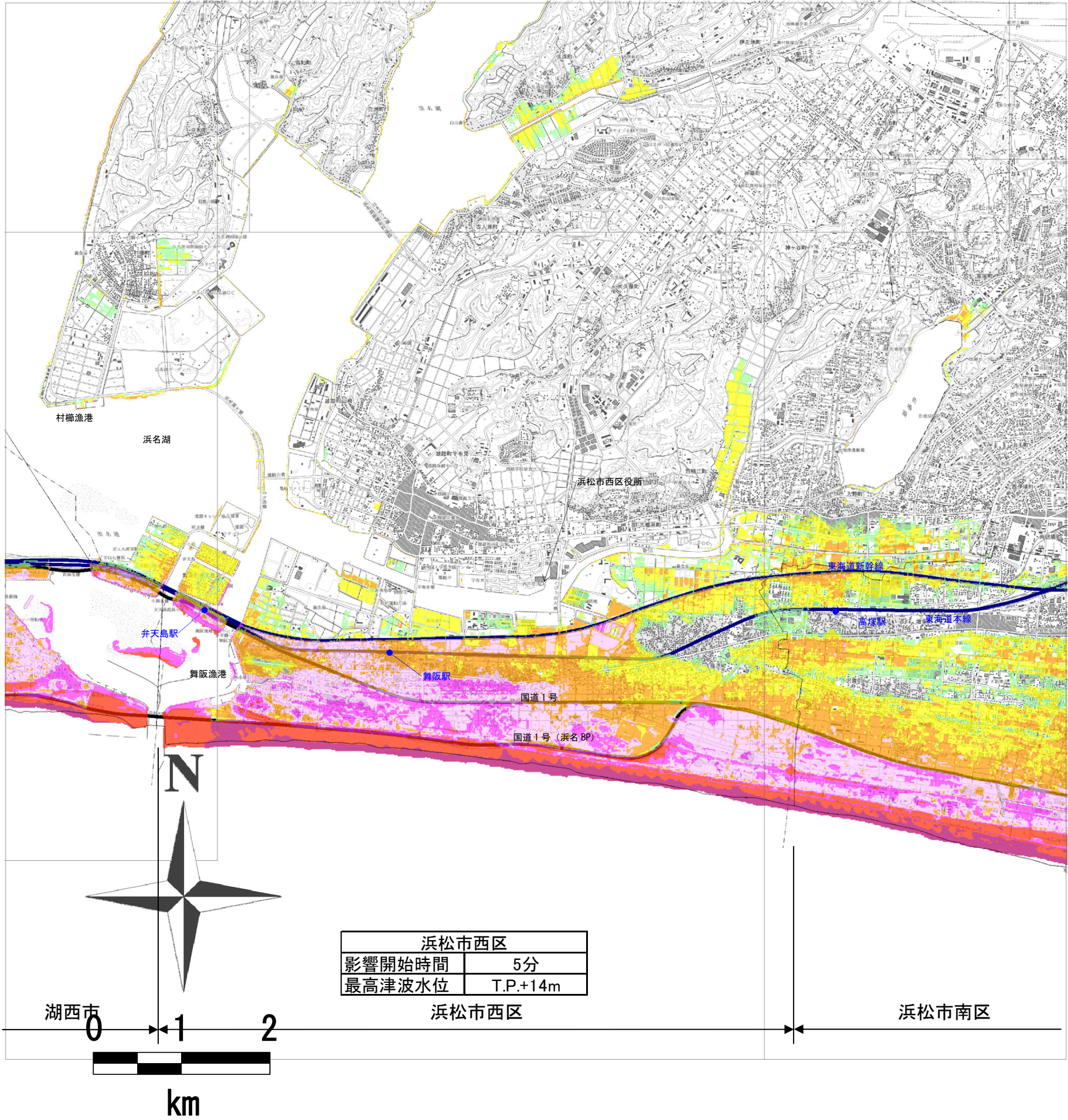


- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

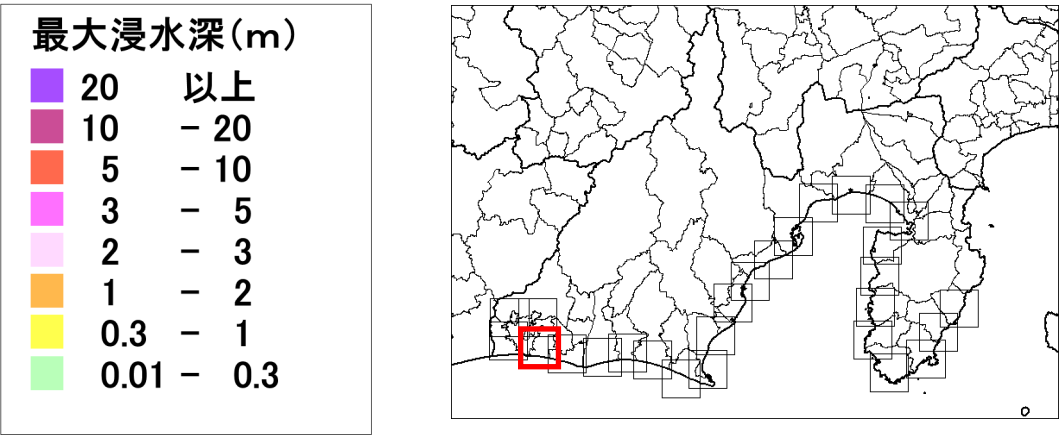


「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

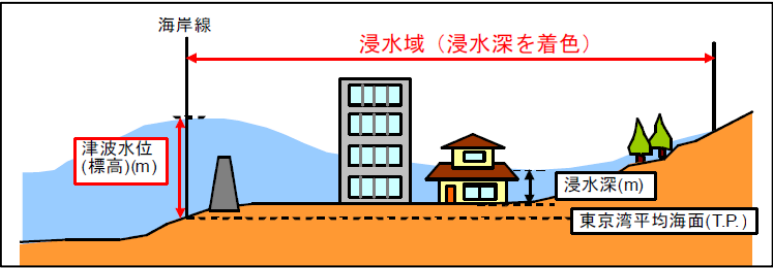
静岡県津波浸水想定図 市町別図



4 浜松市西区



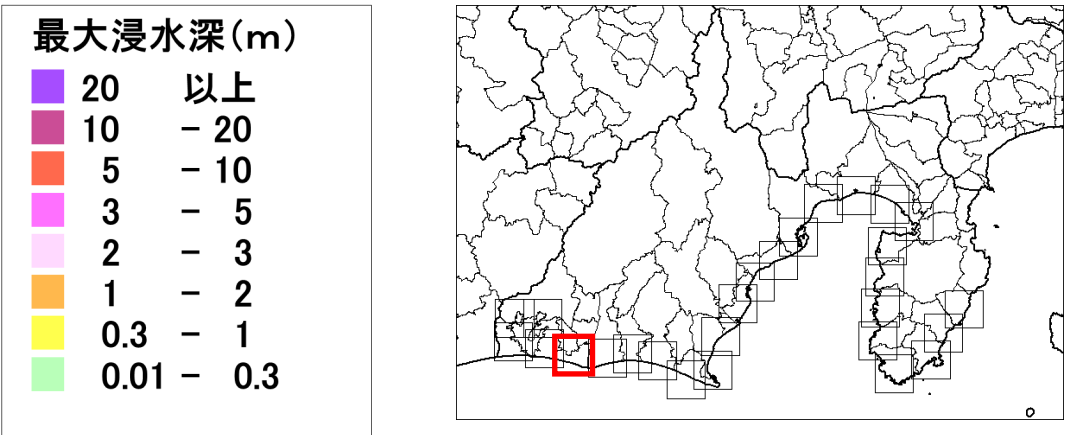
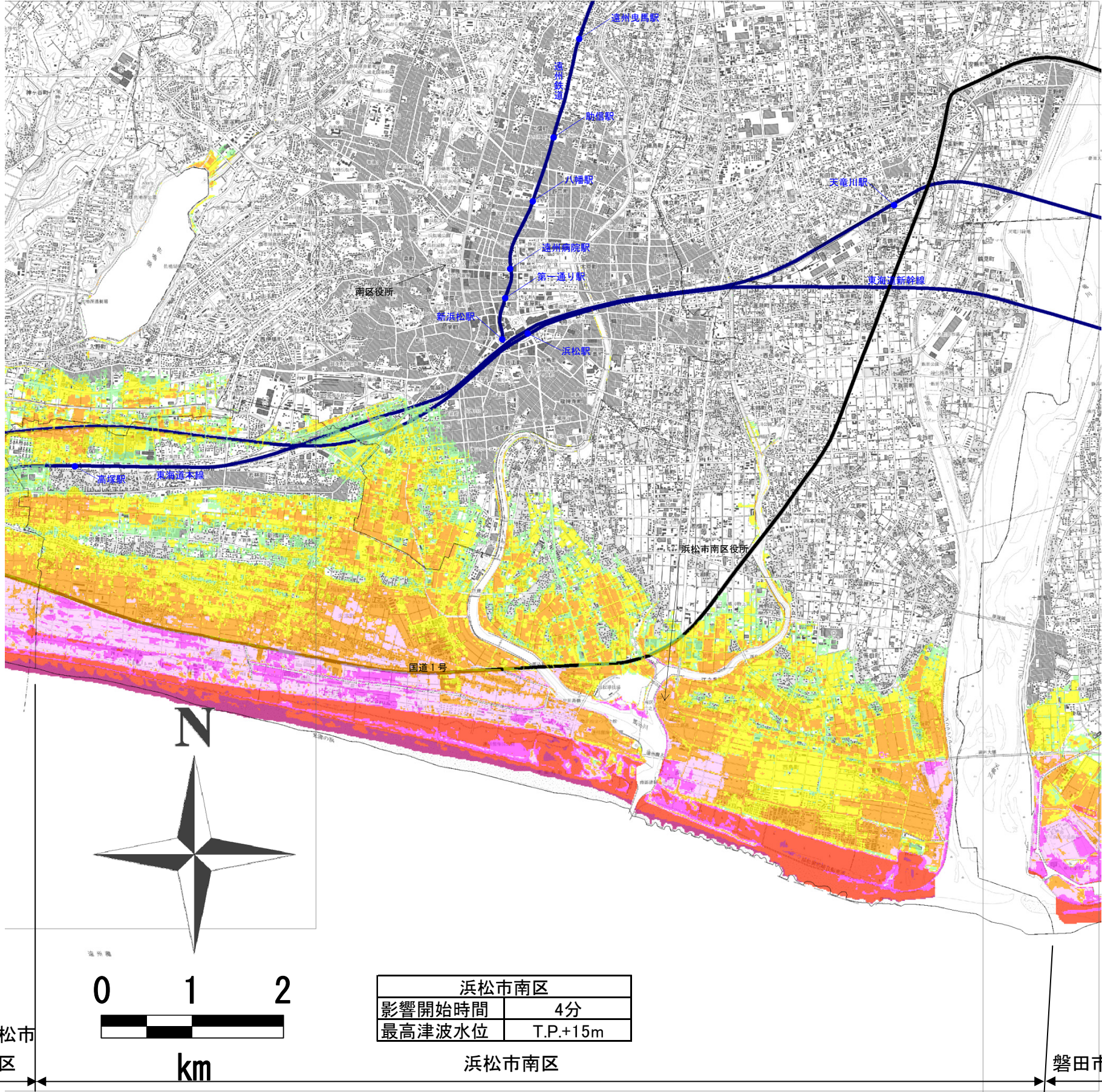
- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、何としても人命を守るという考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



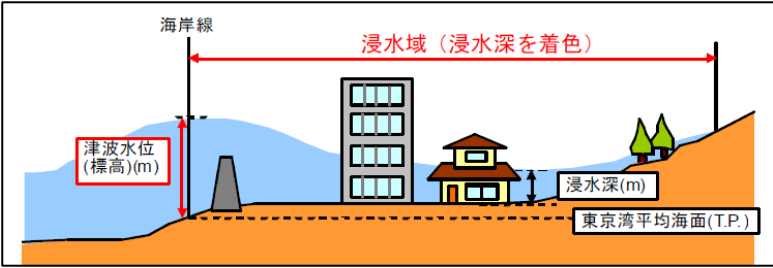
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図

5 浜松市南区

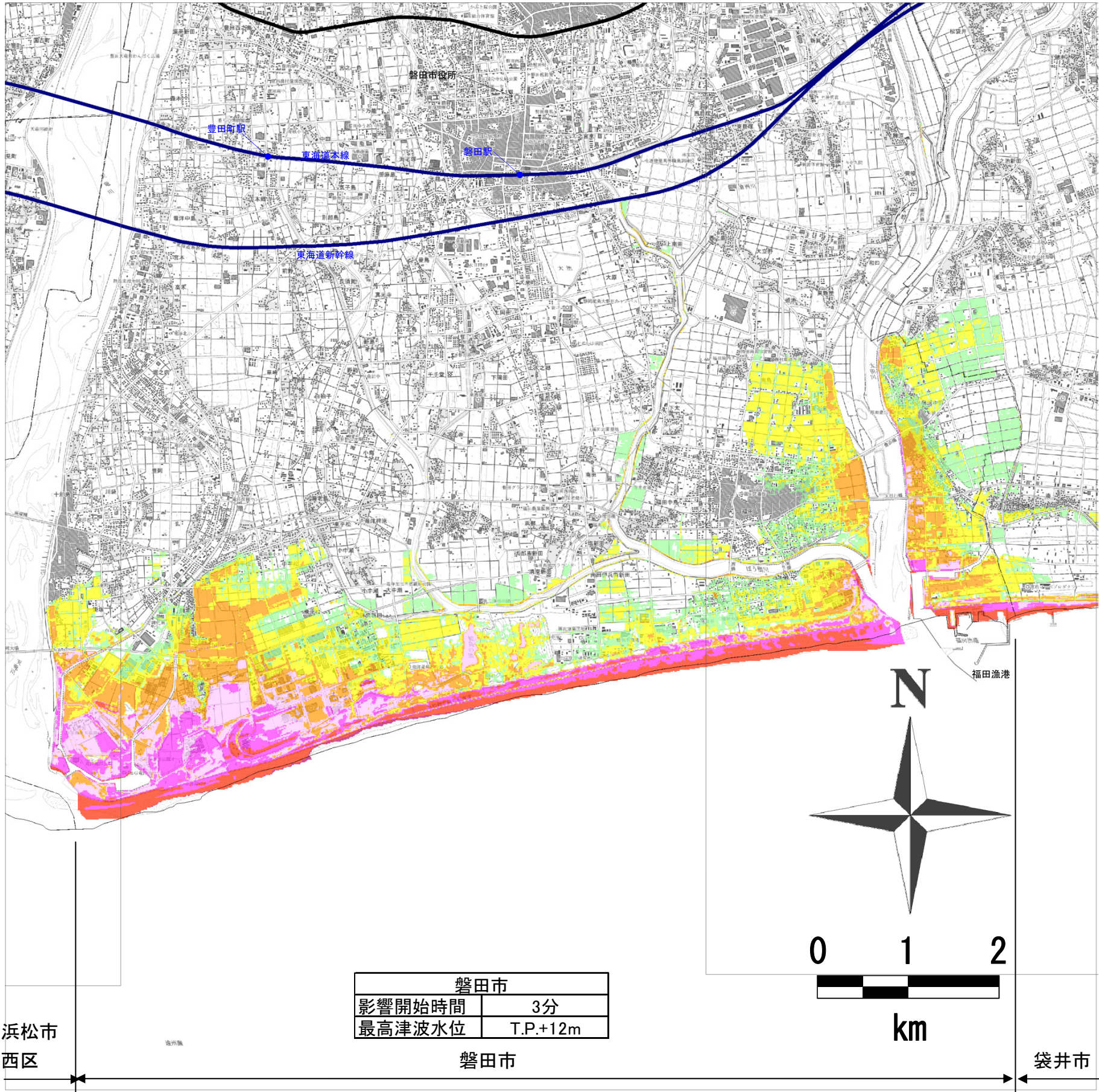


- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



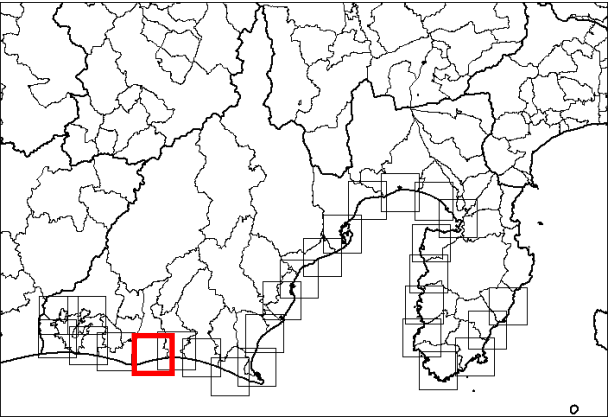
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図

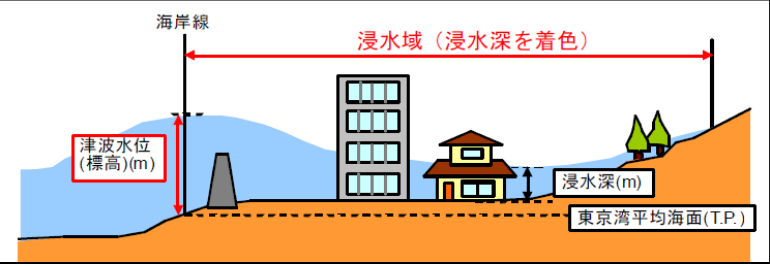


6 磐田市

最大浸水深(m)	
20	以上
10	－ 20
5	－ 10
3	－ 5
2	－ 3
1	－ 2
0.3	－ 1
0.01	－ 0.3

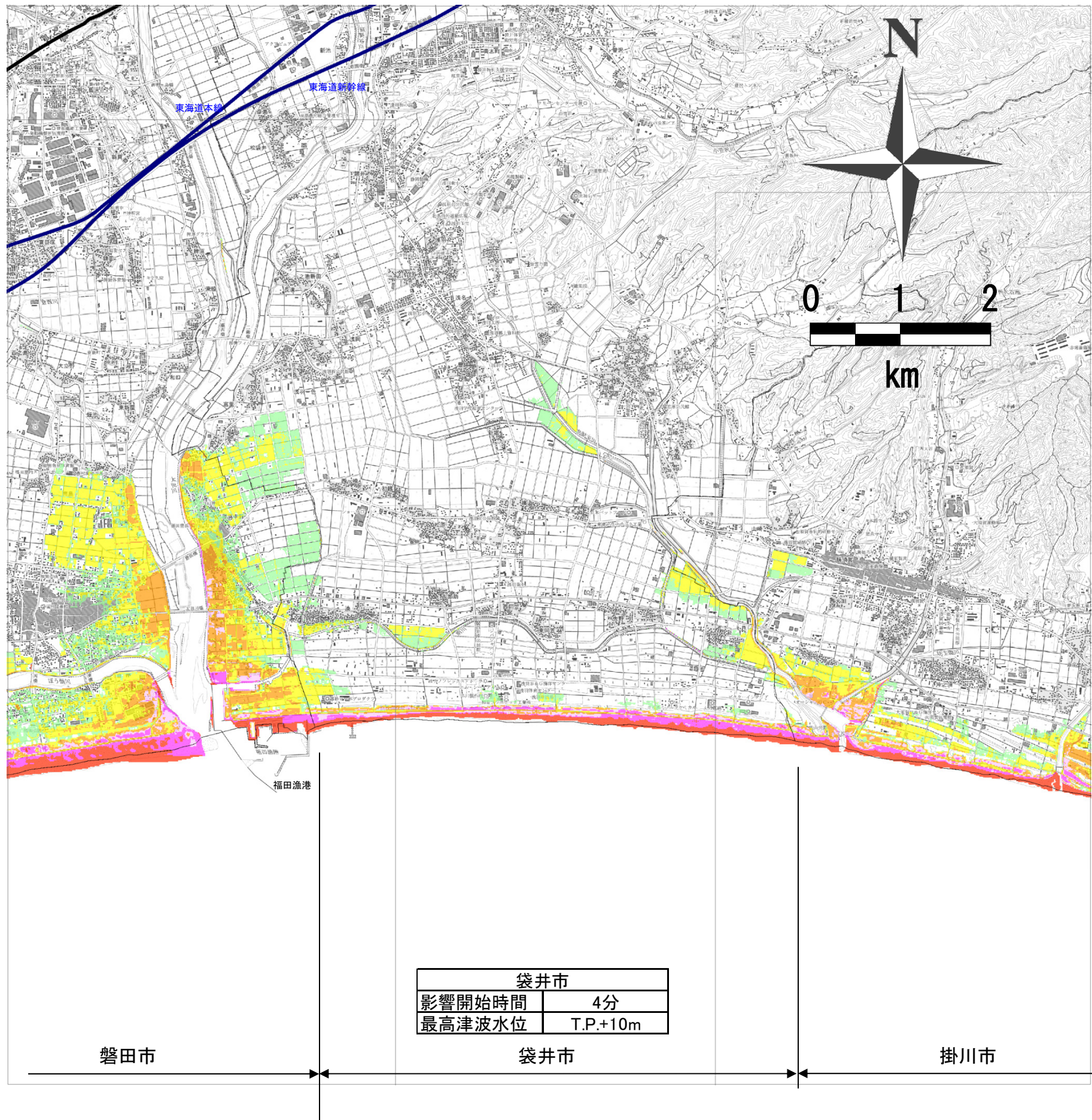


- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

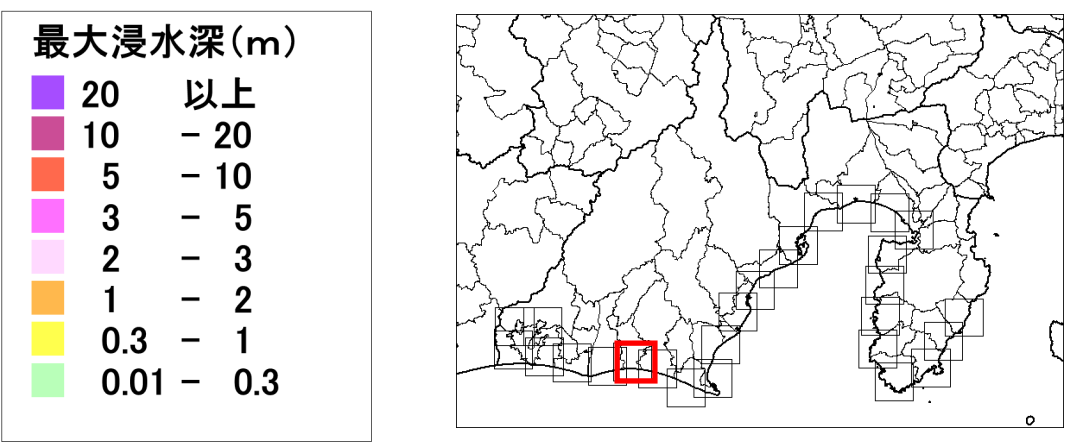


「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

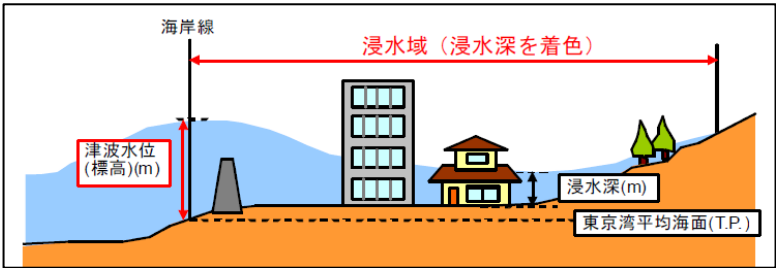
静岡県津波浸水想定図 市町別図



7 袋井市

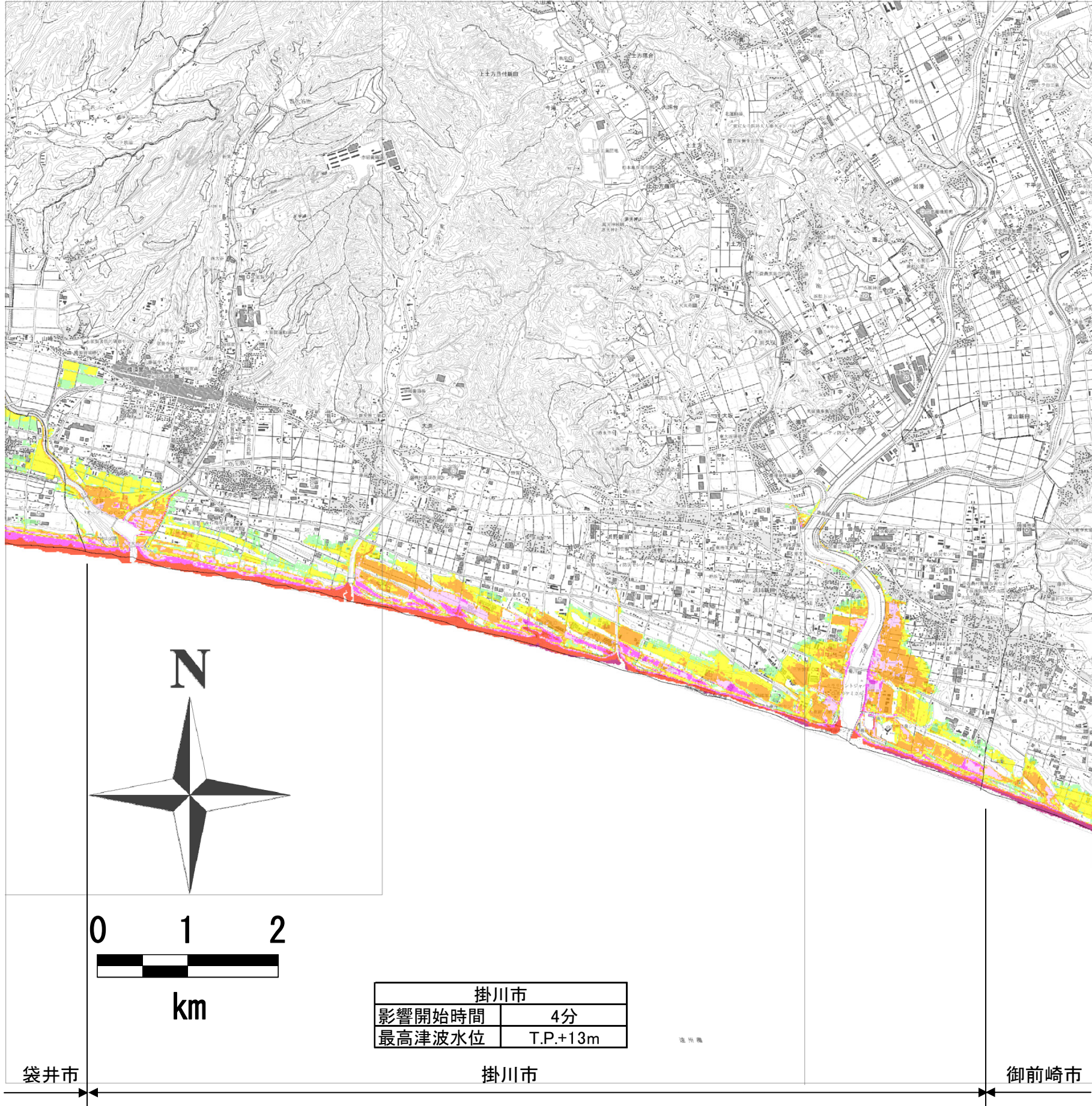


- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

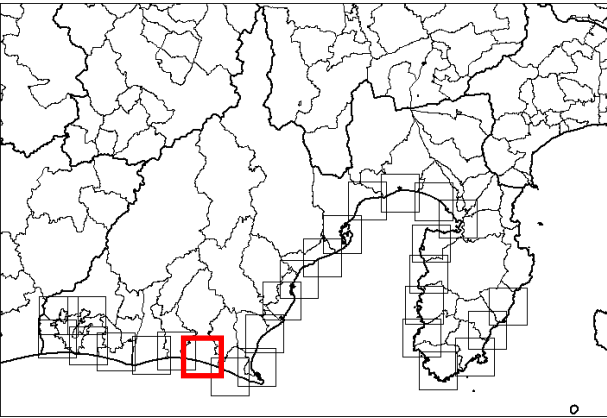
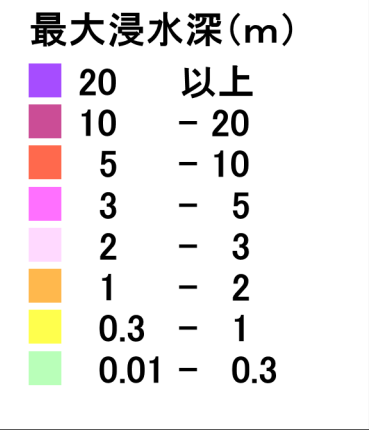


「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

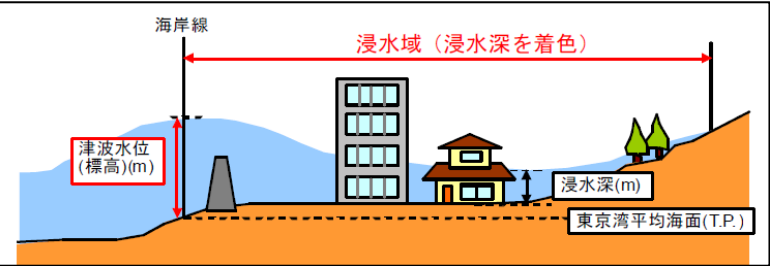
静岡県津波浸水想定図 市町別図



8 掛川市

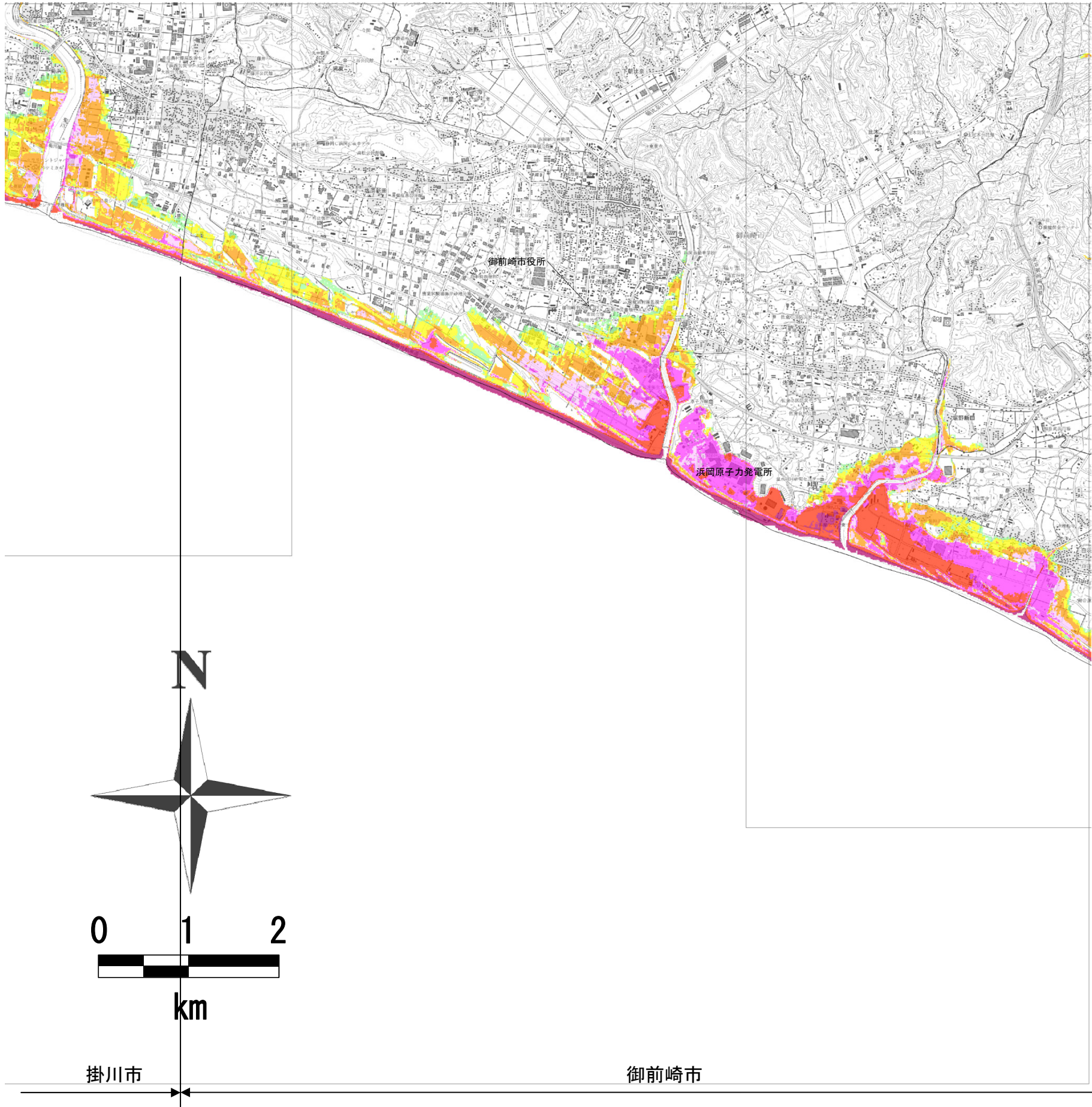


- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定 of 浸水域や浸水深は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

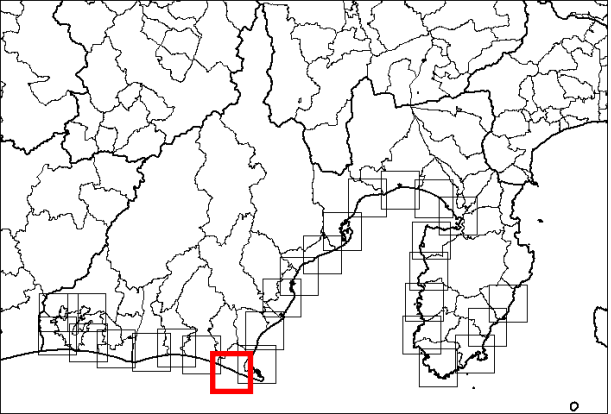
静岡県津波浸水想定図 市町別図



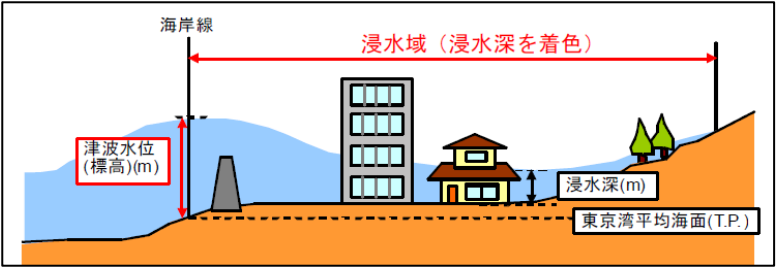
9 御前崎市

最大浸水深(m)

20	以上
10	－ 20
5	－ 10
3	－ 5
2	－ 3
1	－ 2
0.3	－ 1
0.01	－ 0.3



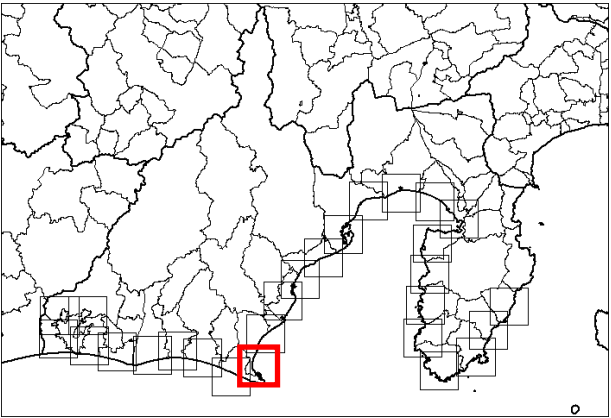
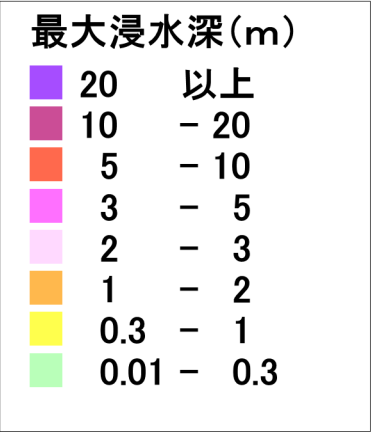
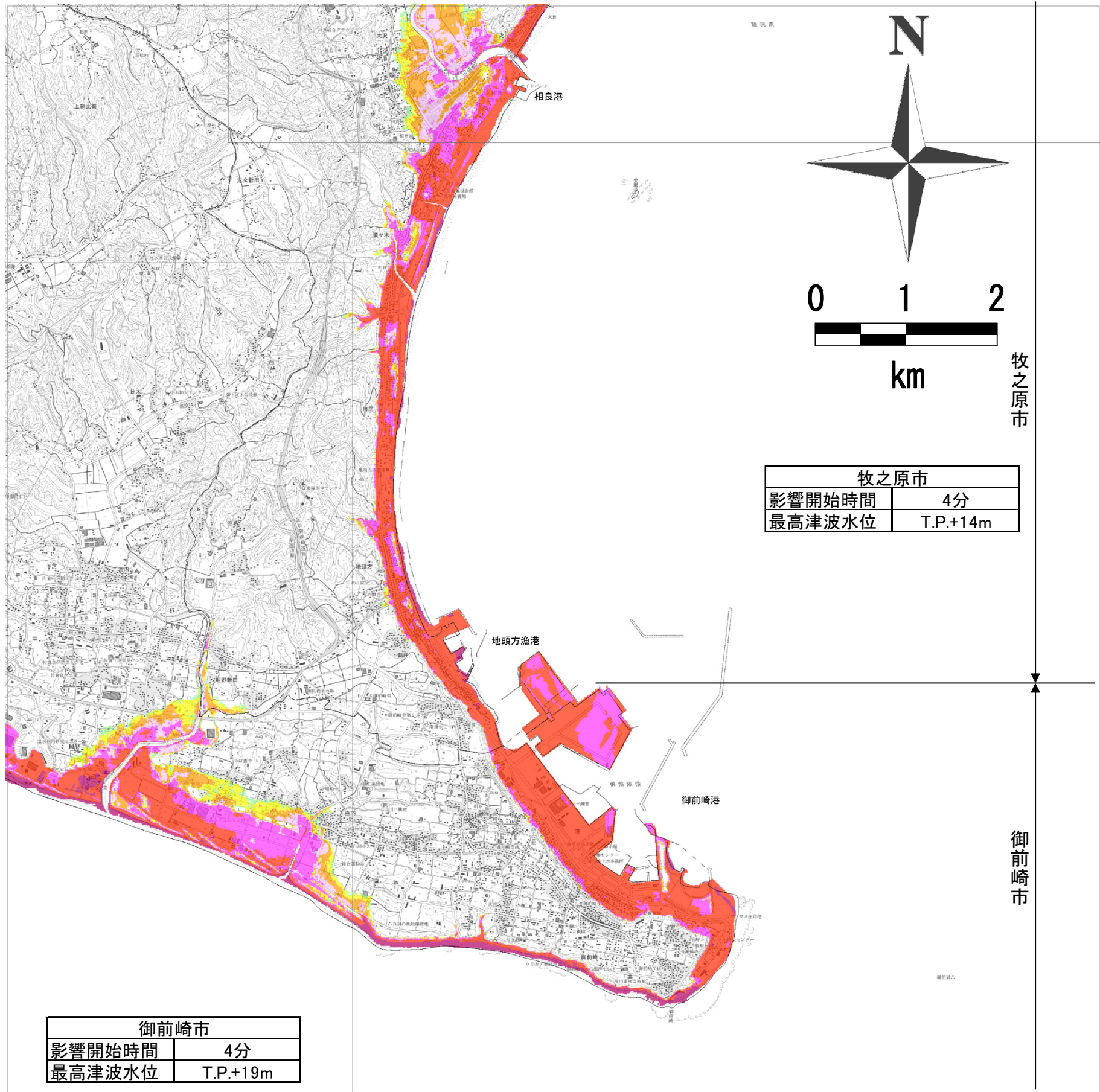
- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



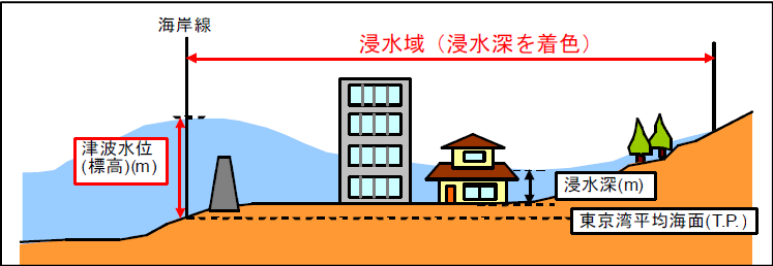
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図

10 御前崎市・牧之原市



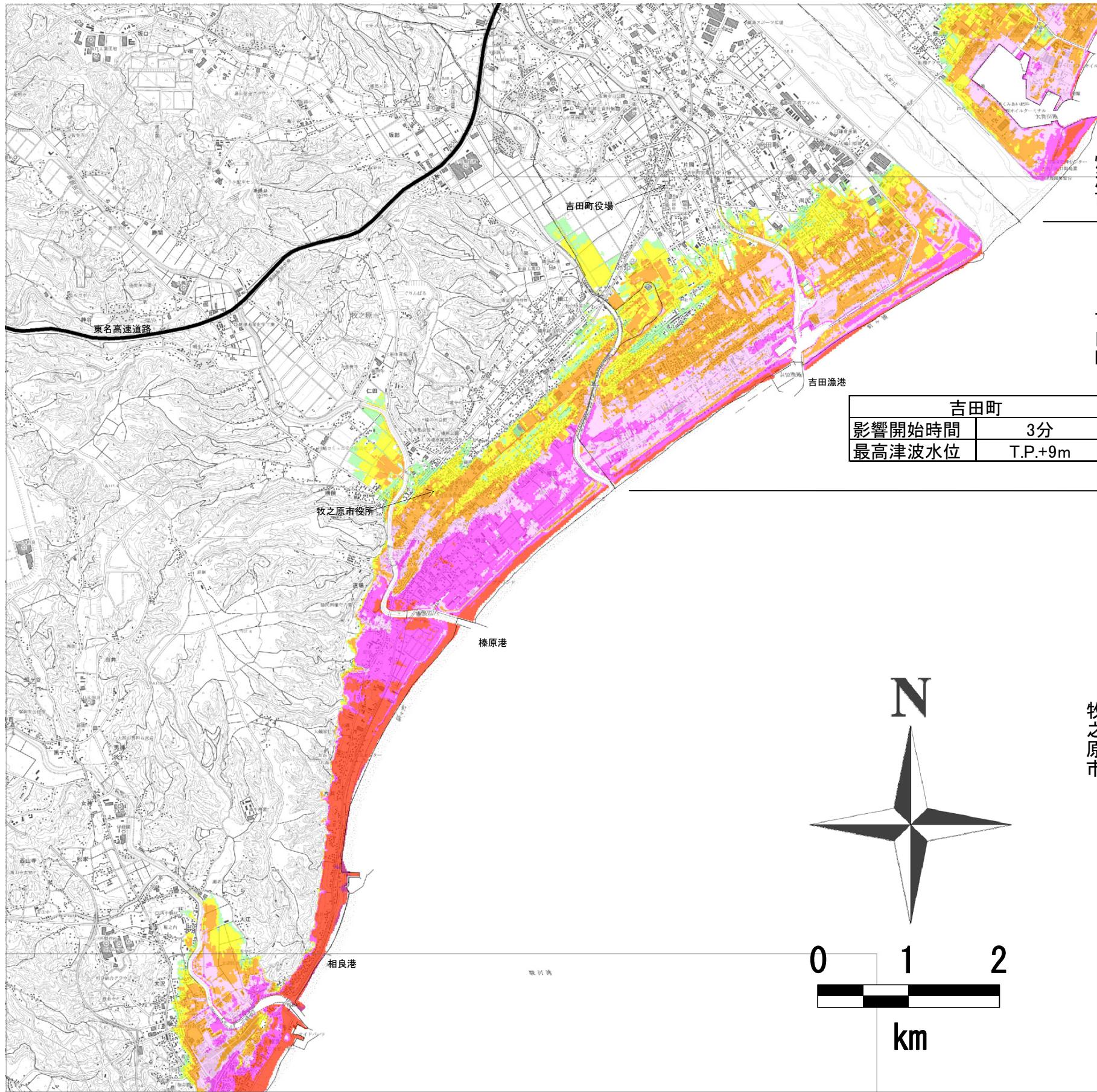
- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、浸水域や浸水深は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図

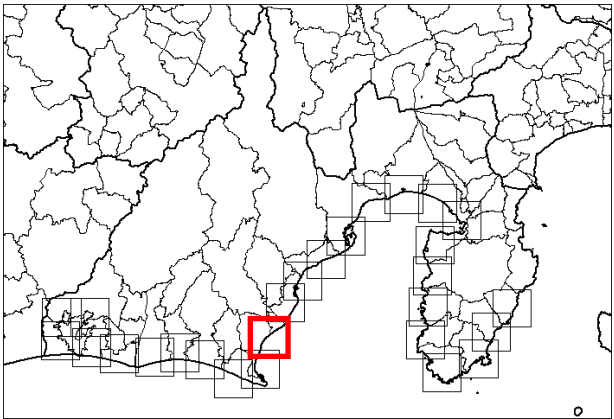
1 1 牧之原市・吉田町



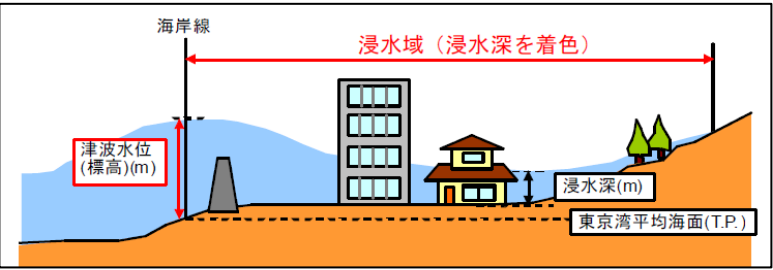
吉田町	
影響開始時間	3分
最高津波水位	T.P.+9m

最大浸水深(m)

20	以上
10	－ 20
5	－ 10
3	－ 5
2	－ 3
1	－ 2
0.3	－ 1
0.01	－ 0.3



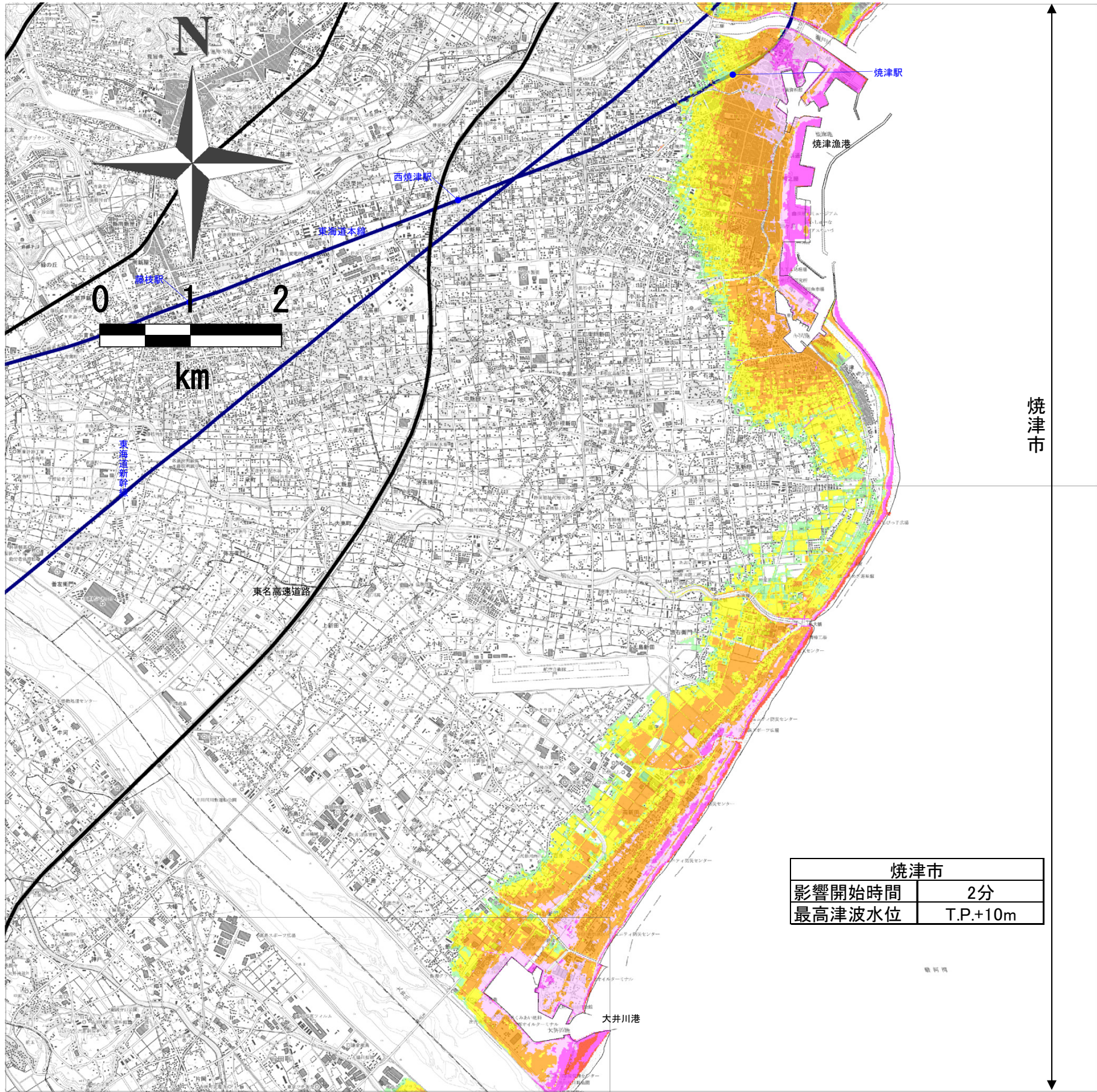
- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

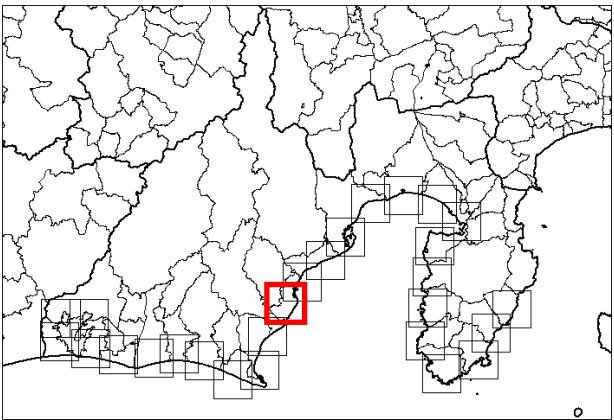
静岡県津波浸水想定図 市町別図

1 2 焼津市

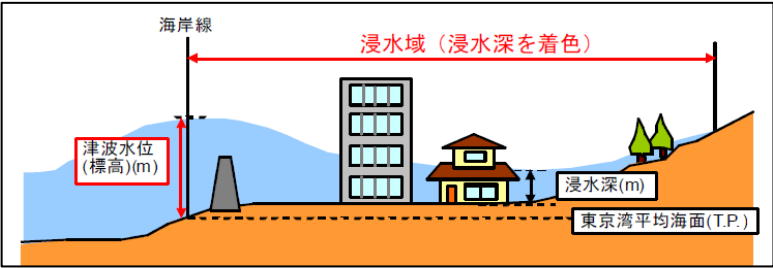


焼津市	
影響開始時間	2分
最高津波水位	T.P.+10m

最大浸水深(m)	
20	以上
10	～ 20
5	～ 10
3	～ 5
2	～ 3
1	～ 2
0.3	～ 1
0.01	～ 0.3



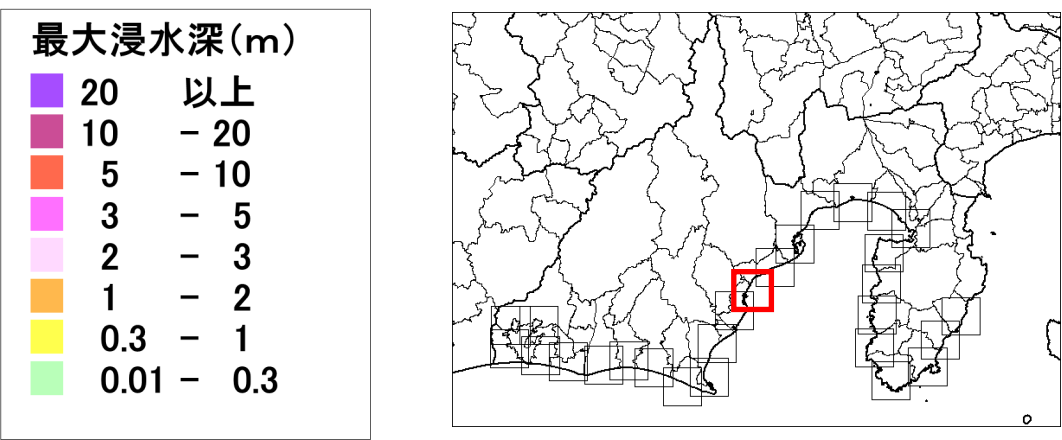
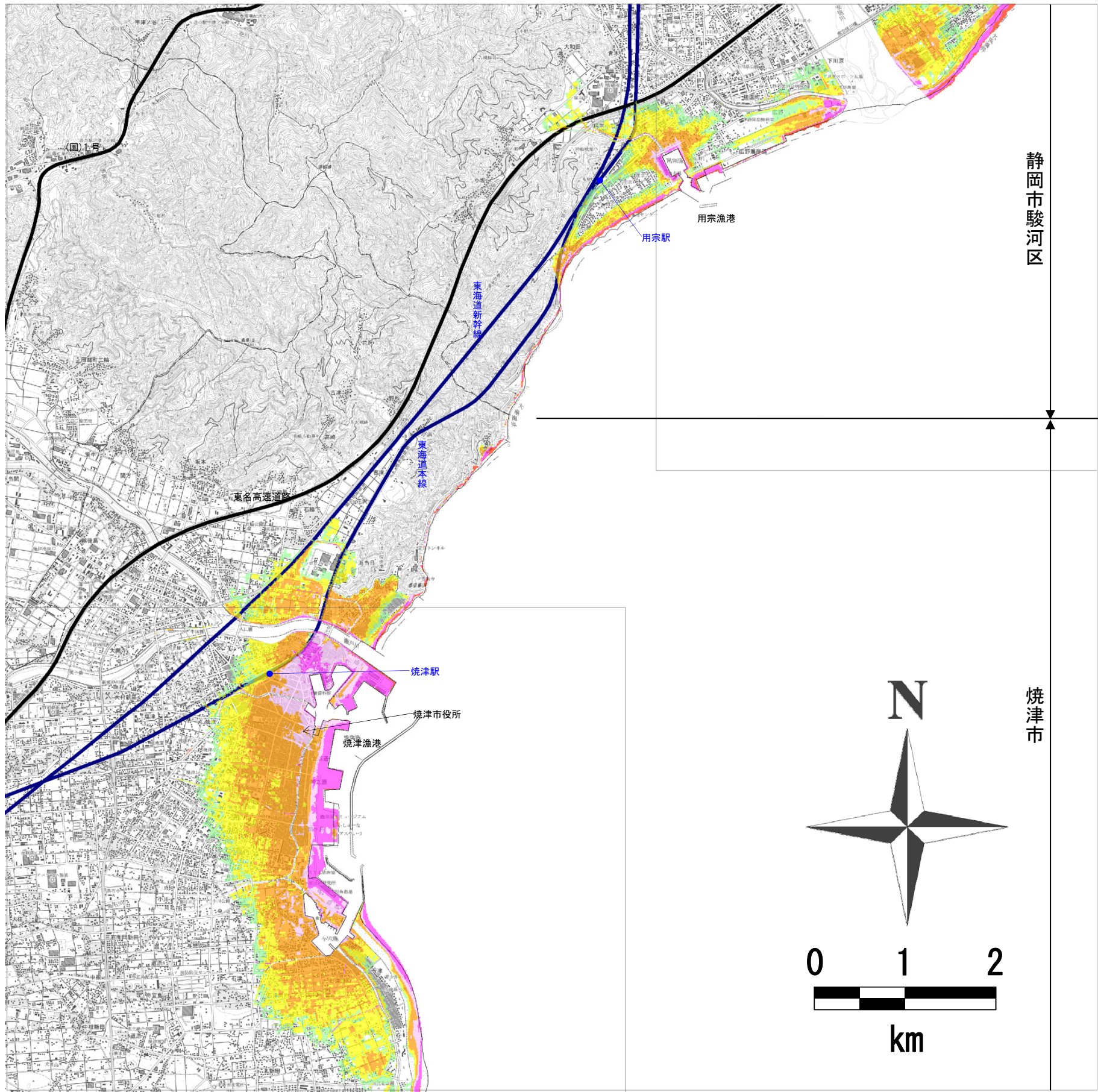
- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図

1 3 焼津市・静岡市駿河区



【留意事項】

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

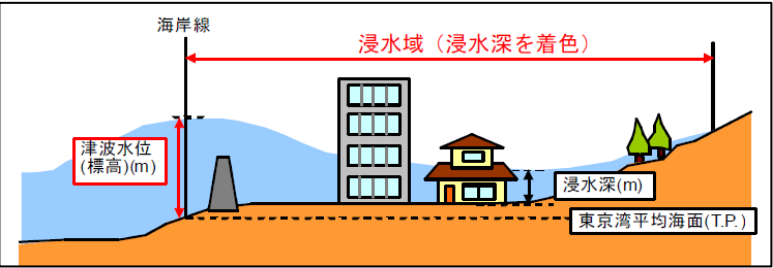
○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。

○津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

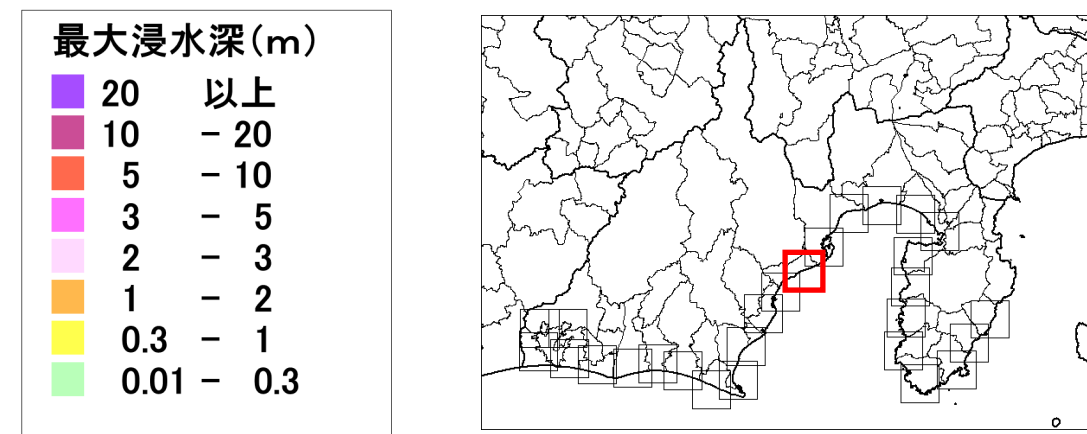
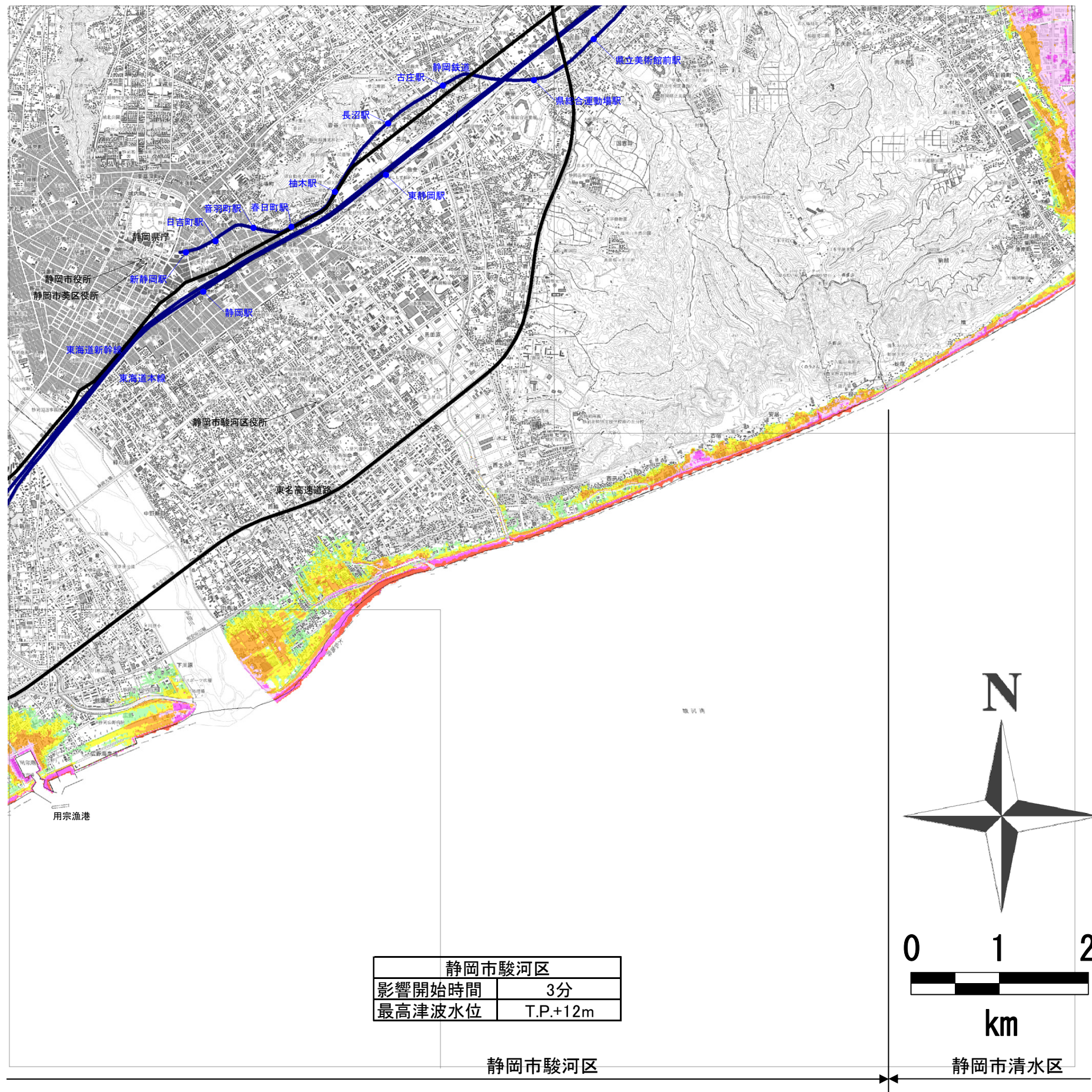
○本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図

1 4 静岡市駿河区



【留意事項】

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

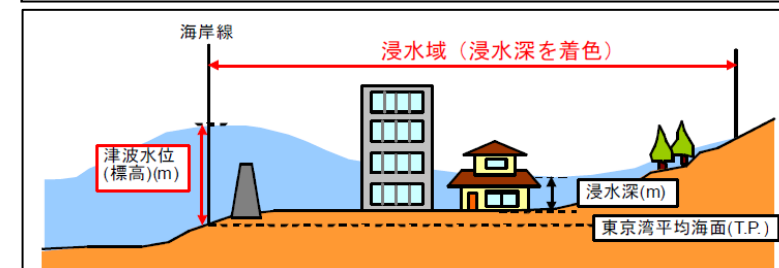
○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。

○津波浸水想定浸水域や浸水深は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

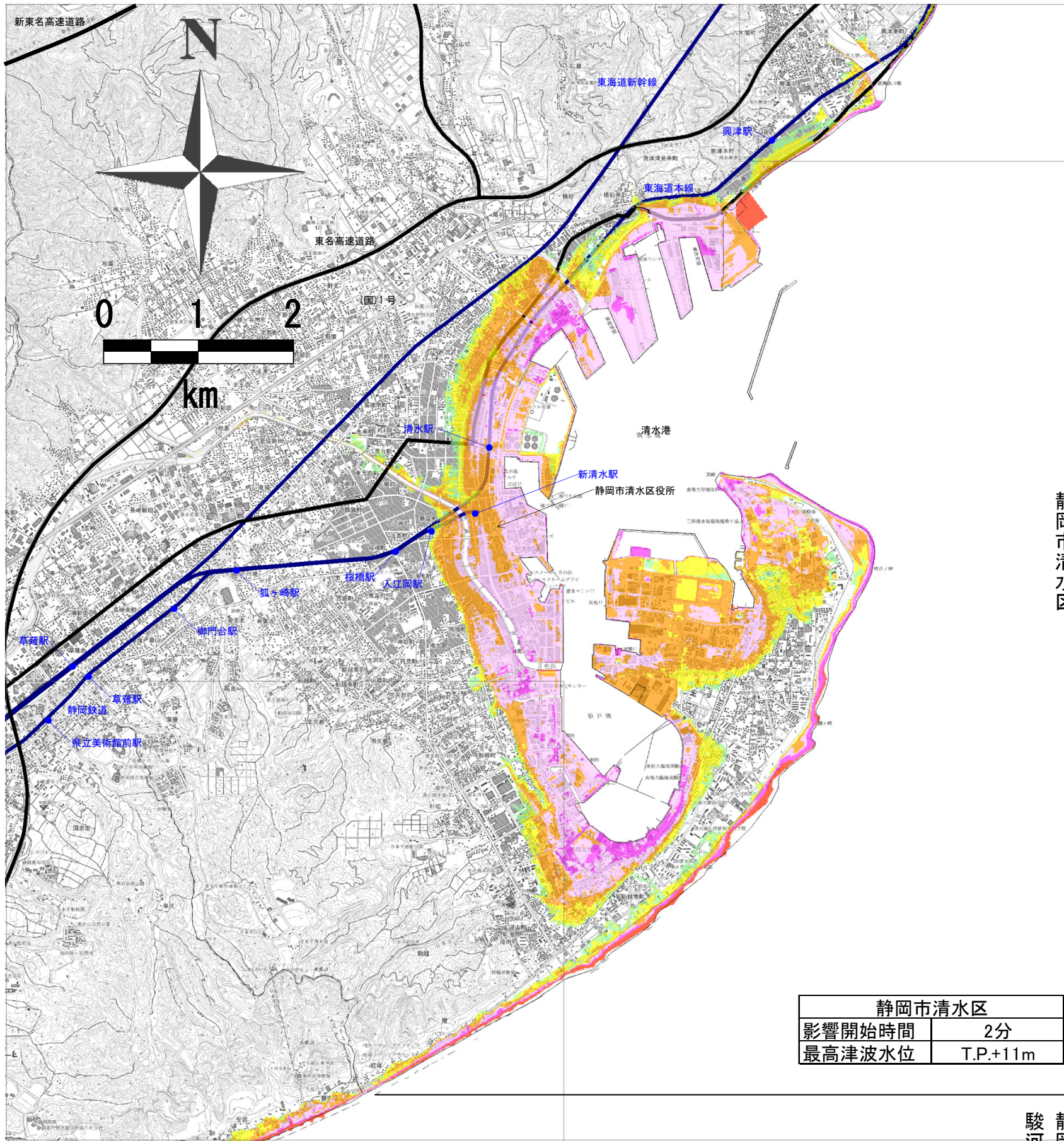
○本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



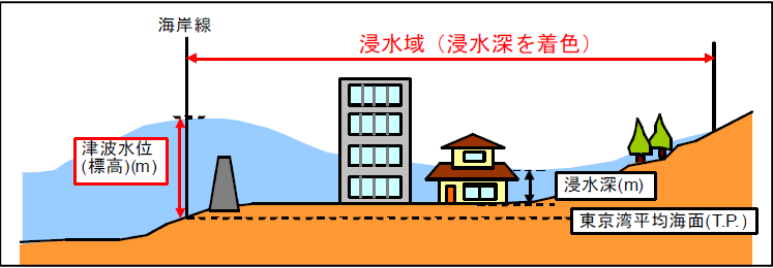
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」(承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号)

静岡県津波浸水想定図 市町別図

1 5 静岡市清水区

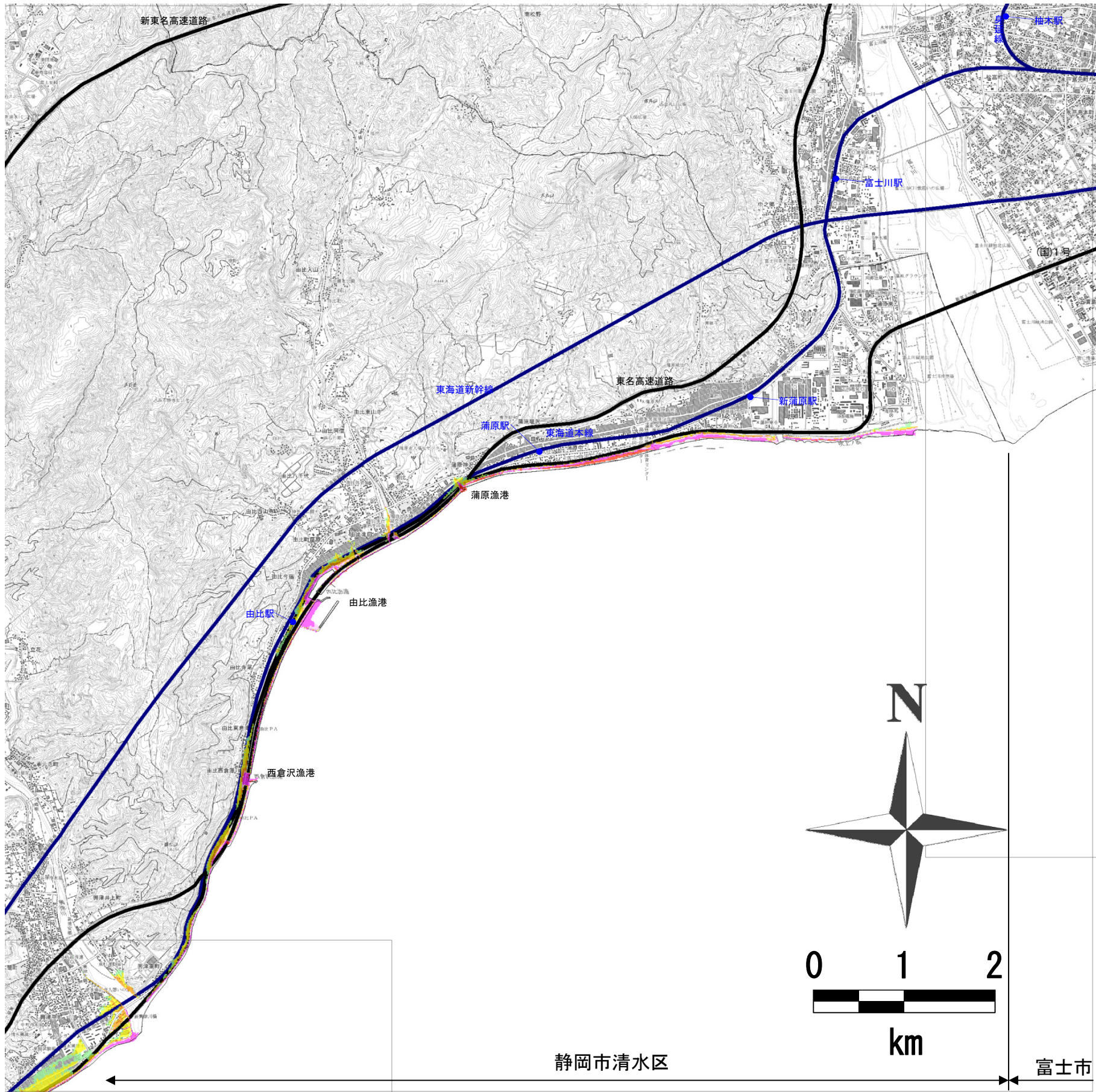


- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図



1 6 静岡市清水区

最大浸水深(m)

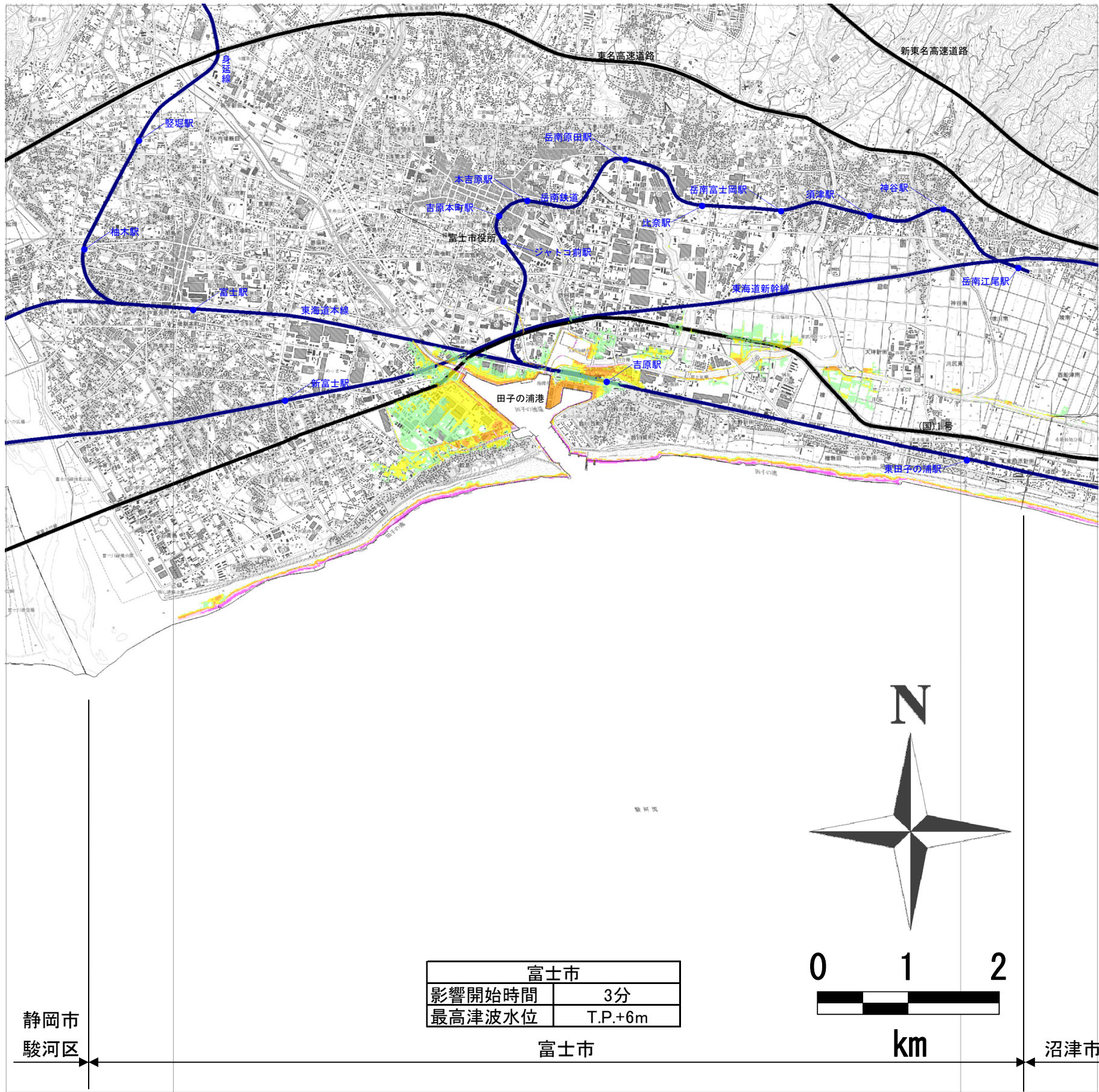
20	以上
10	－ 20
5	－ 10
3	－ 5
2	－ 3
1	－ 2
0.3	－ 1
0.01	－ 0.3

【留意事項】

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図



17 富士市

最大浸水深(m)

20	以上
10	－ 20
5	－ 10
3	－ 5
2	－ 3
1	－ 2
0.3	－ 1
0.01	－ 0.3

【留意事項】

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。

○津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

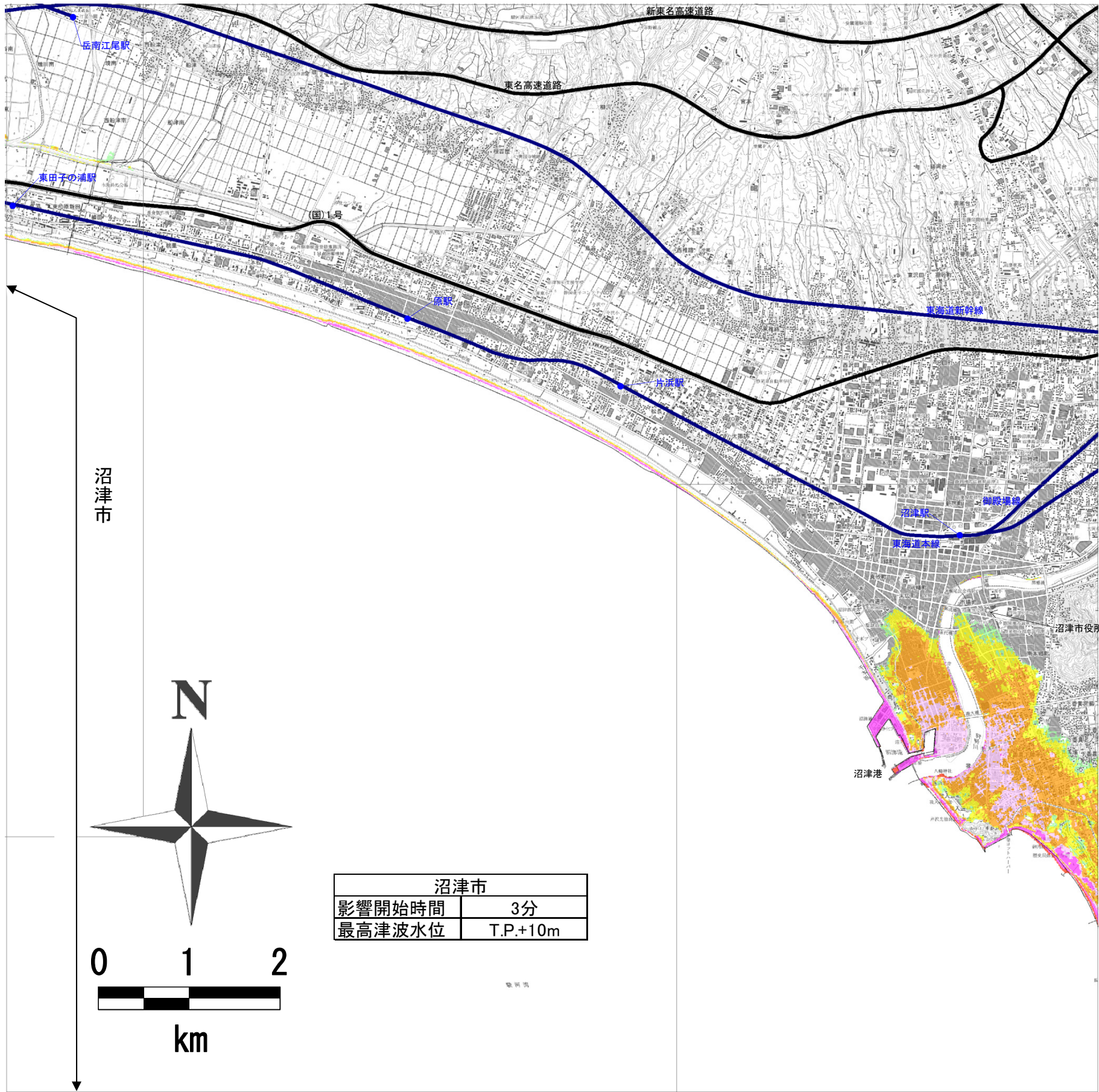
○本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

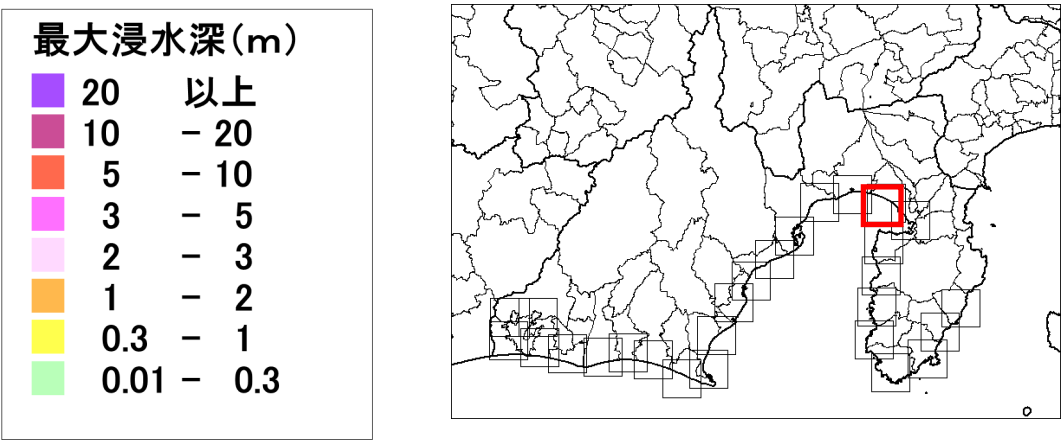
○本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図



1 8 沼津市



【留意事項】

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

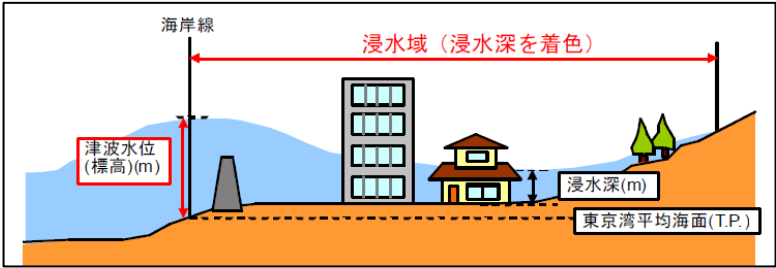
○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。

○津波浸水想定は、何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

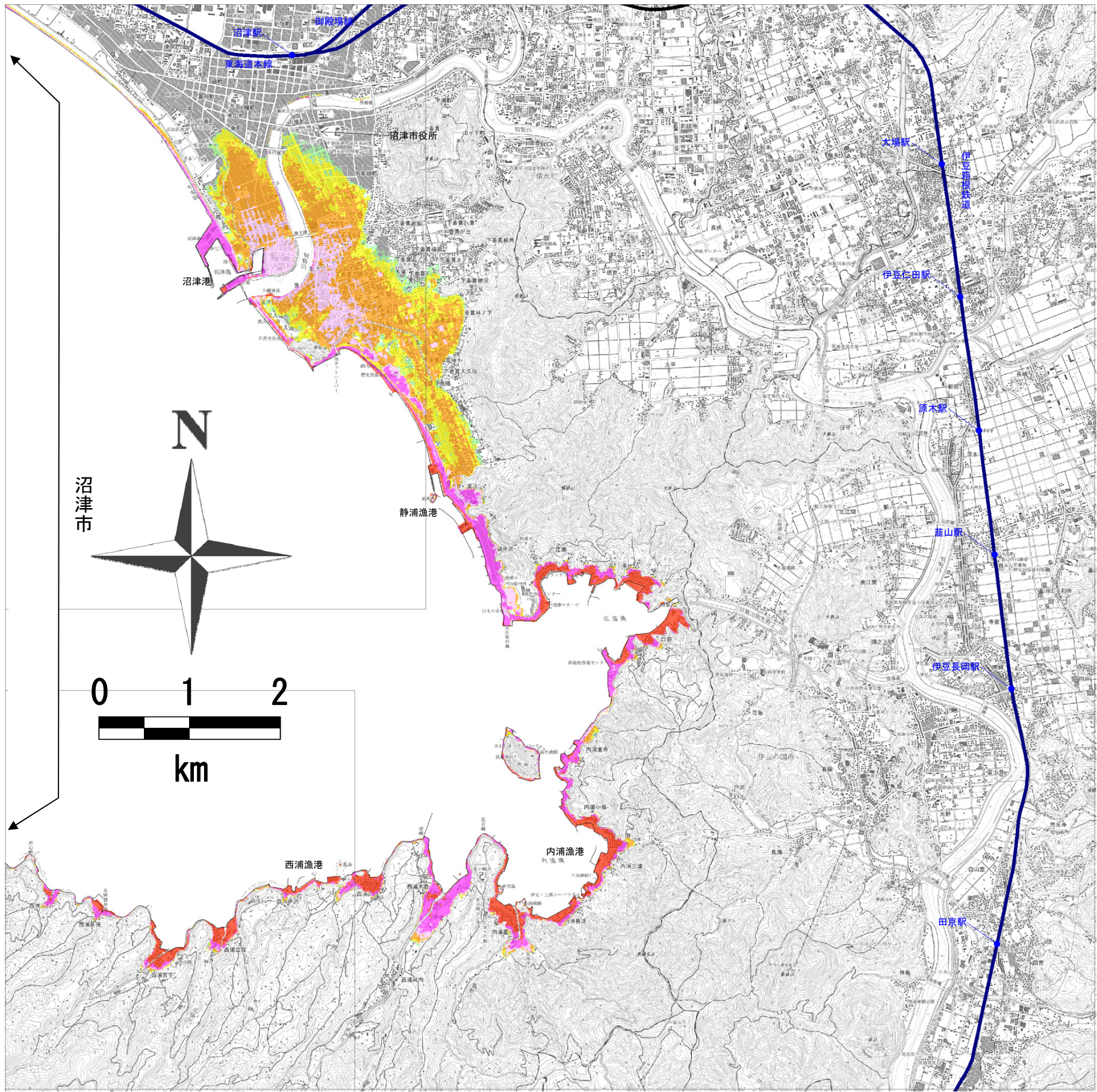
○本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



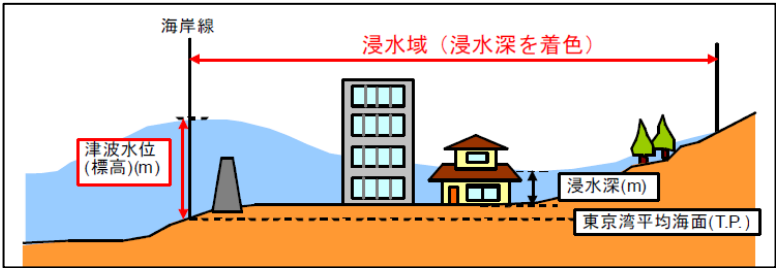
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図

19 沼津市



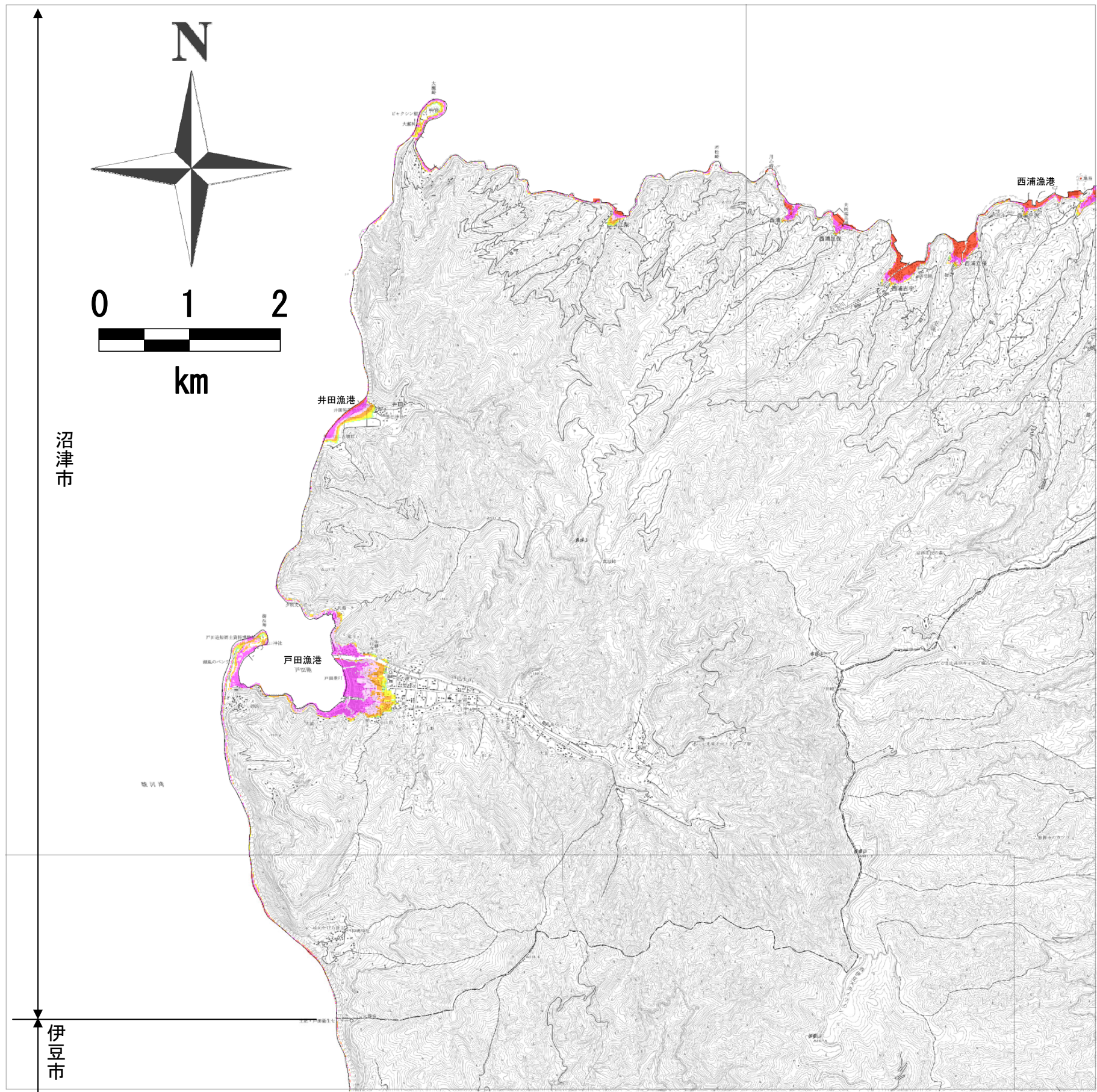
- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



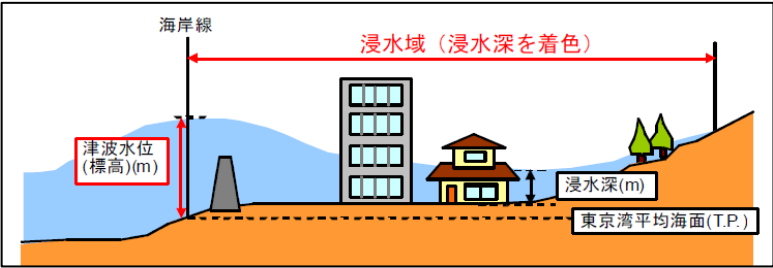
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図

20 沼津市



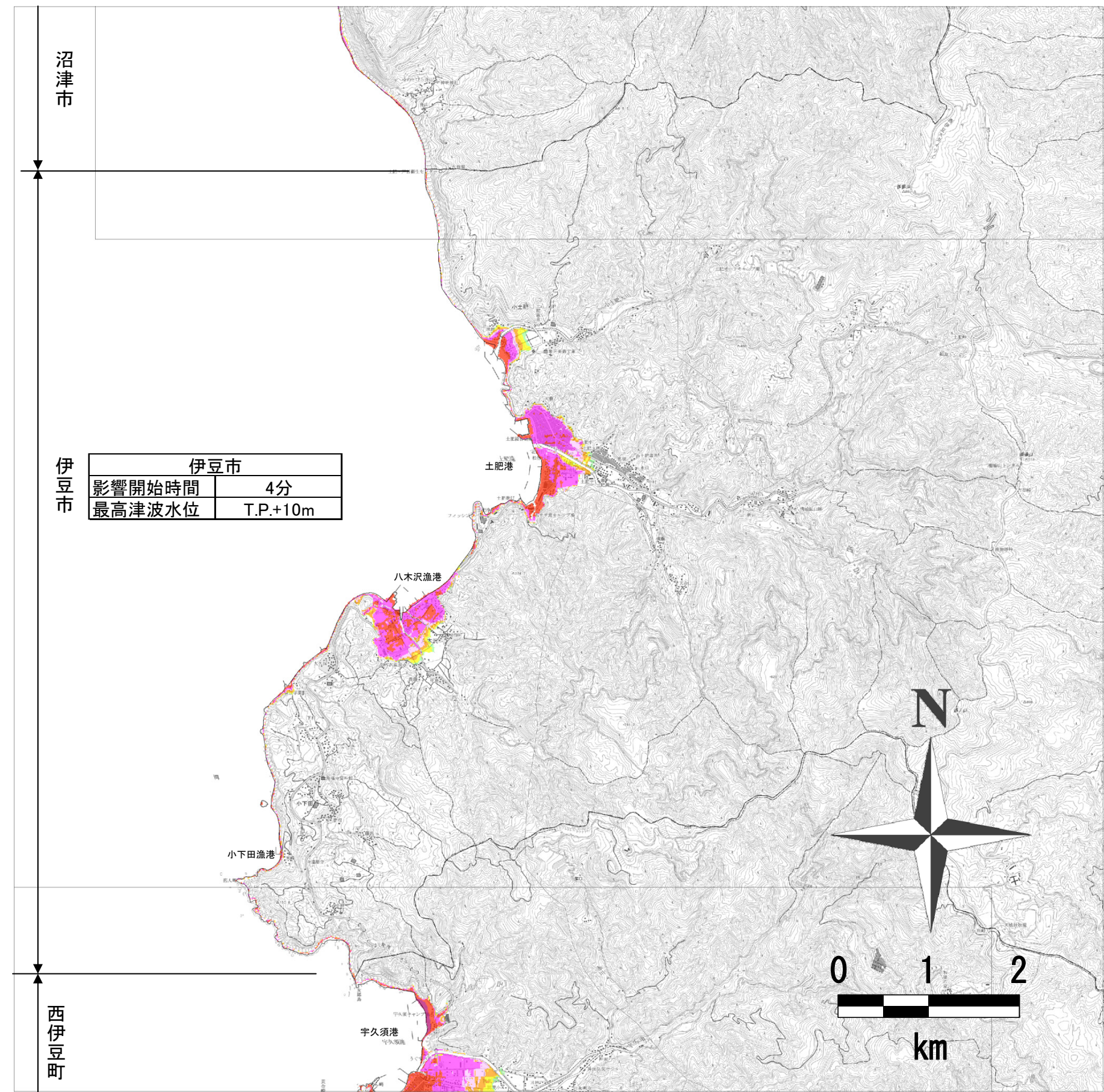
- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所があります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図

2 1 伊豆市



【留意事項】

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

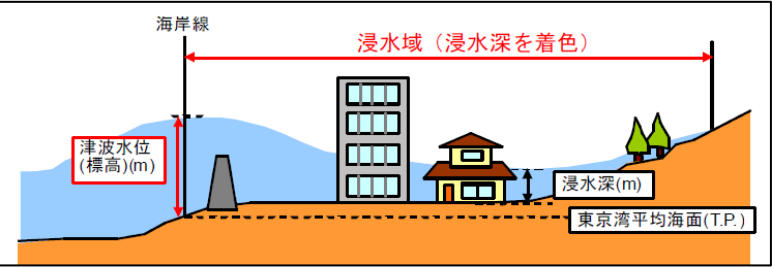
○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。

○津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

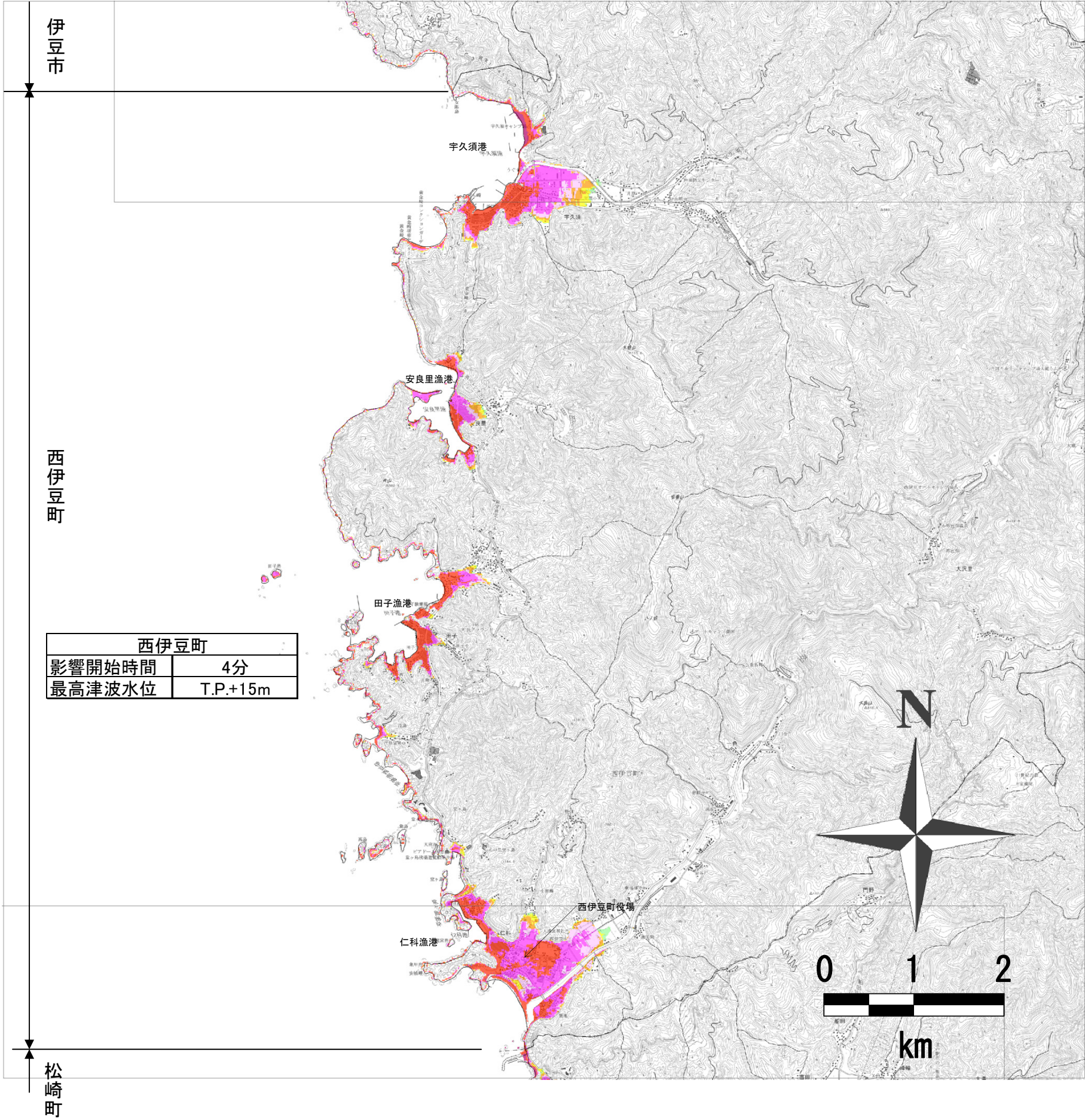
○浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

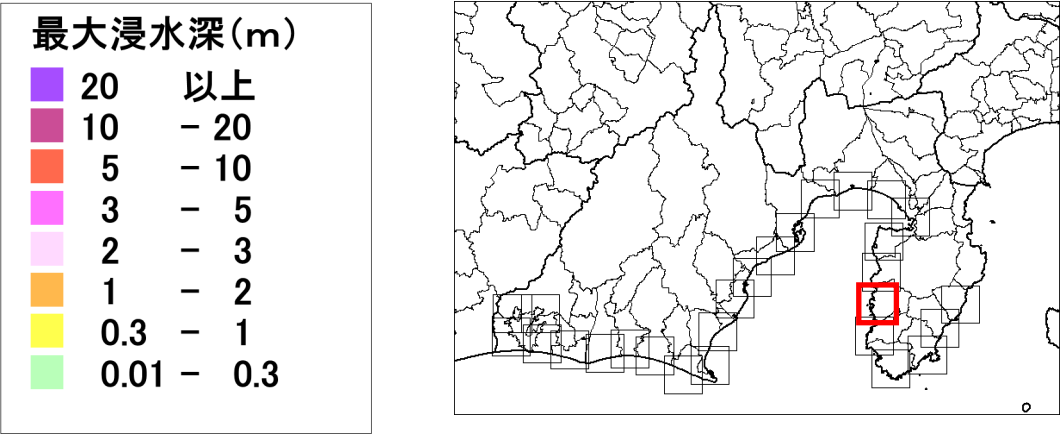


「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

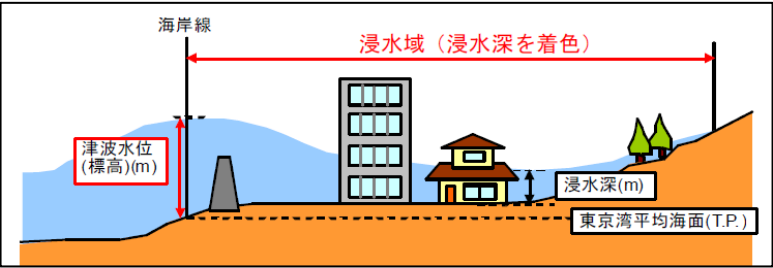
静岡県津波浸水想定図 市町別図



2 2 西伊豆町

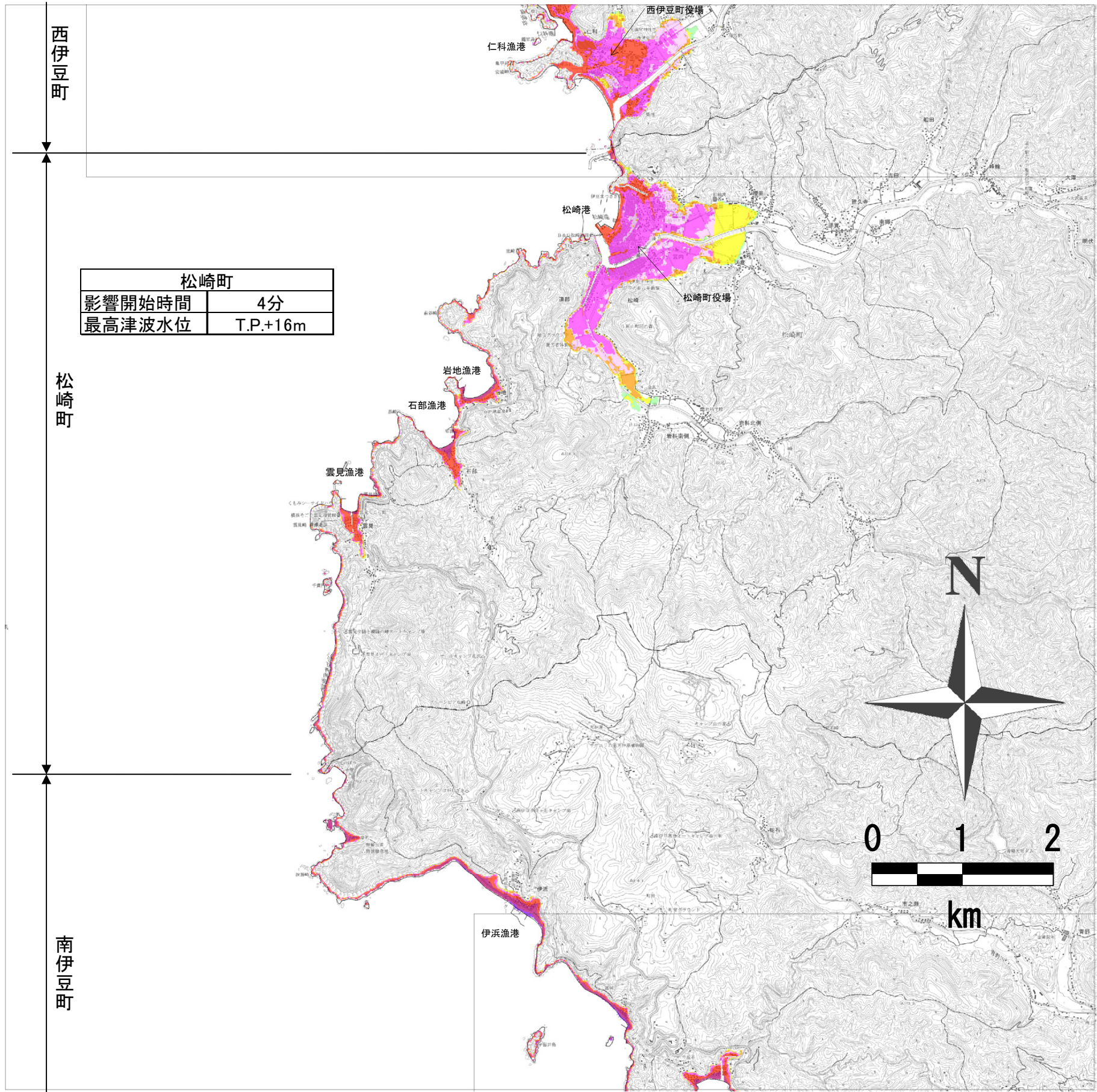


- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

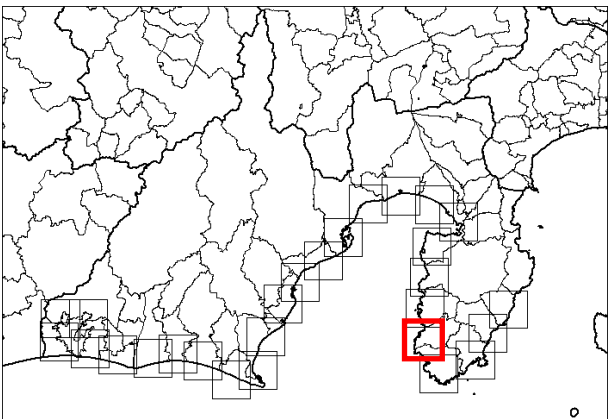
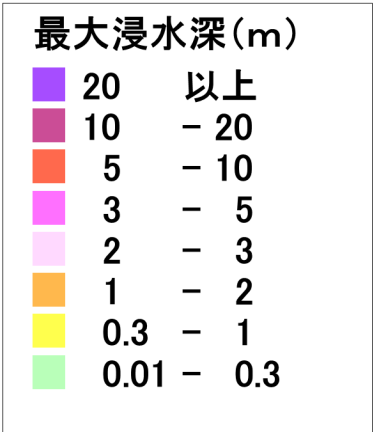


「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

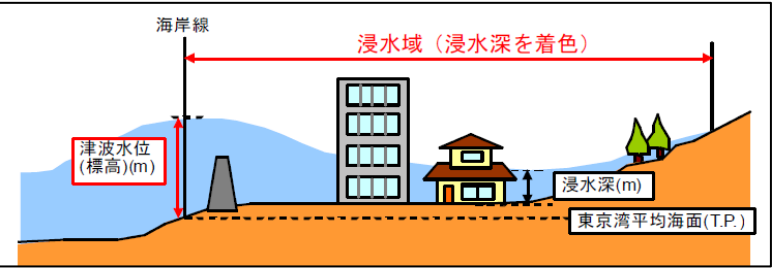
静岡県津波浸水想定図 市町別図



2 3 松崎町・南伊豆町

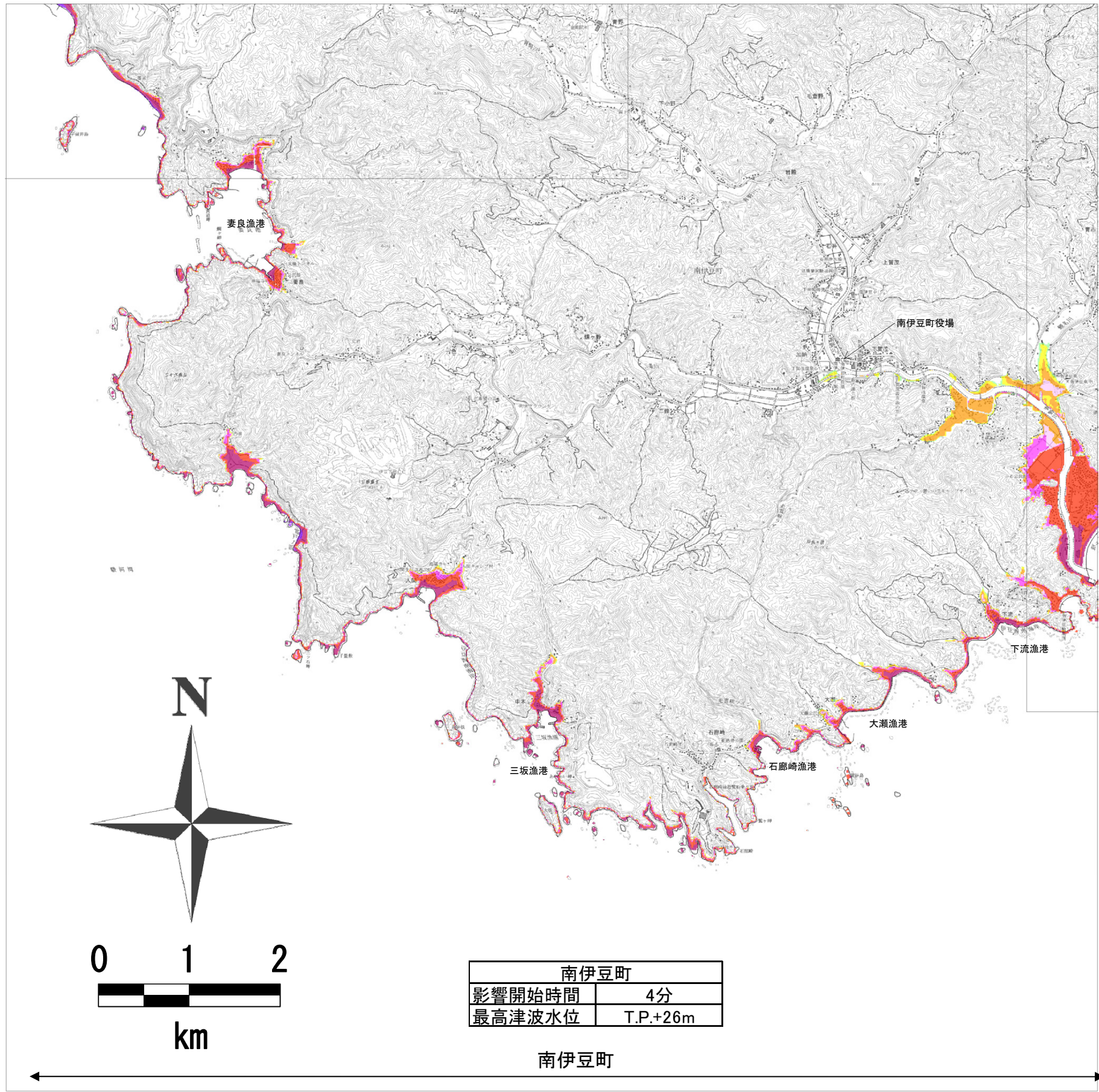


- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

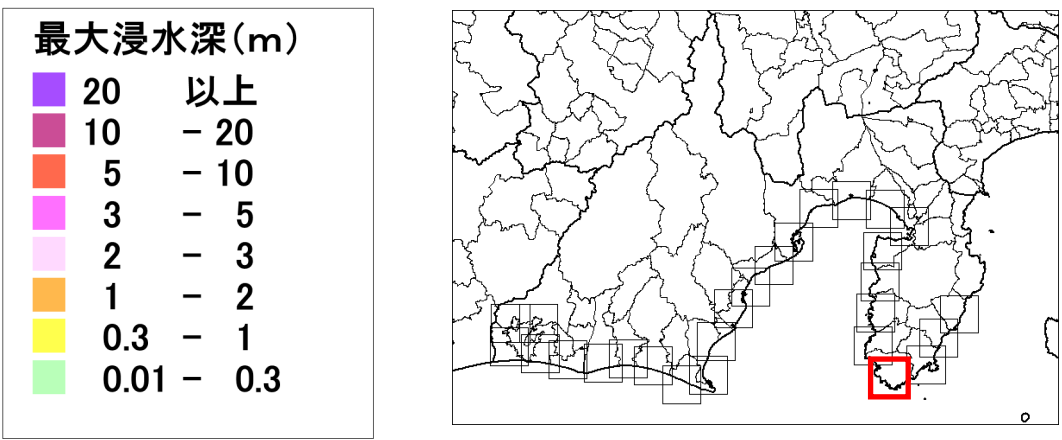


「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

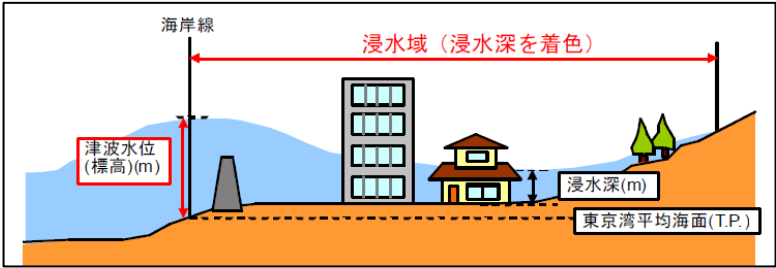
静岡県津波浸水想定図 市町別図



2 4 南伊豆町



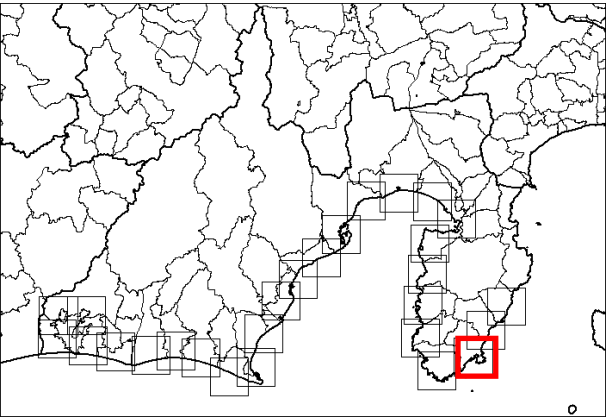
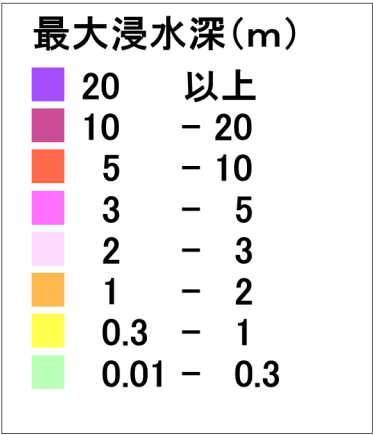
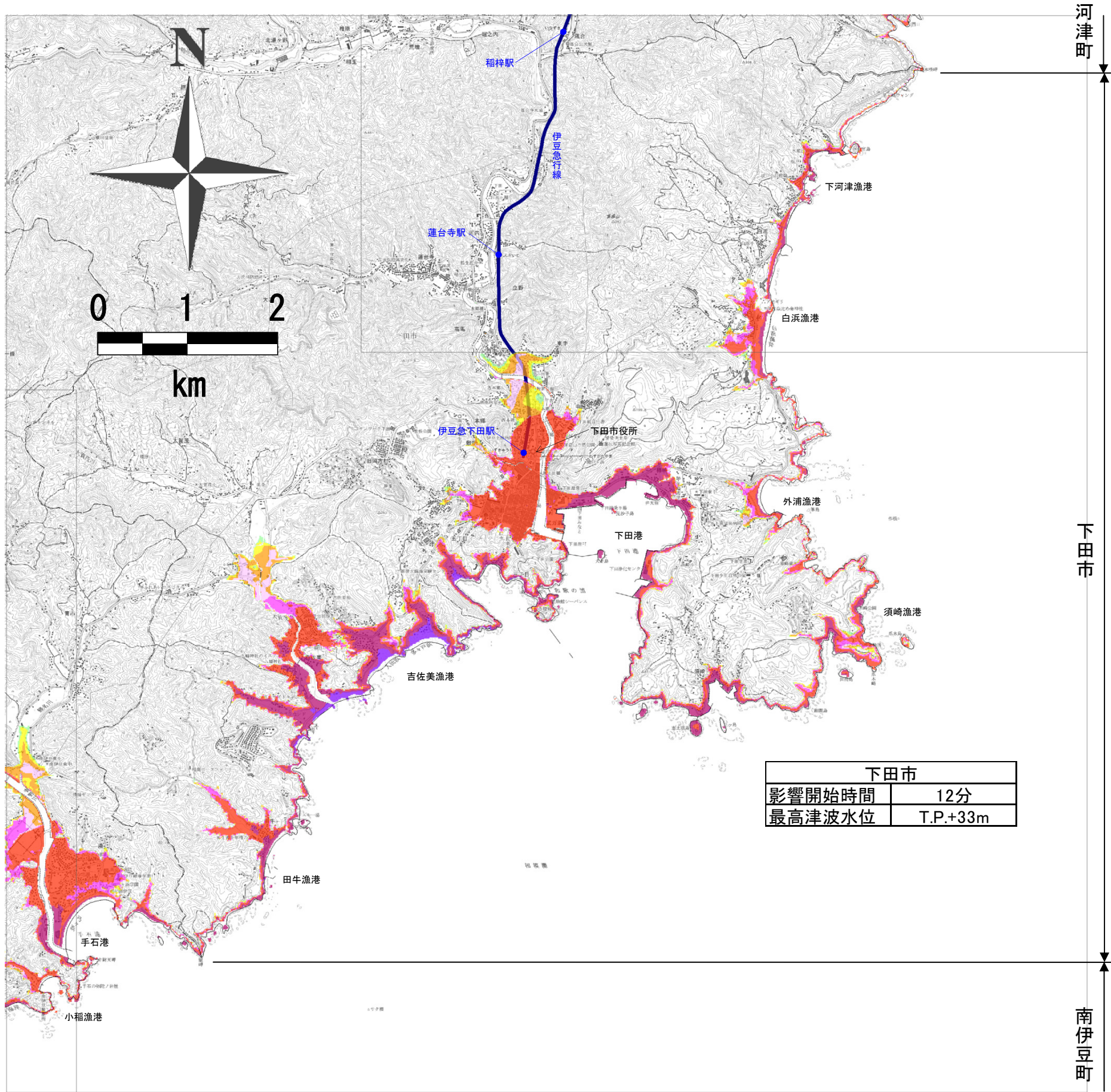
- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



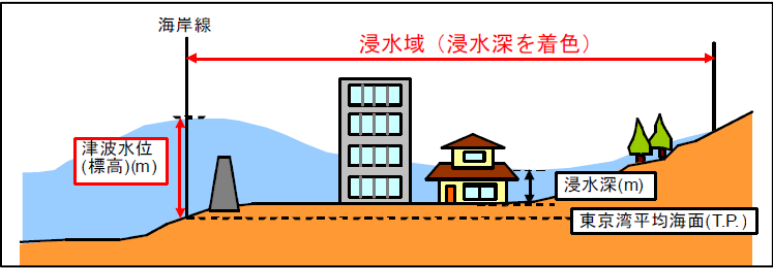
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図

25 下田市

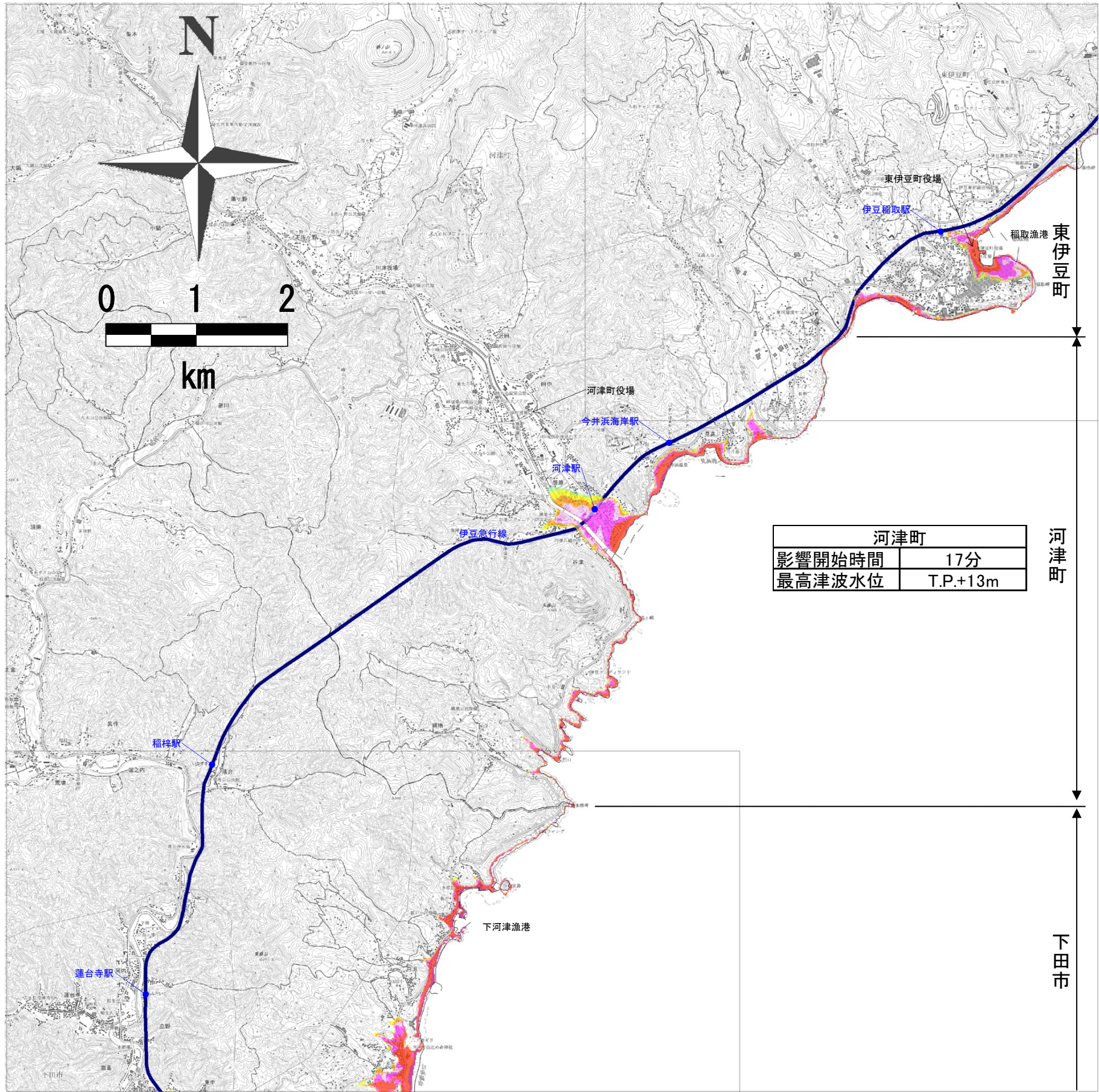


- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

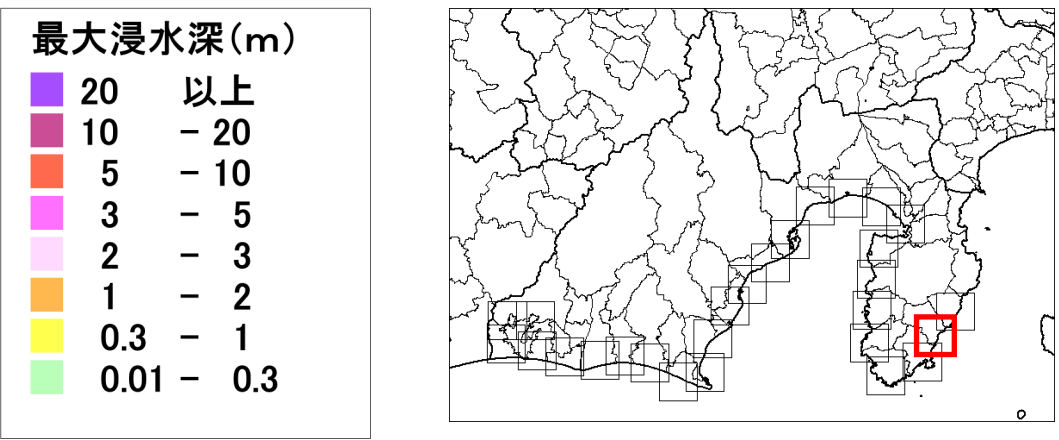


「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

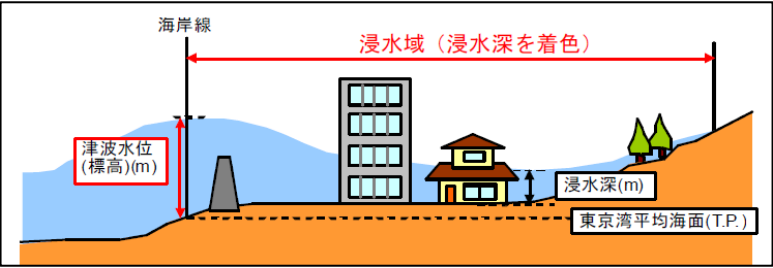
静岡県津波浸水想定図 市町別図



26 河津町

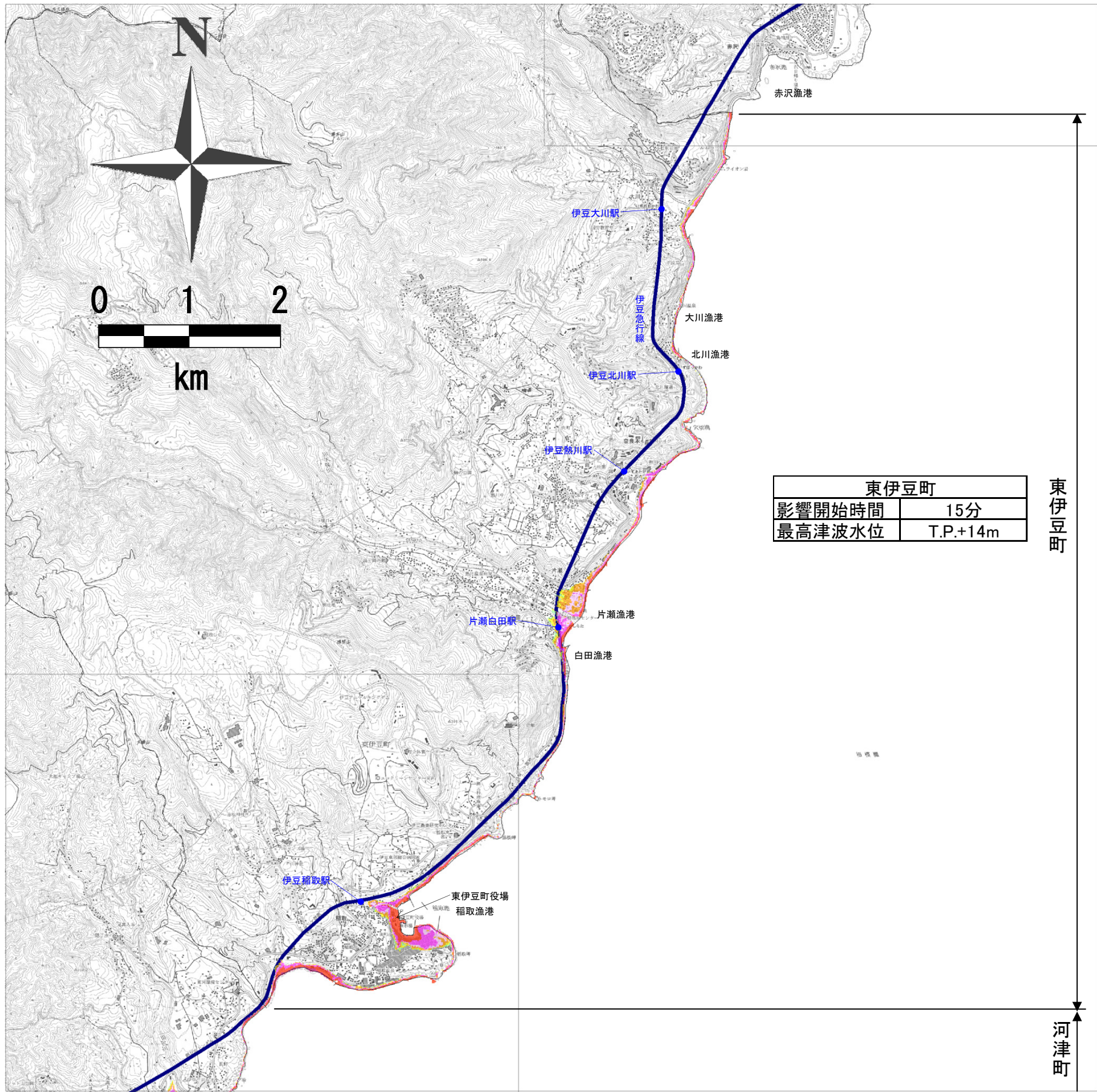


- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、何としても人命を守るという考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図



27 東伊豆町

最大浸水深(m)

20	以上
10	－ 20
5	－ 10
3	－ 5
2	－ 3
1	－ 2
0.3	－ 1
0.01	－ 0.3

【留意事項】

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。

○津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

参考資料

津波浸水想定について（解説）

津波浸水想定について (解 説)

1 津波対策の考え方

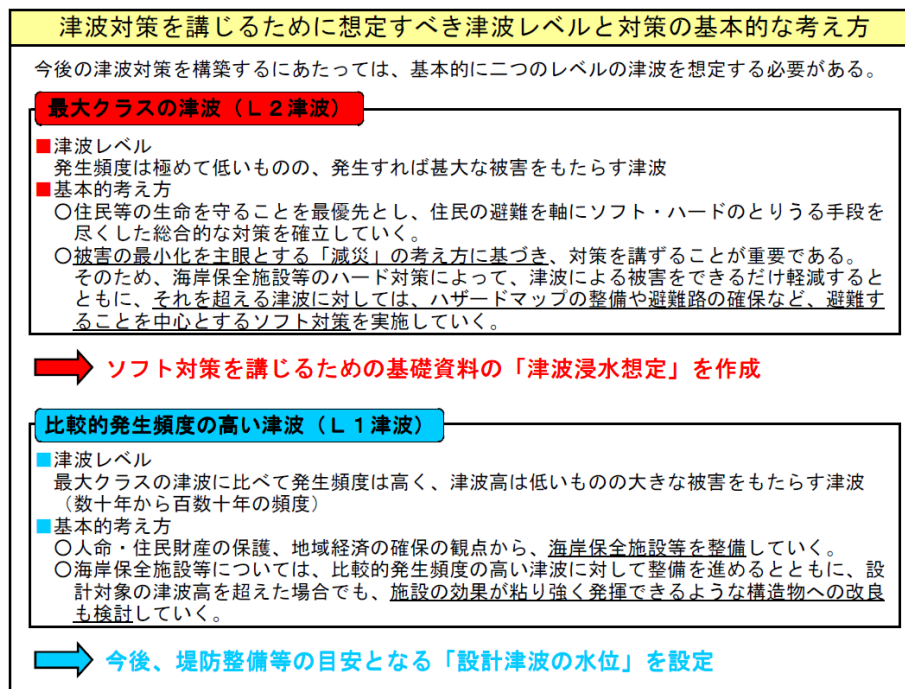
平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成 23 年 9 月 28 日（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告）に示しました。

この中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要があるとされています。

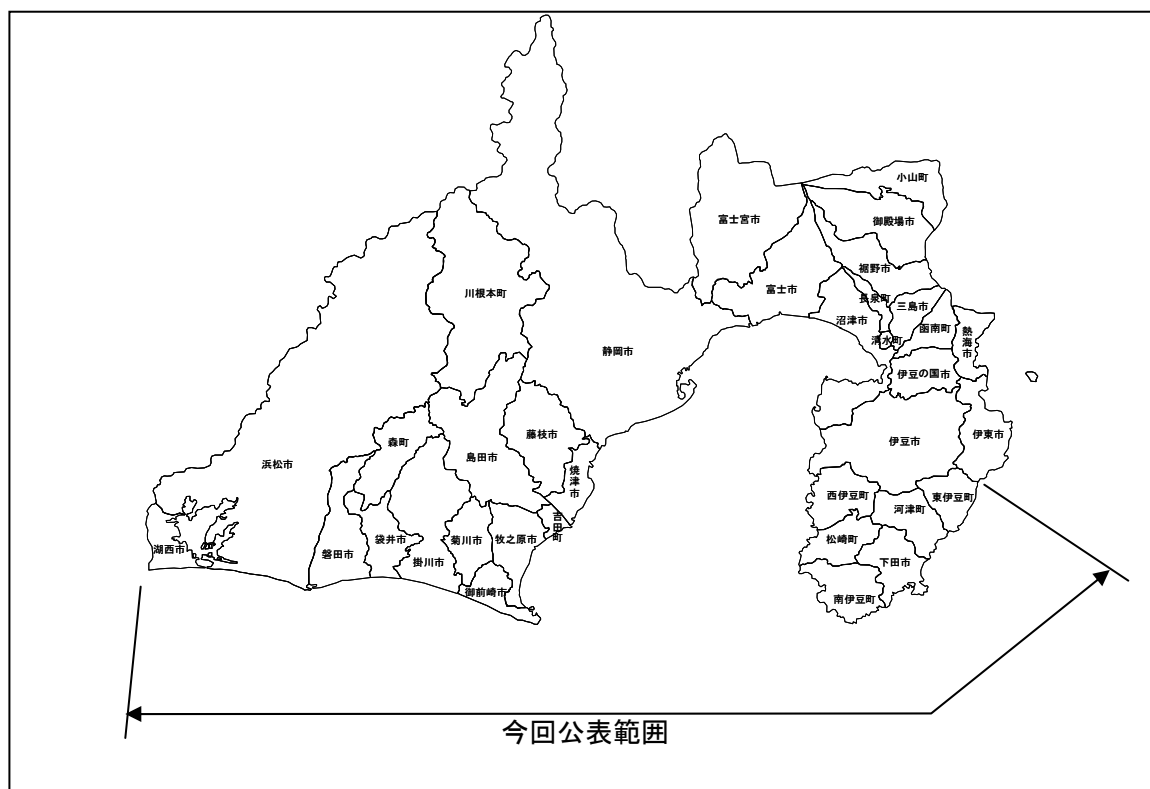
一つは、防波堤など構造物によって津波の内陸への進入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波（L1 津波）です。

もう一つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波（L2 津波）です。

静岡県では、平成 25 年 6 月に静岡県第 4 次地震被害想定を公表しました。この中で、静岡県に被害を及ぼすおそれのある L1 津波、L2 津波についても検討しております。この結果に基づき、L1 津波に対する津波対策として、護岸・堤防等の施設整備検討の目安となる「津波に対する必要堤防高」について検討しました。また、L2 津波に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる「津波浸水想定」を作成しました。



図ー1 津波対策を構築するにあたって想定すべき津波レベルと対策の基本的考え方



図－２ 今回津波浸水想定を公表する範囲について

静岡県第４次地震被害想定では、全県域について津波浸水域図の作成を行っていますが、以下のとおり、相模トラフ沿いで発生する津波についても考慮する必要があることから、静岡県第４次地震被害想定で静岡県が用いた元禄型関東地震の独自モデルによる浸水の影響が考えられる範囲を除く部分（賀茂郡東伊豆町～湖西市）について、南海トラフの巨大地震の津波による浸水想定を公表することとしました。

○相模トラフ側の津波の考慮

南海トラフ巨大地震の波源は駿河トラフ～南海トラフにあり、伊豆半島沿岸北東部においては、東側にある相模トラフで発生する津波が卓越すると考えられています。相模トラフ側の津波においては、現在内閣府の「首都直下地震モデル検討会」が、津波断層モデルの構築を行っていることから、国のシミュレーションの結果を考慮してから公表する予定です。

2 留意事項

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から想定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 津波浸水想定は、浸水域や浸水深等は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

3 津波浸水想定の記事事項及び用語の解説

3-1 記事事項

<基本事項>

- ① 浸水域
- ② 浸水深
- ③ 留意事項（2 の事項）

<参考事項>

- ④ 最高津波水位
- ⑤ 影響開始時間
- ⑥ 最大津波到達時間（本紙 5-2 に記載しています）

3-2 用語の解説

（1）浸水域

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域

（2）浸水深

①陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ

②津波浸水想定は今後の活用を念頭に、下記のような凡例で表示

(3) 津波の水位 (※1)

津波襲来時の海岸線から沖合約 30m の地点における、地域海岸ごとの東京湾平均海面からの海面の高さ (標高 (※2) で表示)

(4) 影響開始時間

海域を伝播してきた津波により、海岸線から沖合約 30m の地点において初期水位から +50cm の発生が生じるまでの時間

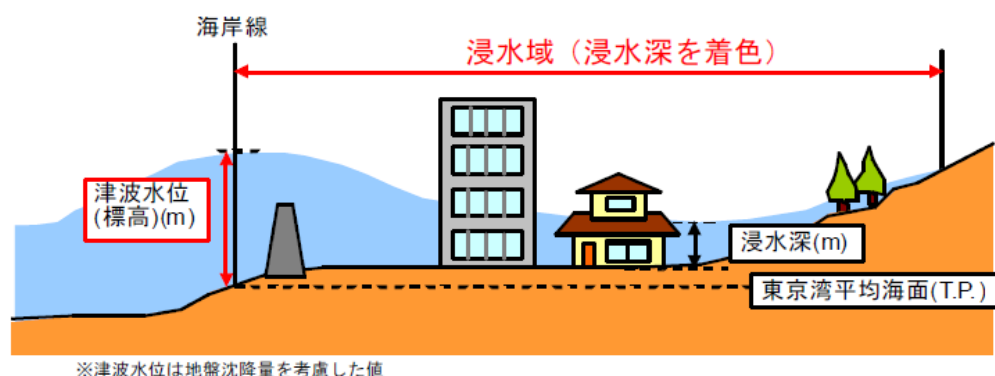


図-3 各種高さの模式図



図-4 浸水深凡例

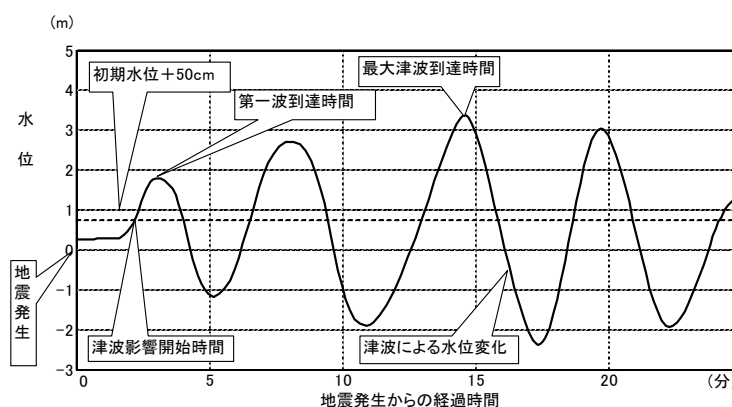


図-5 影響開始時間、到達時間

※1 気象庁が発表する津波の高さは、平常潮位 (津波がなかった場合の同じ時間の潮位) からの高さ。

※2 標高は東京湾平均海面からの高さ (単位: T.P. +m) として表示しています。

4 津波浸水シミュレーションについて

4-1 最大クラスの津波について

(1) 過去に静岡県沿岸に襲来した津波について

過去に静岡県沿岸に襲来した既往津波については、「飯田汲事教授論文集」、「安政東海地震津波被害調査報告書」等静岡県の調査報告書、「津波痕跡データベース」から、津波高に係る信頼性が高いとされる記録が確認できた津波を抽出・整理しました。

(2) 静岡県沿岸に襲来する可能性のある津波について

内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11ケースの津波断層モデルについて検討を行いました。

(3) 最大クラスの津波の設定について

地域海岸毎に下記のグラフを作成し、津波の高さが最も大きい津波を、最大クラスの津波として設定しました。

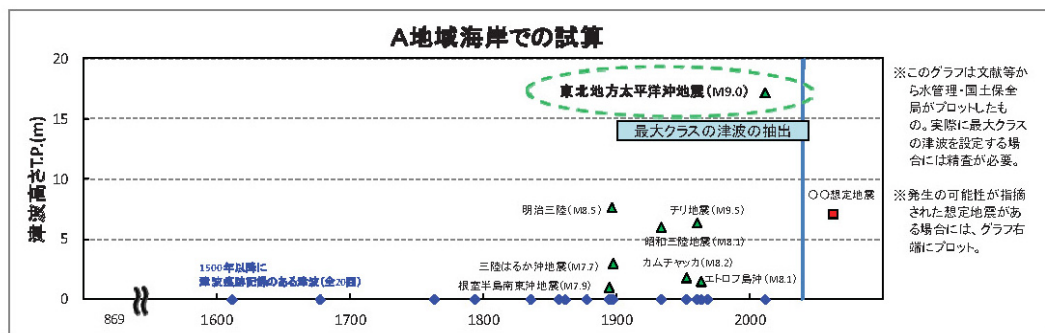


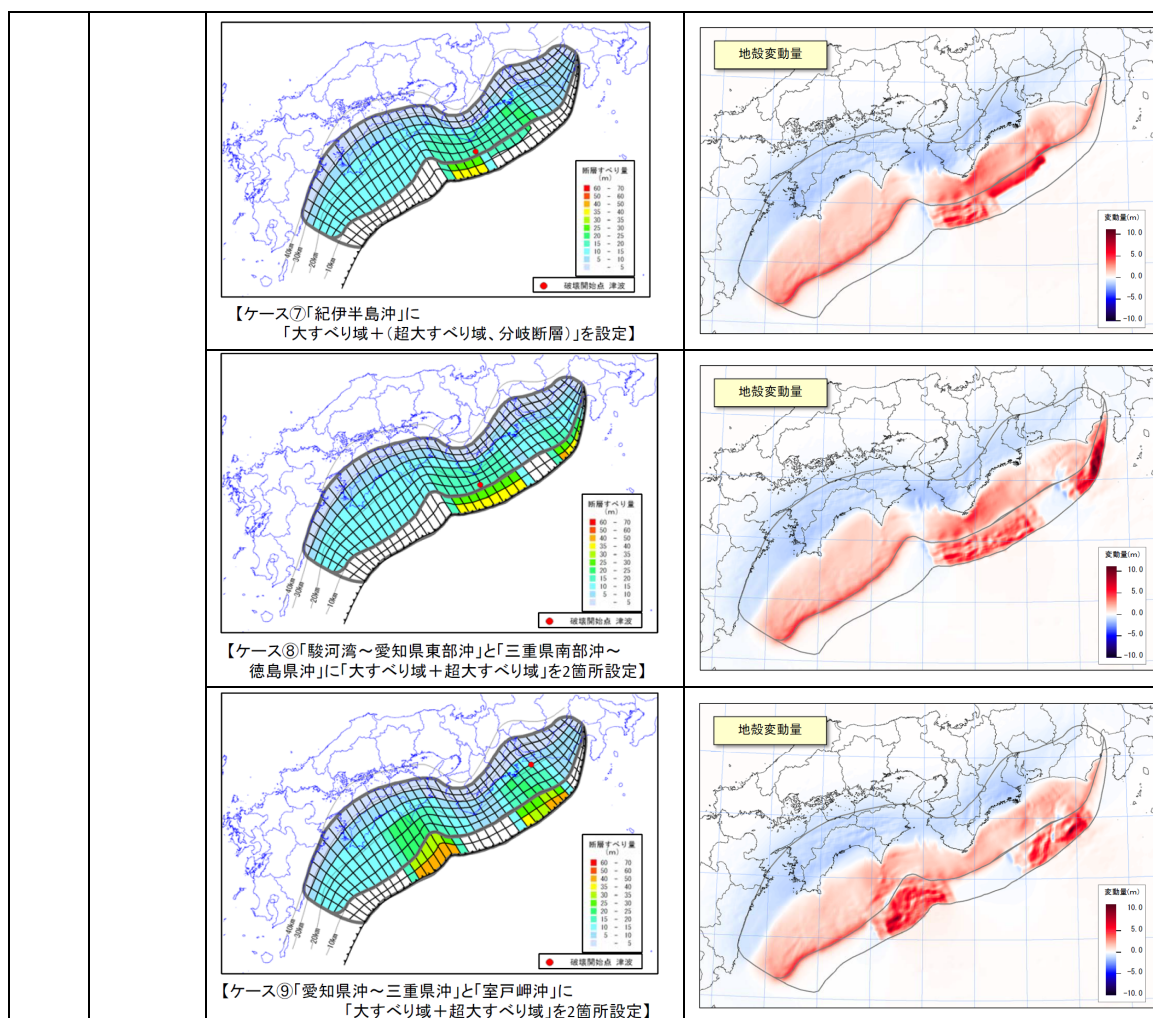
図-6 最大クラスの津波を選定するためのグラフ

(4) 選定した最大クラスの津波について

静岡県沿岸に最大クラスの津波をもたらすとされると想定される地震として、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した南海トラフ巨大地震の11モデルのうち、ケース①、⑥、⑧の3つのモデルを基本として選定し、ケース②、⑦、⑨については影響のある一部地域で計算しました。

表－1 選定した最大クラスの津波

対象津波		南海トラフ巨大地震	
マグニチュード		Mw=9.1	
使用モデル		内閣府(2012)モデル	
概要	説明	内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が平成24年8月29日に公表した、南海トラフ沿いで発生しうる最大クラスの地震である「南海トラフの巨大地震」。	
	震源域	津波断層モデル	地殻変動量
		【ケース①「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定】	初期水位分布
		【ケース②「紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定】	初期水位分布
		【ケース⑥「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+(超大すべり域、分岐断層)」を設定】	地殻変動量



※津波断層モデル、地殻変動量は「南海トラフの巨大地震モデル検討会」(第二次報告),
(内閣府、2013) より引用

(5) 津波浸水シミュレーションについて

選定したそれぞれの津波について、静岡県沿岸全域において津波浸水シミュレーションを実施しました。

市町名	検討モデルケース					
	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨
静岡市	●	●	●	●	●	●
浜松市	●		●		●	
沼津市	●		●		●	
富士市	●		●		●	
磐田市	●		●		●	
焼津市	●	●	●	●	●	●
掛川市	●	●	●	●	●	●
袋井市	●		●		●	
下田市	●		●		●	
湖西市	●		●		●	
伊豆市	●		●		●	
御前崎市	●	●	●	●	●	●
牧之原市	●		●		●	
東伊豆町	●		●		●	
河津町	●		●		●	
南伊豆町	●		●		●	
松崎町	●		●		●	
西伊豆町	●		●		●	
吉田町	●	●	●	●	●	●

●：シミュレーションを実施したモデルケース

(6) 津波浸水想定の設定について

今回の津波浸水想定においては、上表に示す複数のケースのシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を抽出しました。

影響開始時間は、地域海岸ごとに上記の複数のケースの津波の影響開始時間を算出し、最短となる時間を採用しました。

5 計算結果について

5-1 浸水面積について

今回の津波浸水想定による沿岸市町の浸水面積は以下のとおりです。

表－2 市町別浸水面積

市町名	内閣府公表 (H24年8月) 最大 (ha)	今回県公表 (ha)
静岡市駿河区	350	410
静岡市清水区	1,290	1,380
浜松市中区	320	180
浜松市西区	1,860	1,480
浜松市南区	2,170	2,330
浜松市北区	60	190
沼津市	670	760
富士市	290	240
磐田市	1,400	1,610
焼津市	1,150	1,430
掛川市	530	550
袋井市	170	250
下田市	490	500
湖西市	810	860
伊豆市	120	120
御前崎市	970	990
牧之原市	1,040	1,080
東伊豆町	70	70
河津町	70	70
南伊豆町	340	340
松崎町	180	180
西伊豆町	250	250
吉田町	600	650
計	15,200	15,920

5-2 津波の水位・影響開始時間について

今回の津波浸水想定による市町毎の最高津波水位・影響開始時間・最大津波到達時間については下表のとおりです。

表-3 市町別最高津波水位・影響開始時間・最大津波到達時間

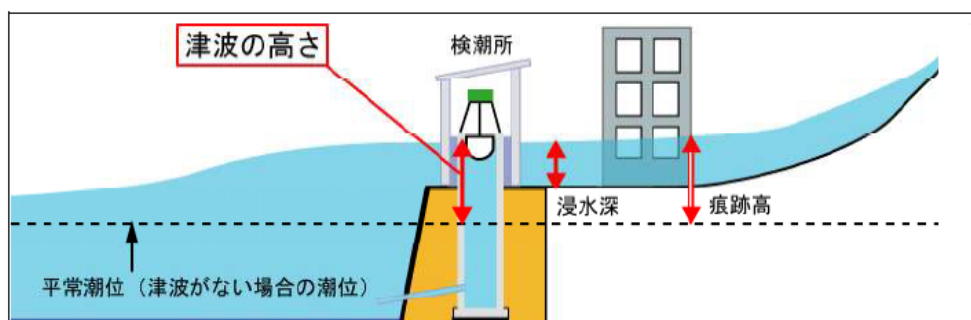
市町名	最高津波水位 (T. P. m)	影響開始時間 (分)	最大津波到達時間 (分)
静岡市駿河区	12	3	16
静岡市清水区	11	2	13
浜松市中区	—	—	—
浜松市西区	14	5	23
浜松市南区	15	4	22
浜松市北区	1	198	235
沼津市	10	3	19
富士市	6	3	15
磐田市	12	3	19
焼津市	10	2	25
掛川市	13	4	20
袋井市	10	4	19
下田市	33	12	18
湖西市	15	7	28
伊豆市	10	4	6
御前崎市	19	4	20
牧之原市	14	4	16
東伊豆町	14	15	21
河津町	13	17	21
南伊豆町	26	4	7
松崎町	16	4	6
西伊豆町	15	4	7
吉田町	9	3	20

※この津波浸水想定は、現在の知見を基に津波の浸水予測を行ったものであり、想定より大きな津波が襲来し、津波の水位が大きくなる可能性があります。

※津波水位は、海岸線から沖合約 30m の地点での津波の高さを標高で表示しています。

※影響開始時間は、各地域海岸の代表地点の中から最短の時間を表示しています。

※気象庁が発表する津波の高さは、平常潮位（津波がなかった場合の同じ時間の潮位）からの高さですので、津波水位とは異なります。



図－７ 「津波の高さ」の定義（気象庁）

6 今後について

今回の津波浸水想定を基に、沿岸市町では、津波ハザードマップの策定や住民の避難方法の検討、市町防災計画の改定などに取り組むこととなるため、市町に対する技術的な支援や指導・助言を行っていきます。

また、「津波防災地域づくりに関する法律」に関しては、津波防災地域づくりを総合的に推進するための「推進計画」の作成や、津波災害警戒区域の指定などについても、今後、市町と一体となり検討していく必要があるため、総合的な津波防災対策として、関係部局や市町との連絡・協議体制を強化していきます。

なお、相模トラフ沿いで発生する最大クラスの津波も含めて、今回設定した最大クラスの津波については、津波断層モデルの新たな知見（内閣府・中央防災会議・隣接県等）が得られた場合には、必要に応じて検討していきます。

(参考資料)

1 地域海岸の設定

地域海岸は、静岡県伊豆半島沿岸、駿河湾沿岸、遠州灘沿岸の沿岸域を湾の形状や山付け等の自然条件、文献や被災履歴等の過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションの津波高から、同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸線で区分したものです。

沿岸名	地域海岸		区 間	箇 所 名
伊豆半島沿岸	1	熱海港	神奈川県境～赤根崎	熱海市泉～熱海市上多賀
	2	多賀	赤根崎～熱海市下多賀	熱海市上多賀～熱海市下多賀
	3	網代	熱海市下多賀～大崎	熱海市下多賀～伊東市宇佐美
	4	初島	初島	熱海市初島
	5	宇佐美	大崎～伊東市湯川	伊東市宇佐美～伊東市湯川
	6	伊東港	伊東市湯川～与望島	伊東市湯川～伊東市新井
	7	川奈	与望島～川奈崎	伊東市新井～伊東市川奈
	8	八幡野富戸	川奈崎～伊東市八幡野	伊東市川奈～伊東市八幡野
	9	東伊豆	伊東市八幡野～黒根崎	伊東市八幡野～賀茂郡東伊豆町白田
	10	稲取	黒根崎～本根崎	賀茂郡東伊豆町白田～賀茂郡河津町縄地
	11	白浜	本根崎～外浦地先	賀茂郡河津町縄地～下田市白浜
	12	外浦	外浦地先～爪木崎	下田市白浜～下田市須崎
	13	須崎	爪木崎～赤崎	下田市須崎
	14	下田	赤崎～狼煙崎	下田市須崎～下田市五丁目
	15	吉佐美	狼煙崎～長磯	下田市五丁目～下田市田牛
	16	田牛	長磯～盪岬	下田市田牛
	17	手石	盪岬～大瀬	下田市田牛～賀茂郡南伊豆町大瀬
	18	石廊崎	大瀬～石廊崎	賀茂郡南伊豆町大瀬～賀茂郡南伊豆町石廊崎
	19	三坂	石廊崎～三ツ石岬	賀茂郡南伊豆町石廊崎～賀茂郡南伊豆町入間
	20	南伊豆	三ツ石岬～二十六夜山	賀茂郡南伊豆町入間～賀茂郡南伊豆町妻良
	21	妻良	二十六夜山～波勝崎	賀茂郡南伊豆町妻良～賀茂郡南伊豆町伊浜
	22	雲見	波勝崎～黒崎	賀茂郡南伊豆町伊浜～賀茂郡松崎町石部
	23	岩地	黒崎～萩谷崎	賀茂郡松崎町石部～賀茂郡松崎町岩地
	24	松崎	萩谷崎～今山	賀茂郡松崎町岩地～賀茂郡西伊豆町安良里
	25	安良里	今山～黄金崎	賀茂郡西伊豆町安良里～賀茂郡西伊豆町宇久須
	26	宇久須	黄金崎～恋人岬	賀茂郡西伊豆町宇久須～伊豆市小下田
	27	土肥	恋人岬～碧の丘	伊豆市小下田～沼津市戸田
	28	戸田	碧の丘～大瀬崎	沼津市戸田～沼津市西浦江梨

(参考資料)

沿岸名	地域海岸		区 間	箇 所 名
駿河湾沿岸	29	西浦	大瀬崎～長井崎	沼津市西浦江梨～沼津市西浦木負
	30	内浦	長井崎～大久保の鼻	沼津市西浦木負～沼津市獅子浜
	31	沼津	大久保の鼻～牛臥山	沼津市獅子浜～沼津市下香貫
	32	富士	牛臥山～富士川河口	沼津市下香貫～富士市五貫島
	33	由比	富士川河口～薩捶峠	富士市五貫島～静岡市清水区由比西倉澤
	34	清水	薩捶峠～三保の松原南	静岡市清水区由比西倉澤～静岡市清水区折戸
	35	静岡	三保の松原南～安倍川河口	静岡市清水区折戸～静岡市駿河区広野
	36	用宗	安倍川河口～焼津大崩	静岡市駿河区広野～静岡市駿河区石部
	37	焼津	焼津大崩～焼津漁港海岸	静岡市駿河区石部～焼津市田尻
	38	志太榛原	焼津田尻海岸～萩間川	焼津市田尻～牧之原市大江
	39	相良	萩間川～須々木川	牧之原市大江～牧之原市須々木
	40	相良須々木	須々木川～地頭方漁港	牧之原市須々木～牧之原市新庄
	41	御前崎	地頭方漁港～下岬	牧之原市新庄～御前崎市御前崎
遠州灘沿岸	42	浜岡	下岬～浜岡砂丘西	御前崎市御前崎～御前崎市池新田
	43	遠州灘東	浜岡砂丘西～天竜川	御前崎市池新田～磐田市駒場
	44	遠州灘西	天竜川～愛知県境	磐田市駒場～湖西市白須賀

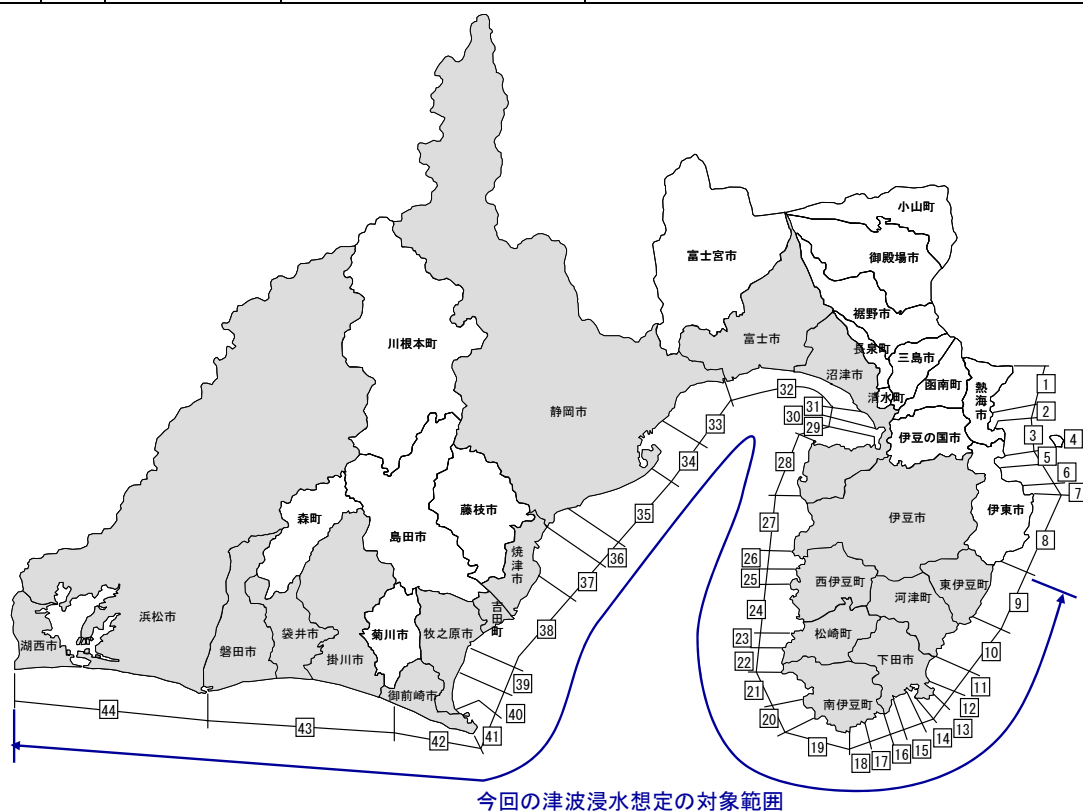


図-1 地域海岸の区分

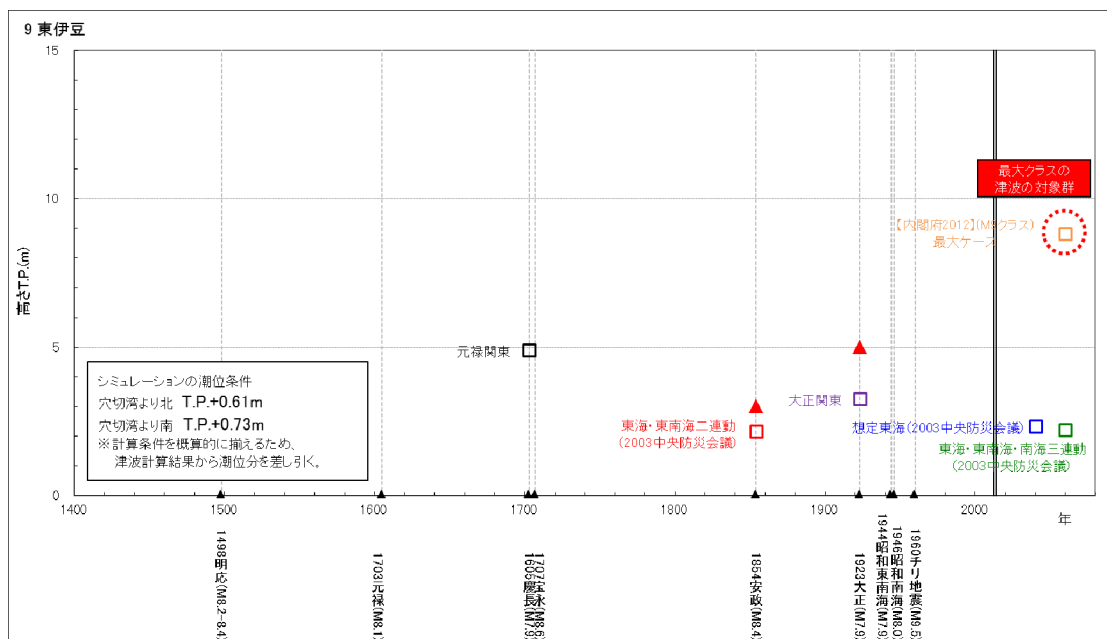
(参考資料)

2 最大クラスの津波の設定について

過去に静岡県沿岸域に襲来した各種津波と今後襲来する可能性のある各種想定津波の津波高を用いて、地域海岸毎に下記のグラフを作成し、津波の高さが最も大きい津波を、最大クラスの津波として設定しました。

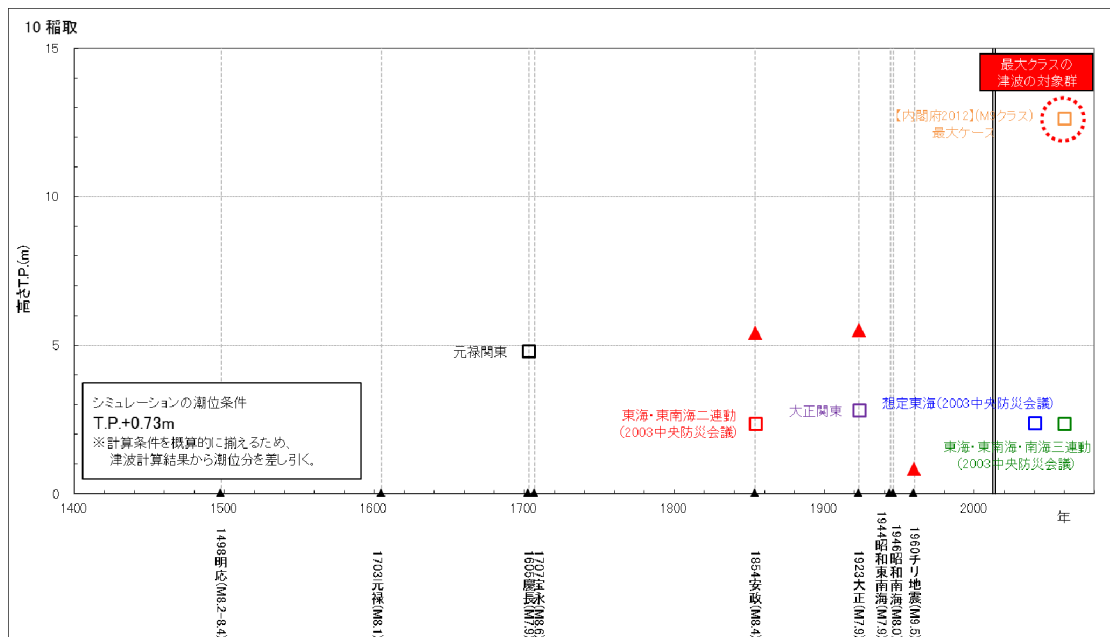
今回の津波浸水想定公表対象範囲では、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 モデルのうち、主にケース①、⑥、⑧が最大クラスの津波となりました。

○地域海岸（9 東伊豆）：伊東市八幡野～賀茂郡東伊豆町白田

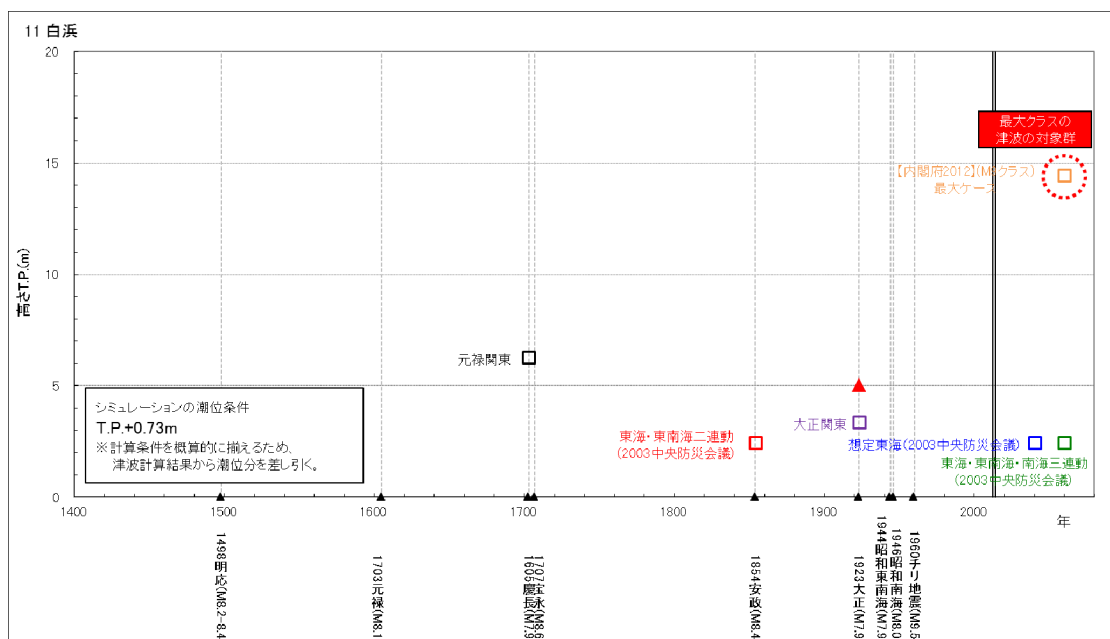


(参考資料)

○地域海岸（10 稲取）：賀茂郡東伊豆町白田～賀茂郡河津町縄地

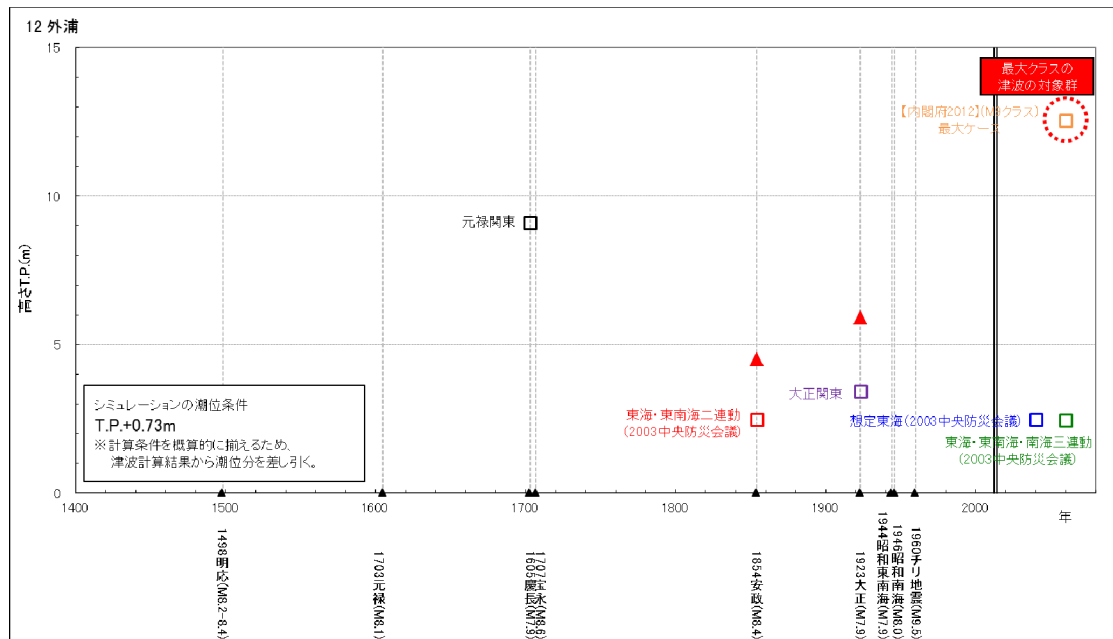


○地域海岸（11 白浜）：賀茂郡河津町縄地～下田市白浜

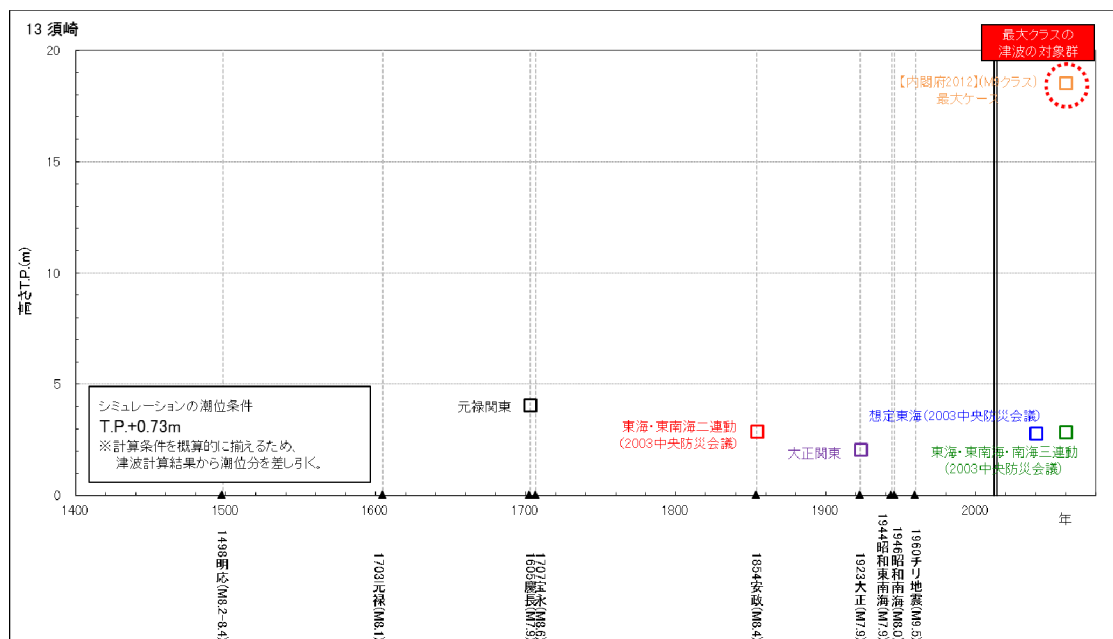


(参考資料)

○地域海岸（12 外浦）：下田市白浜～下田市須崎

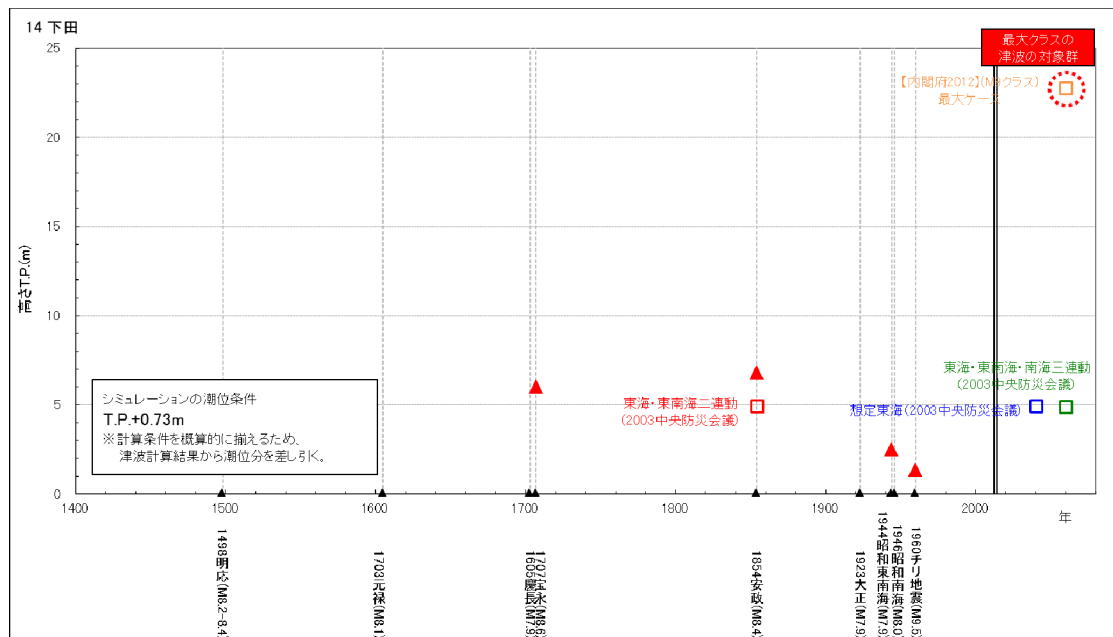


○地域海岸（13 須崎）：下田市須崎

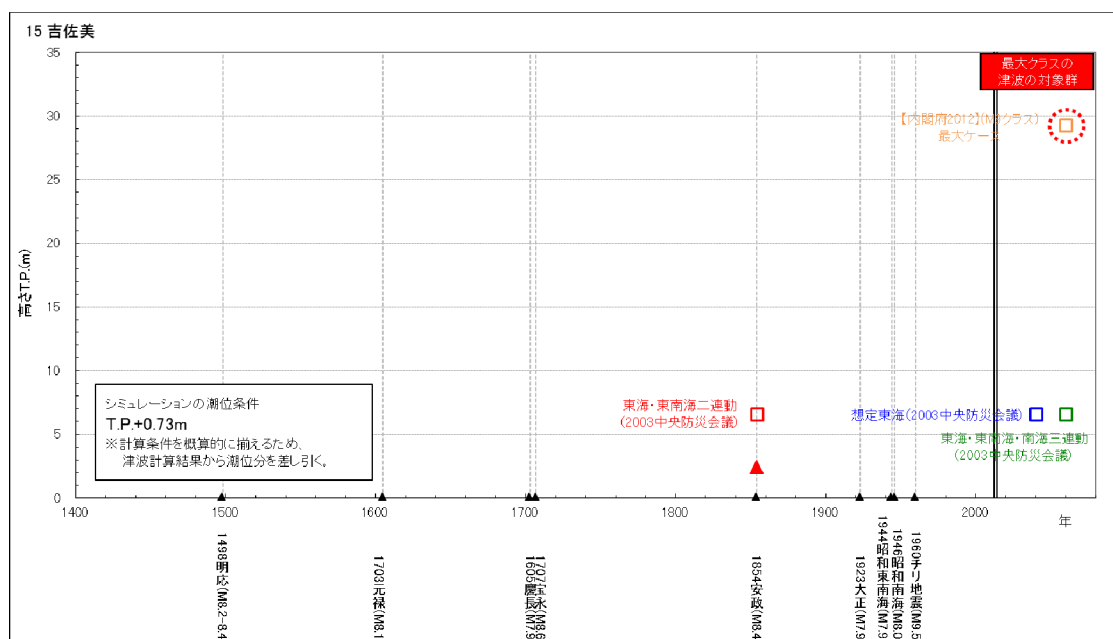


(参考資料)

○地域海岸（14 下田）：下田市須崎～下田市五丁目

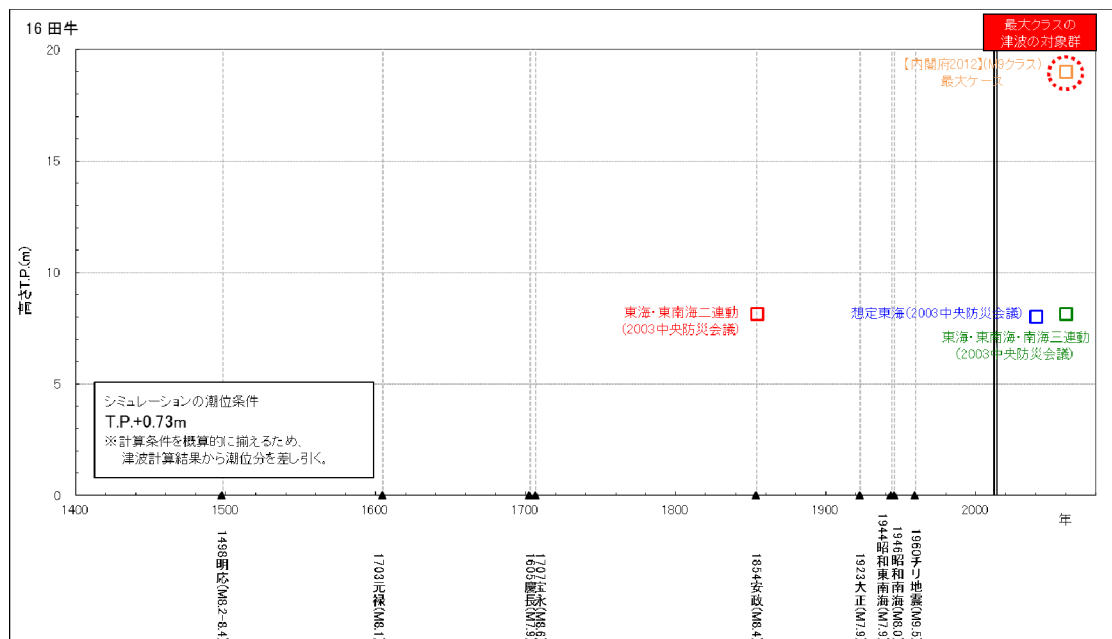


○地域海岸（15 吉佐美）：下田市五丁目～下田市田牛

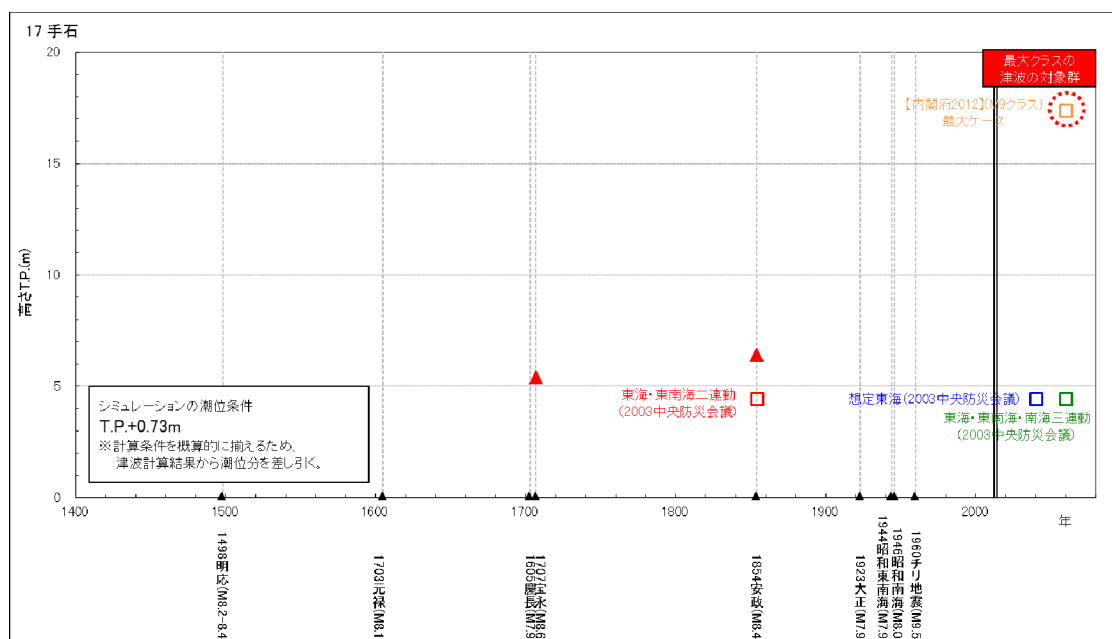


(参考資料)

○地域海岸（16 田牛）：下田市田牛

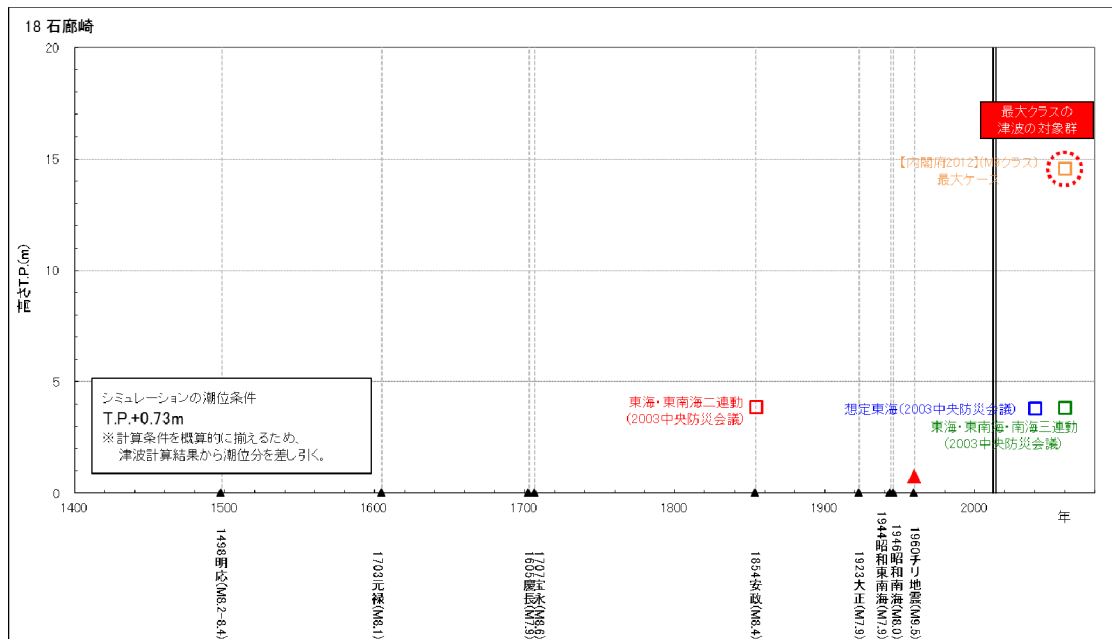


○地域海岸（17 手石）：下田市田牛～賀茂郡南伊豆町大瀬

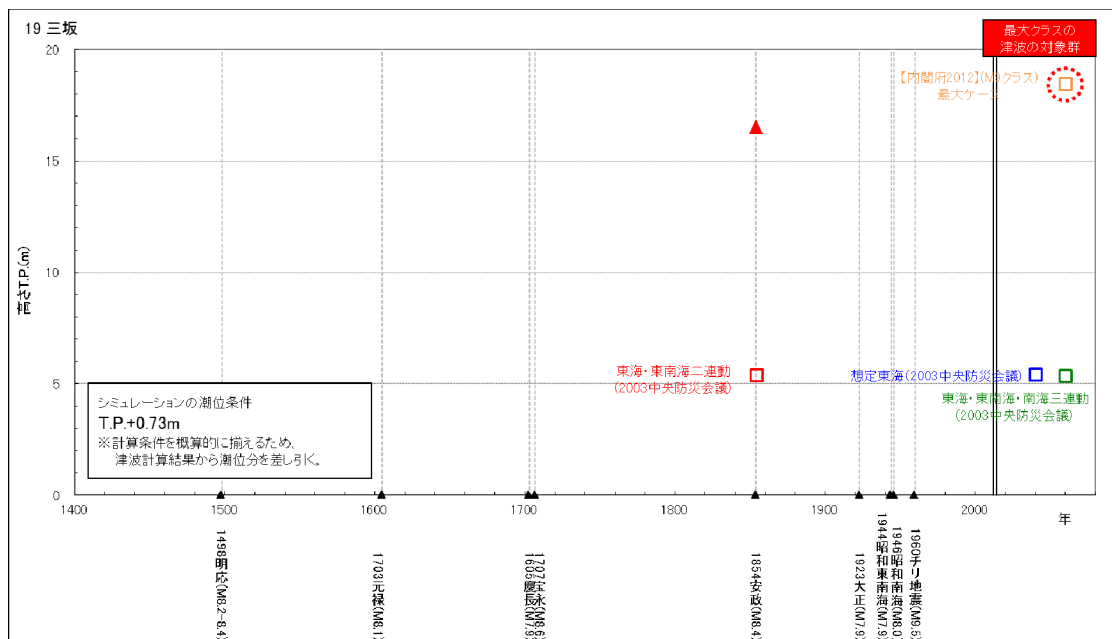


(参考資料)

○地域海岸（18 石廊崎）：賀茂郡南伊豆町大瀬～賀茂郡南伊豆町石廊崎

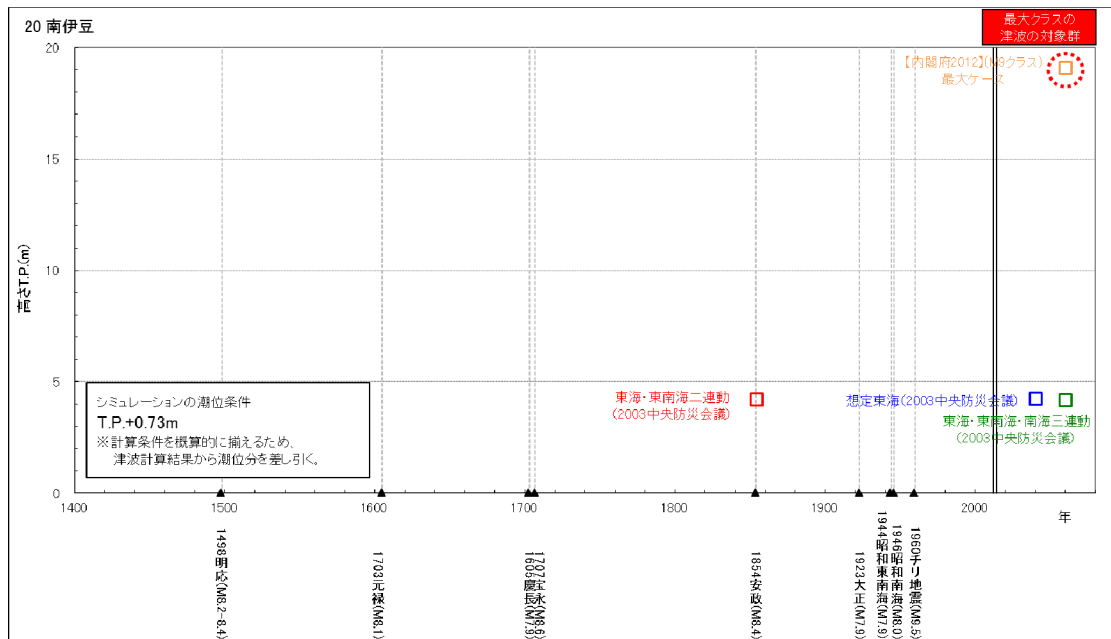


○地域海岸（19 三坂）：賀茂郡南伊豆町石廊崎～賀茂郡南伊豆町入間

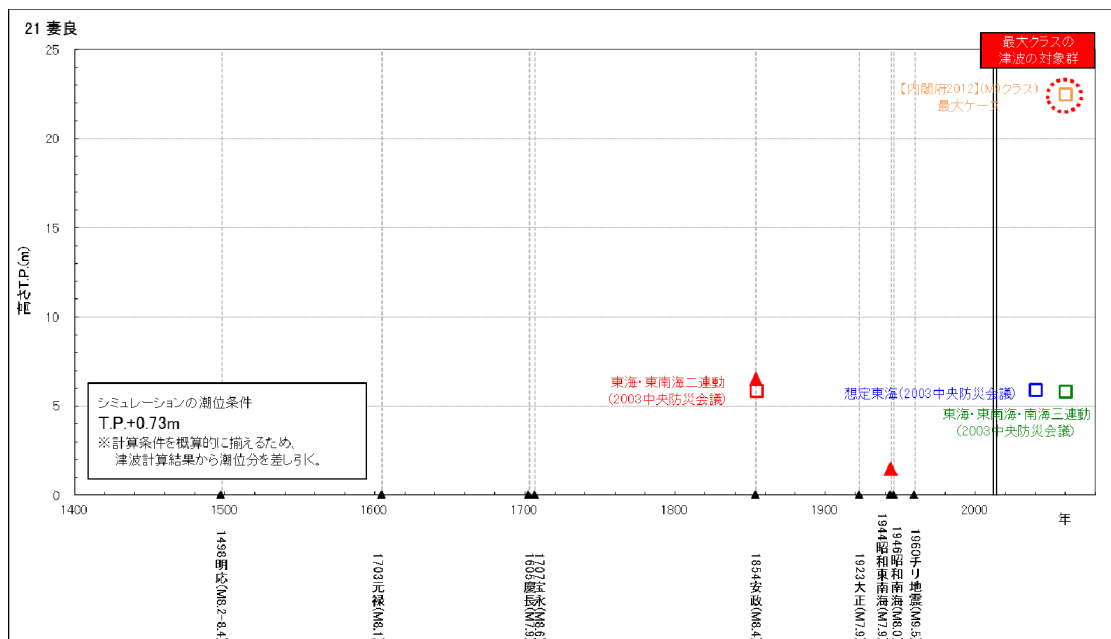


(参考資料)

○地域海岸 (20 南伊豆) : 賀茂郡南伊豆町入間～賀茂郡南伊豆町妻良

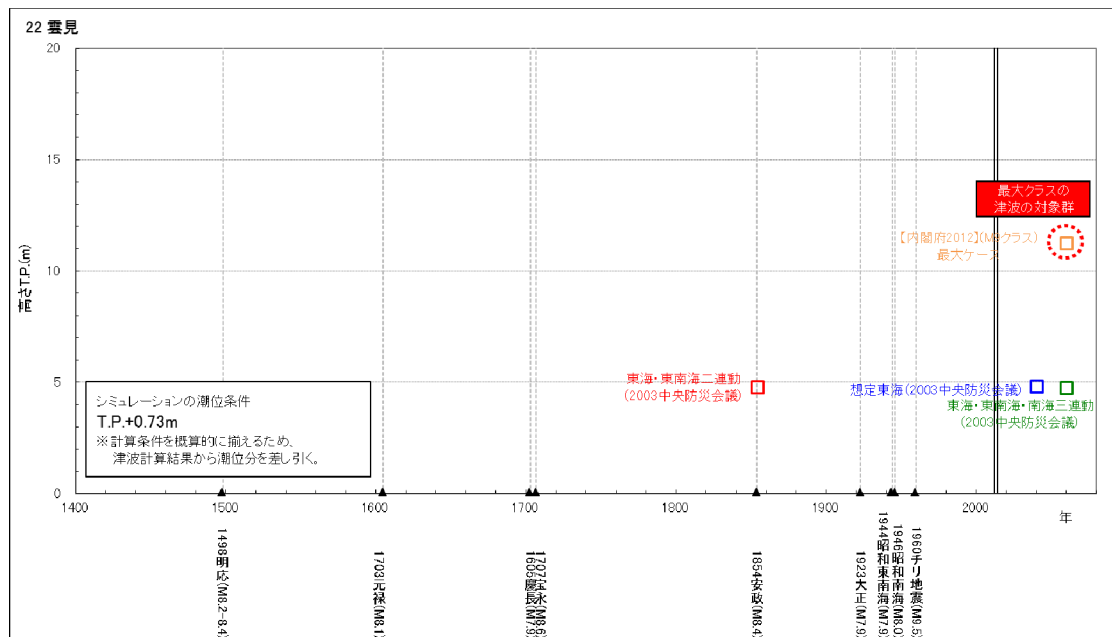


○地域海岸 (21 妻良) : 賀茂郡南伊豆町妻良～賀茂郡南伊豆町伊浜

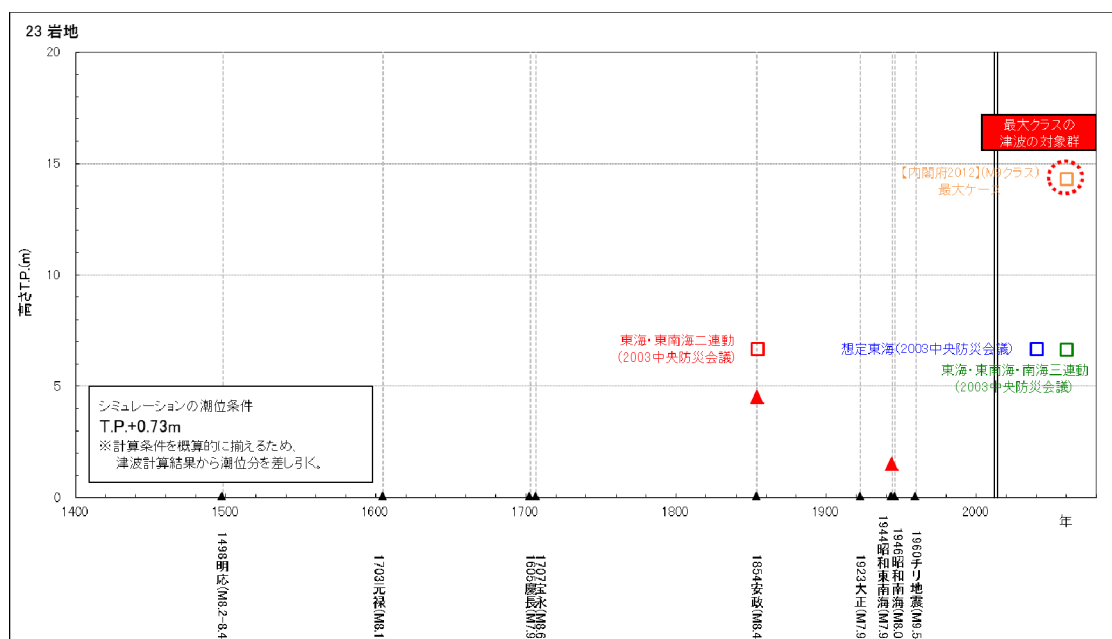


(参考資料)

○地域海岸（22 雲見）：賀茂郡南伊豆町伊浜～賀茂郡松崎町石部

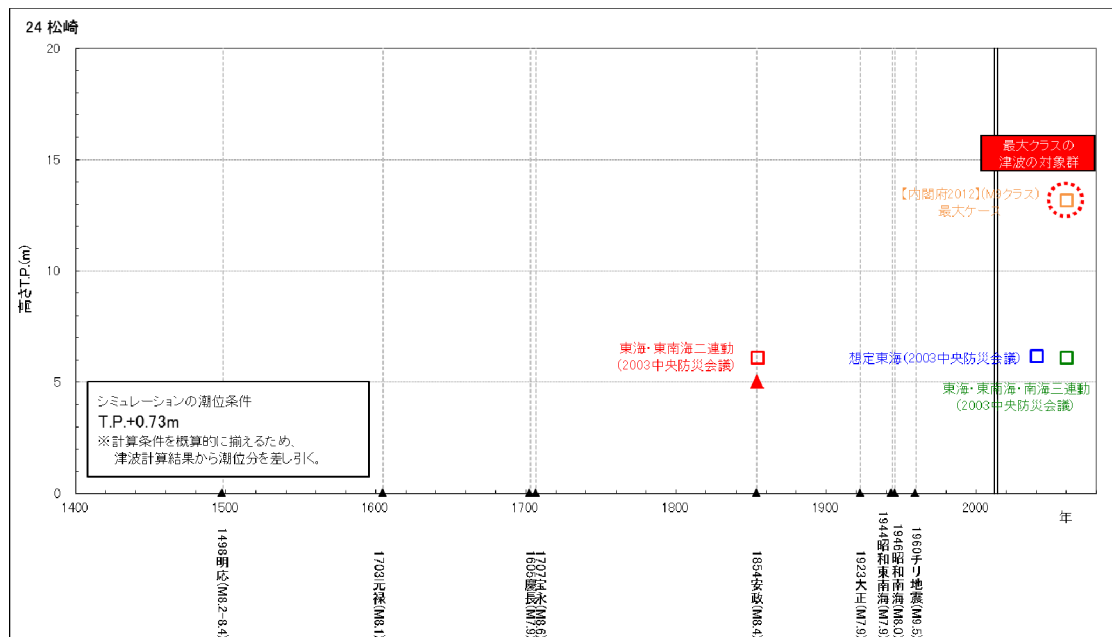


○地域海岸（23 岩地）：賀茂郡松崎町石部～賀茂郡松崎町岩地

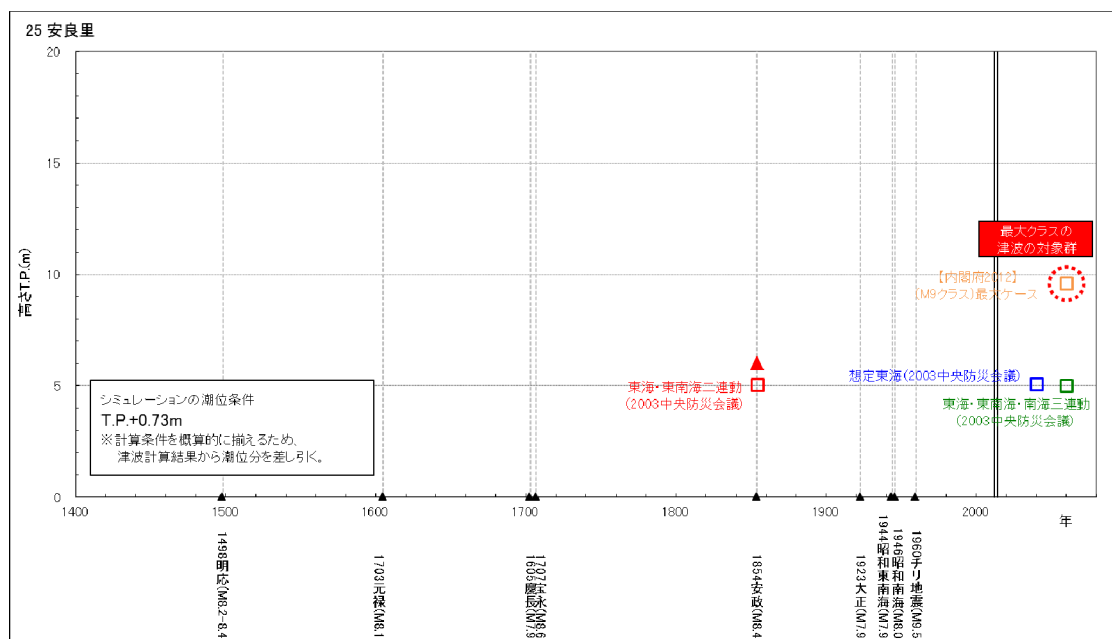


(参考資料)

○地域海岸（24 松崎）：賀茂郡松崎町岩地～賀茂郡松崎町安良里

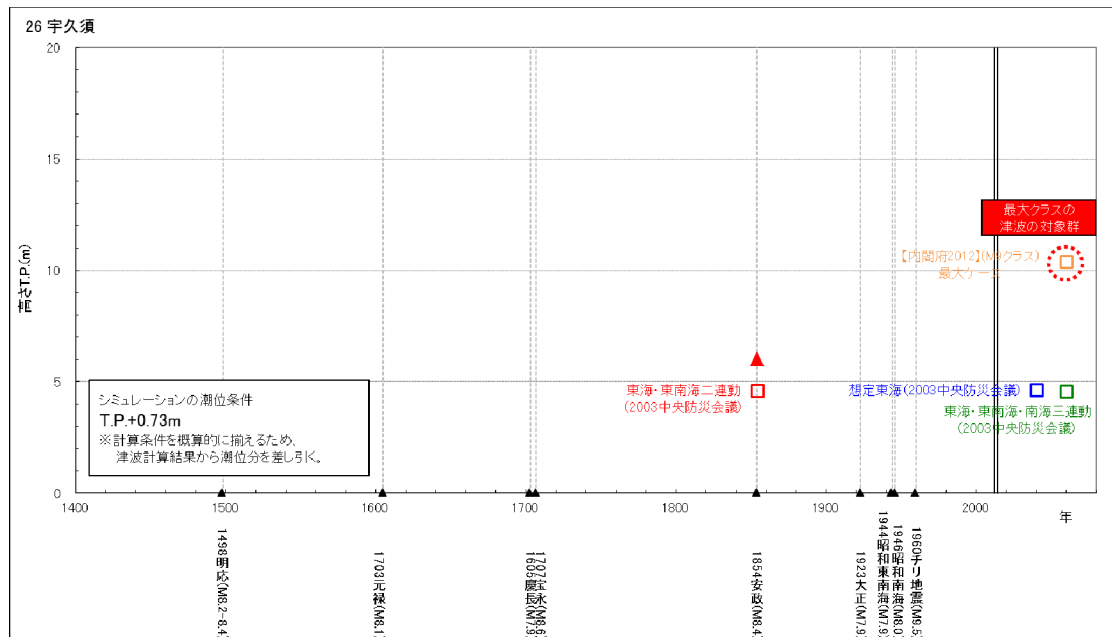


○地域海岸（25 安良里）：賀茂郡松崎町安良里～賀茂郡松崎町宇久須

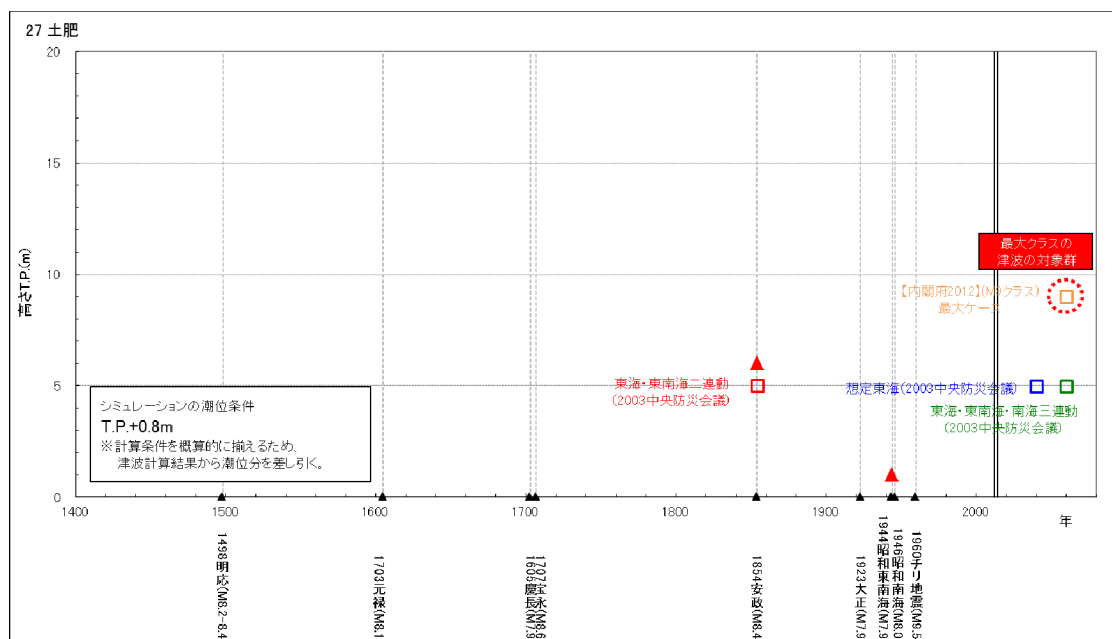


(参考資料)

○地域海岸 (26 宇久須) : 賀茂郡松崎町宇久須～伊豆市小下田

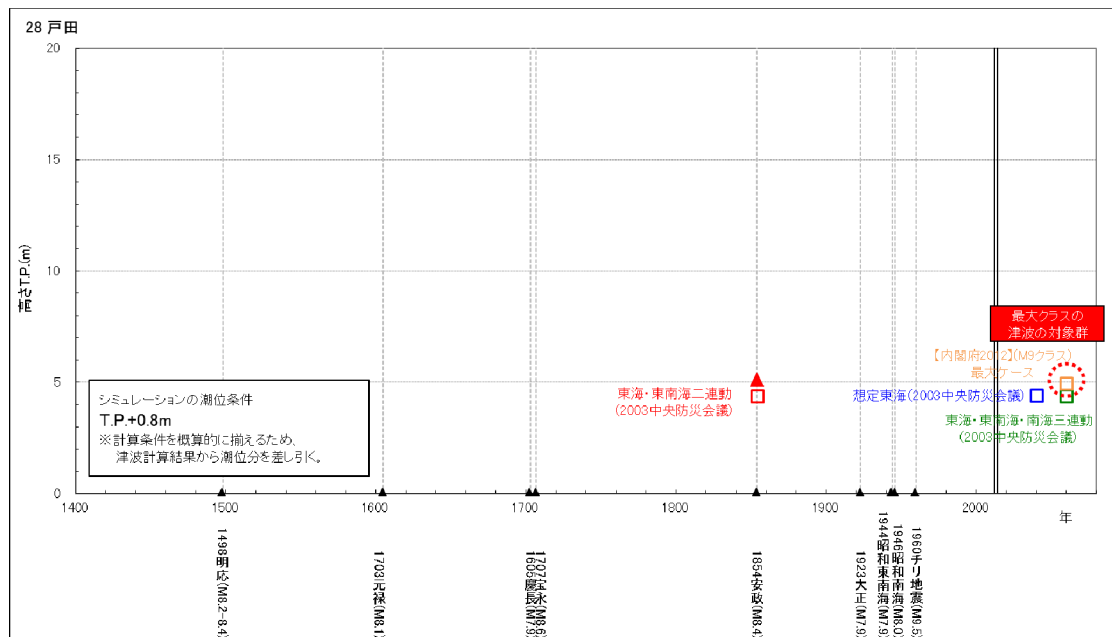


○地域海岸 (27 土肥) : 伊豆市小下田～沼津市戸田

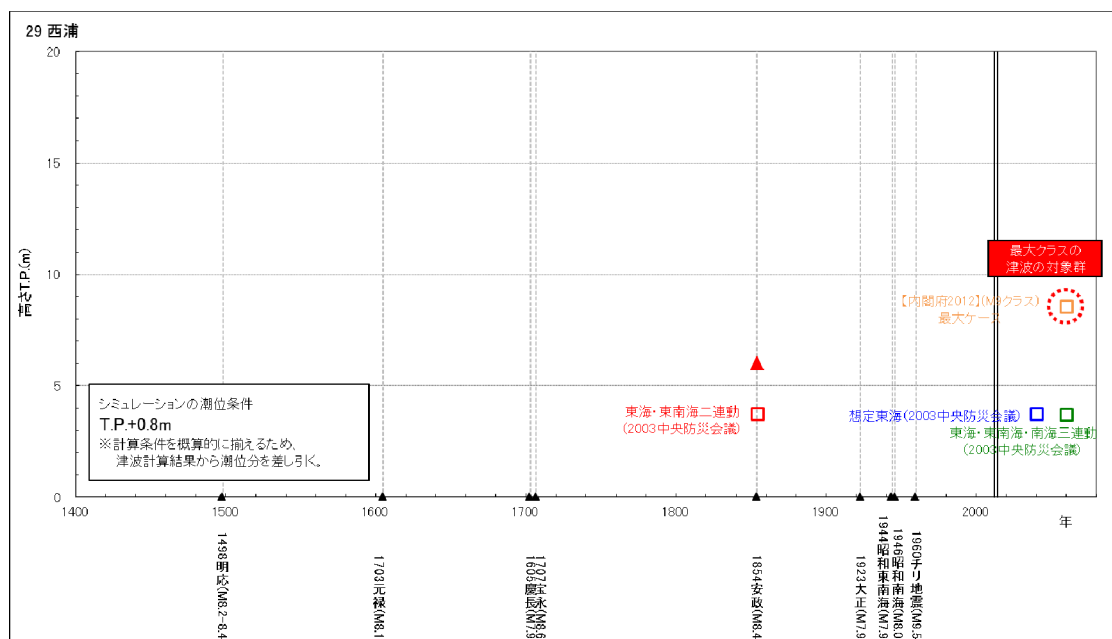


(参考資料)

○地域海岸（28 戸田）：沼津市戸田～沼津市西浦江梨

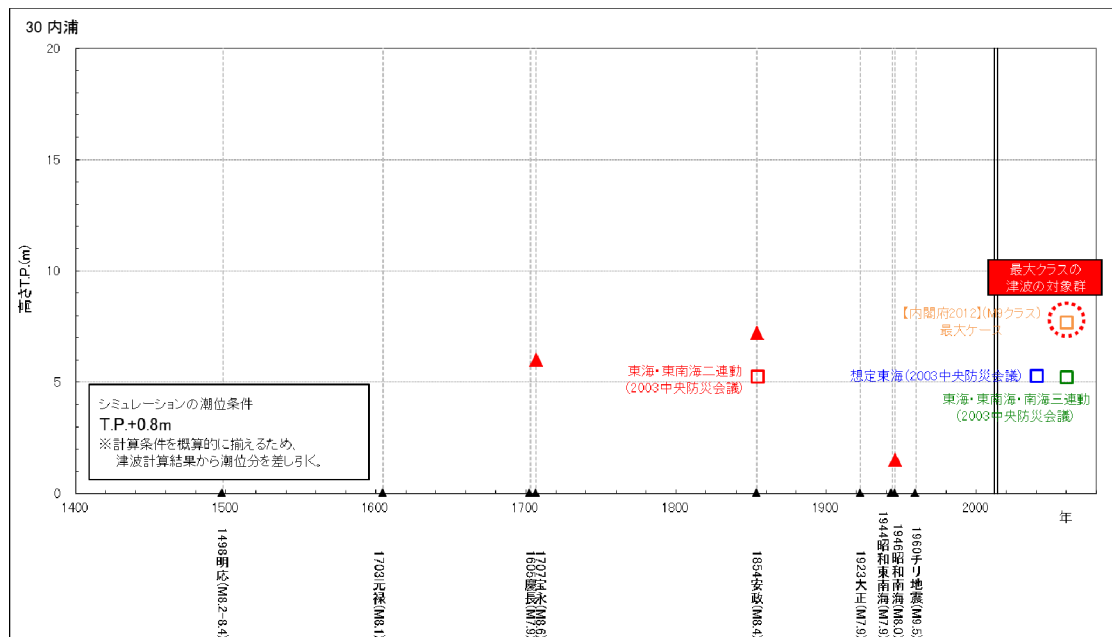


○地域海岸（29 西浦）：沼津市西浦江梨～沼津市西浦木負

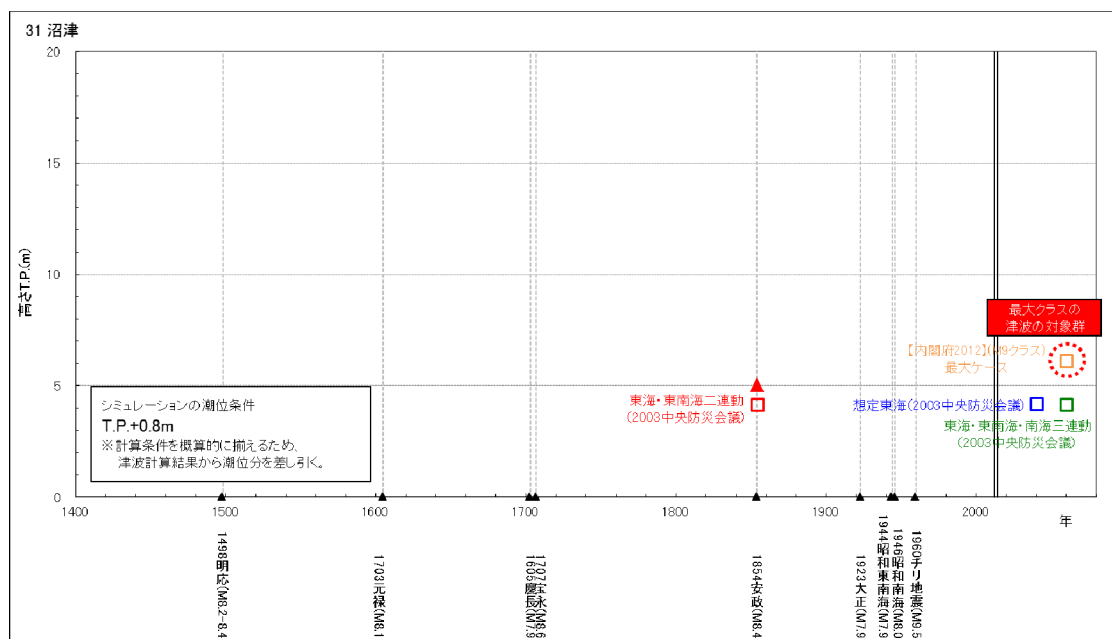


(参考資料)

○地域海岸 (30 内浦) : 沼津市西浦木負～沼津市獅子浜

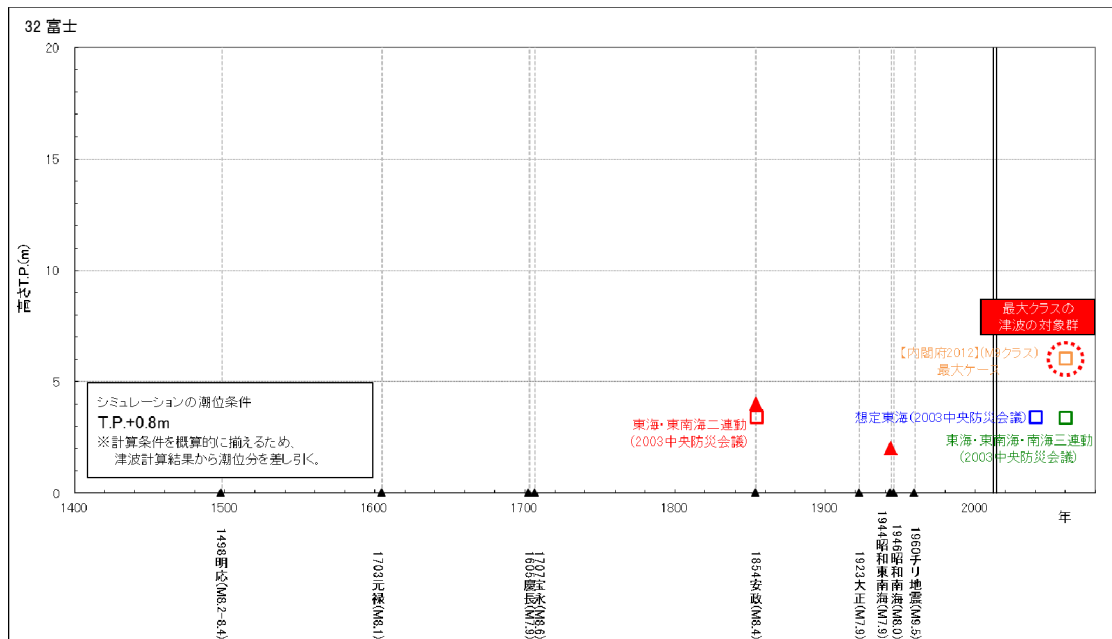


○地域海岸 (31 沼津) : 沼津市獅子浜～沼津市下香貫

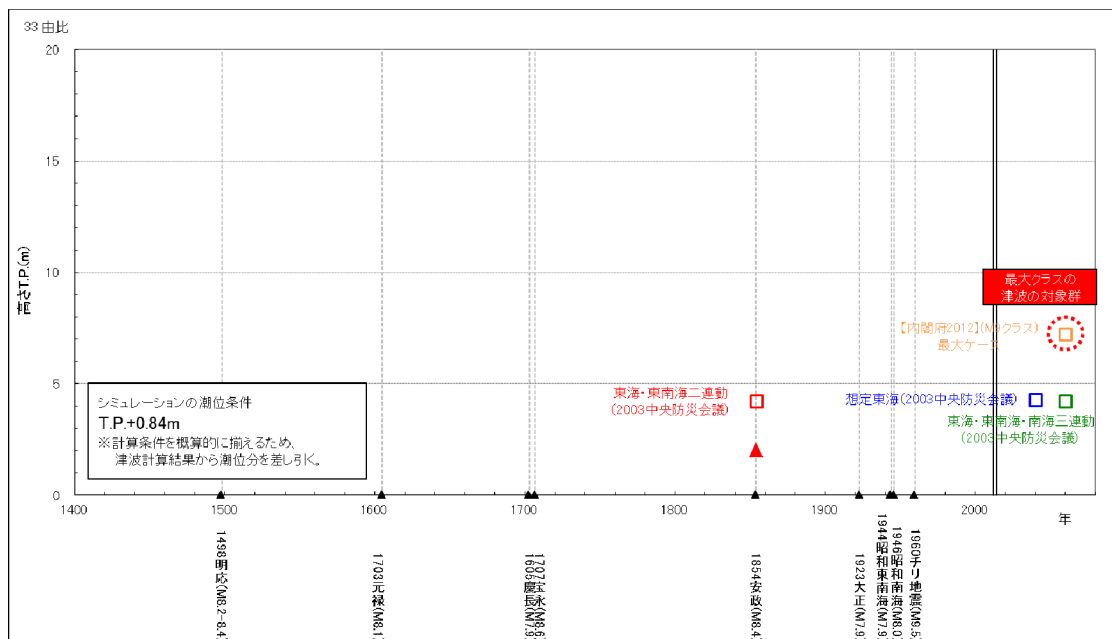


(参考資料)

○地域海岸 (32 富士) : 沼津市下香貫～富士市五貫島

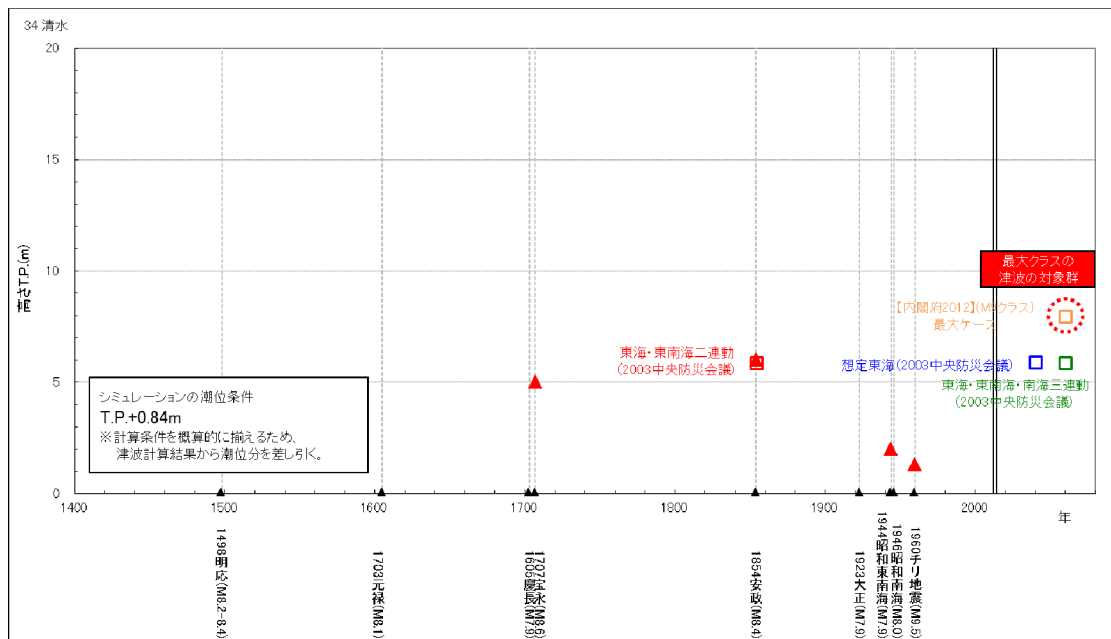


○地域海岸 (33 由比) : 富士市五貫島～静岡市清水区由比西倉澤

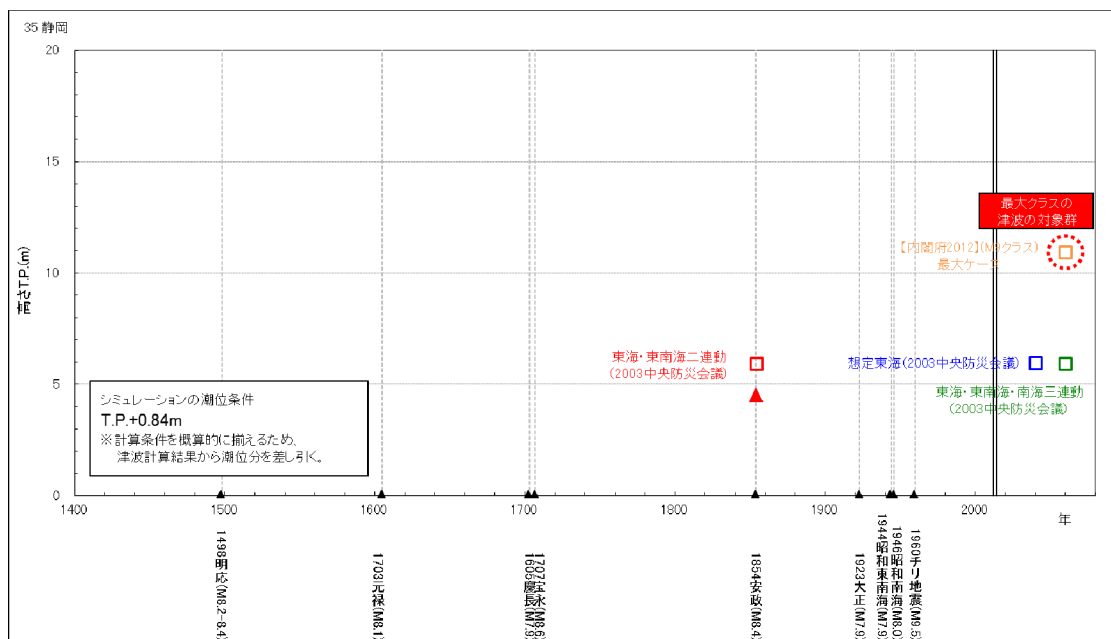


(参考資料)

○地域海岸 (34 清水)：静岡市清水区由比西倉澤～静岡市清水区折戸

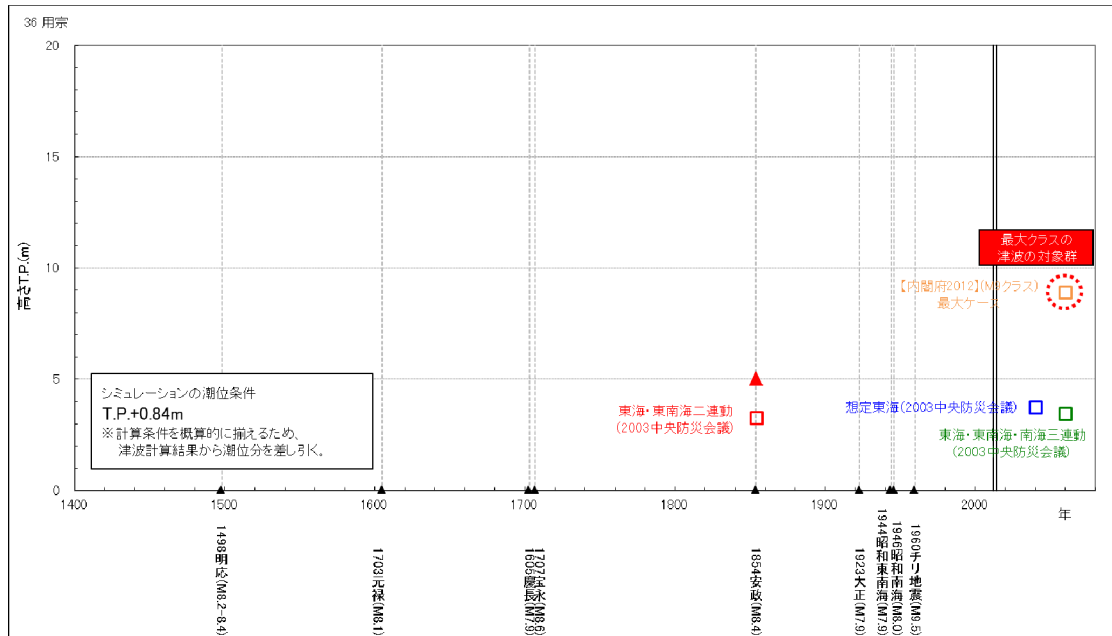


○地域海岸 (35 静岡)：静岡市清水区折戸～静岡市駿河区広野

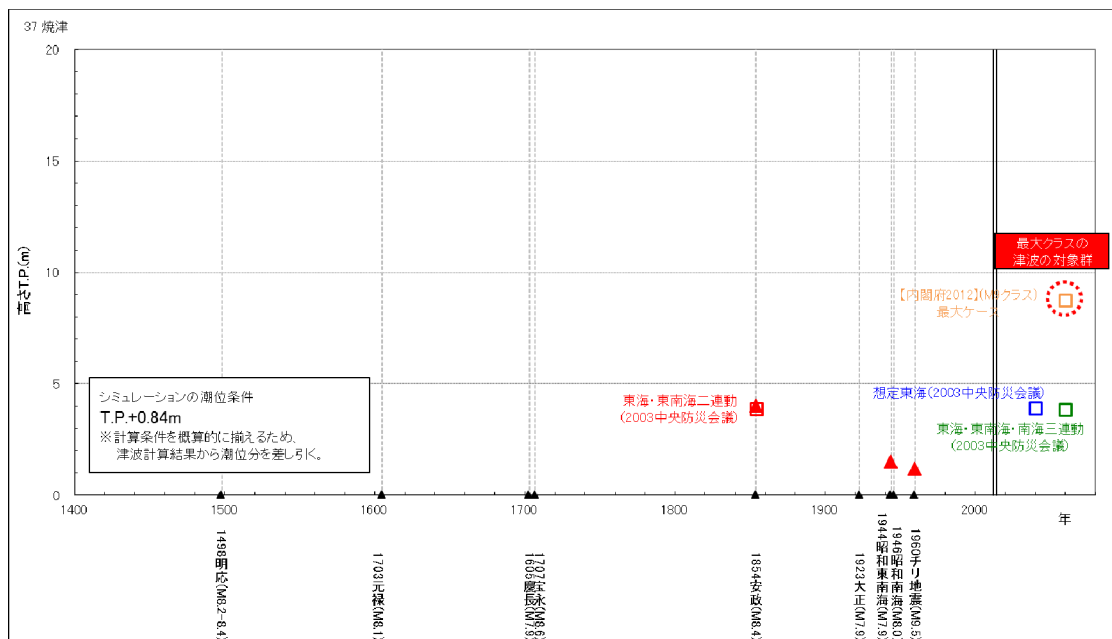


(参考資料)

○地域海岸（36 用宗）：静岡市駿河区広野～静岡市駿河区石部

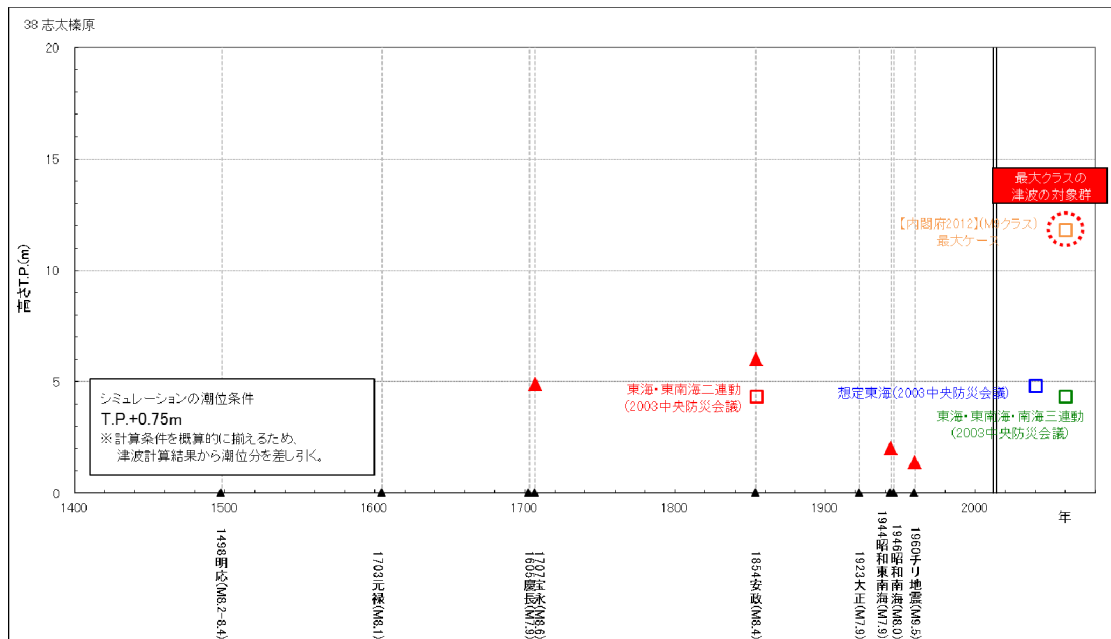


○地域海岸（37 焼津）：静岡市駿河区石部～焼津市田尻

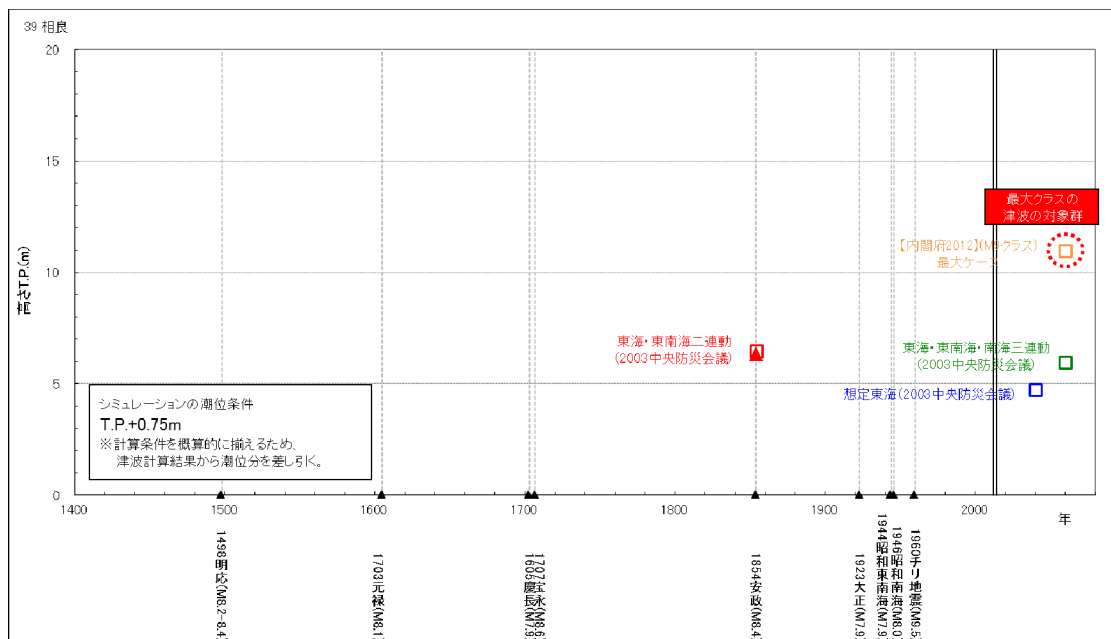


(参考資料)

○地域海岸 (38 志太榛原) : 焼津市田尻～牧之原市大江

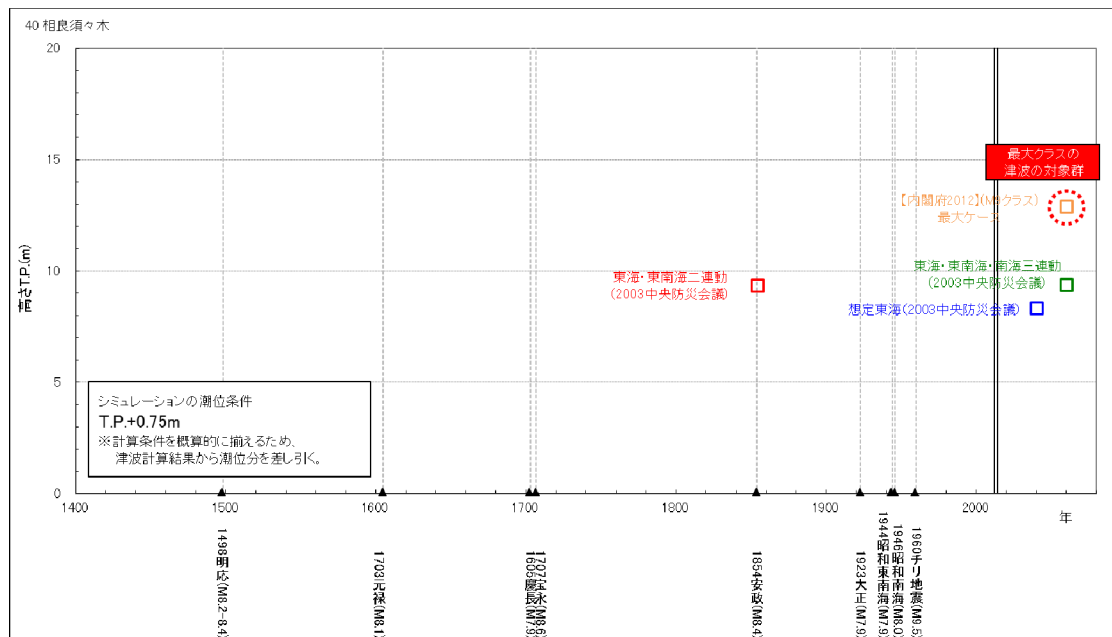


○地域海岸 (39 相良) : 牧之原市大江～牧之原市須々木

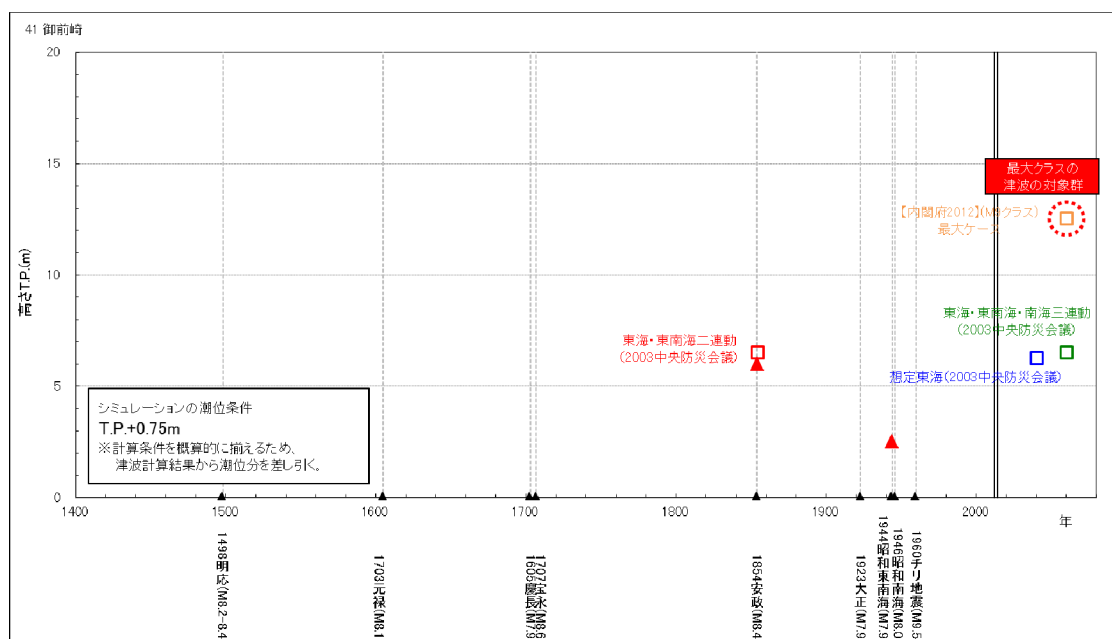


(参考資料)

○地域海岸（40 相良須々木）：牧之原市須々木～牧之原市新庄

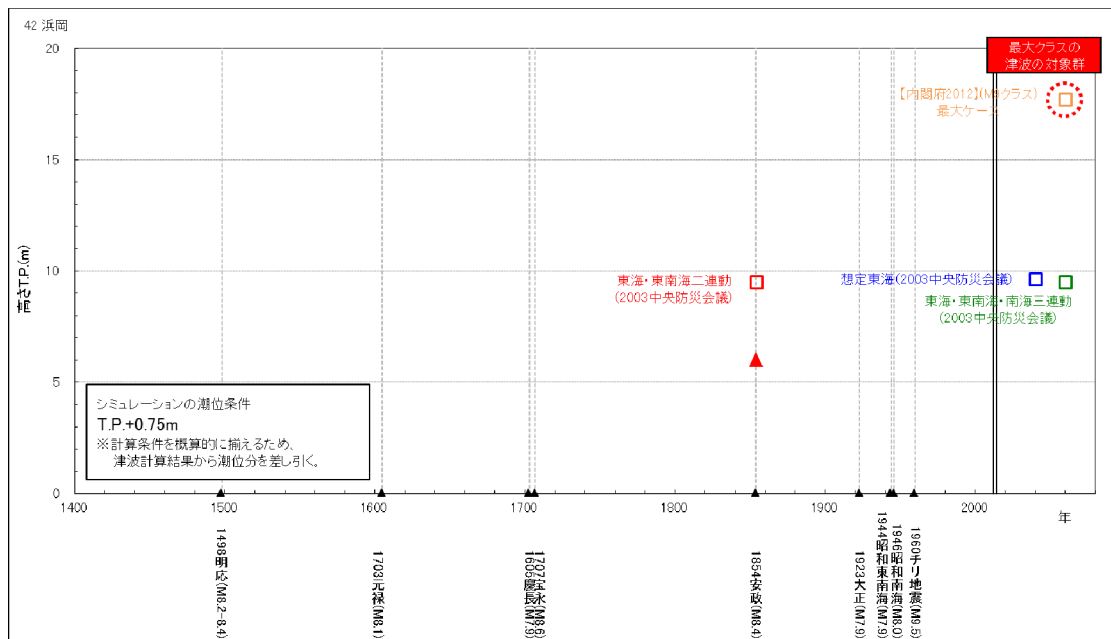


○地域海岸（41 御前崎）：牧之原市新庄～御前崎市御前崎

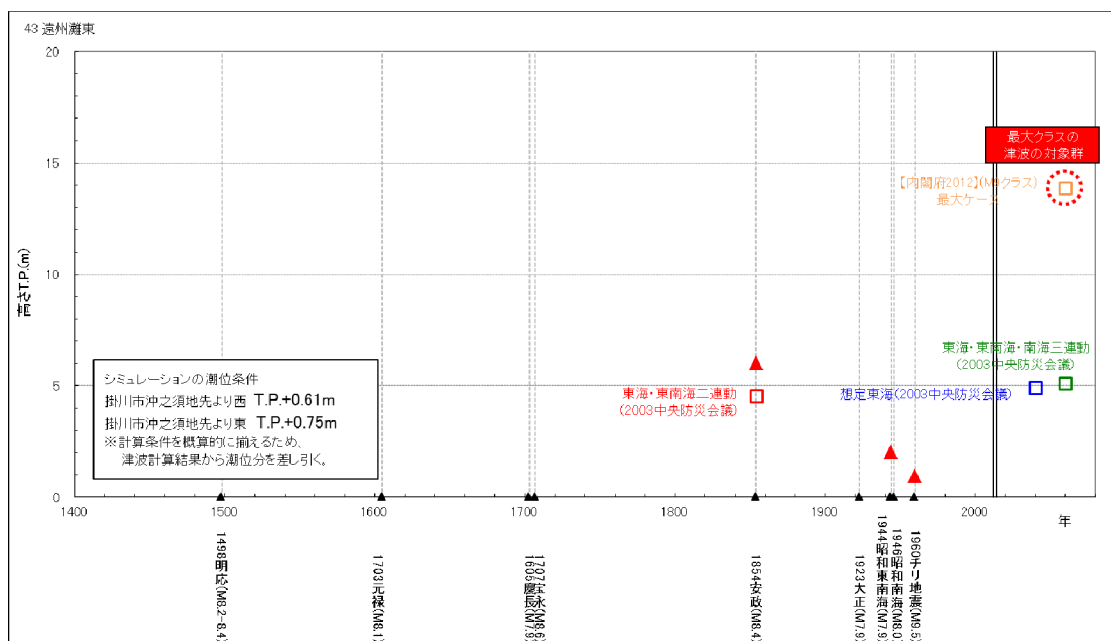


(参考資料)

○地域海岸（42 浜岡）：御前崎市御前崎～御前崎市池新田

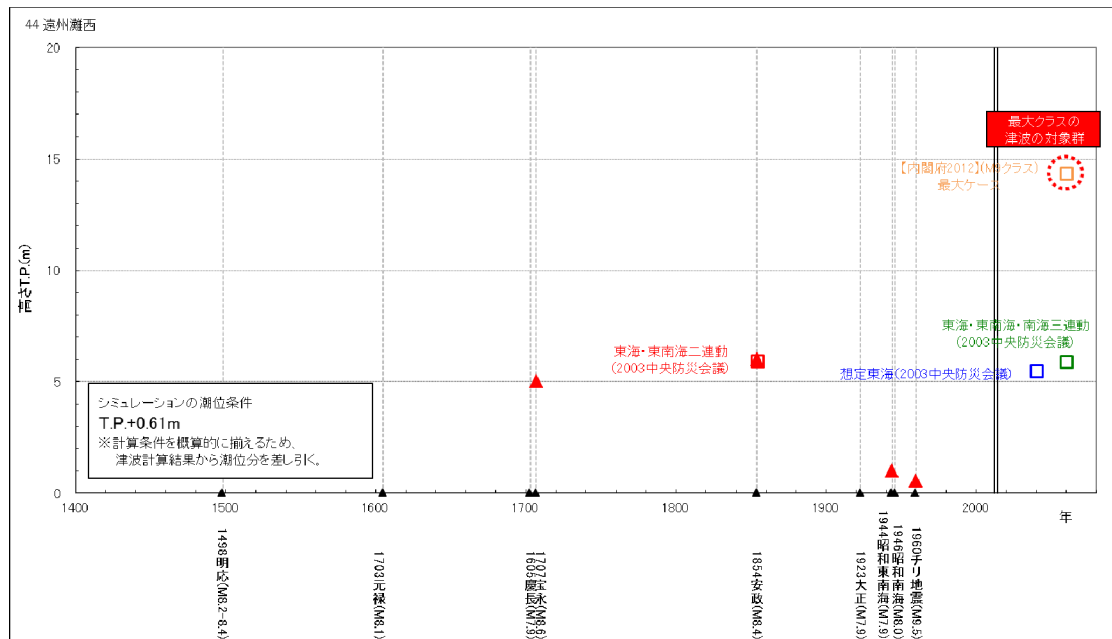


○地域海岸（43 遠州灘東）：御前崎市池新田～磐田市駒場



(参考資料)

○地域海岸 (44 遠州灘西) : 磐田市駒場～湖西市白須賀



3 シミュレーションの条件について

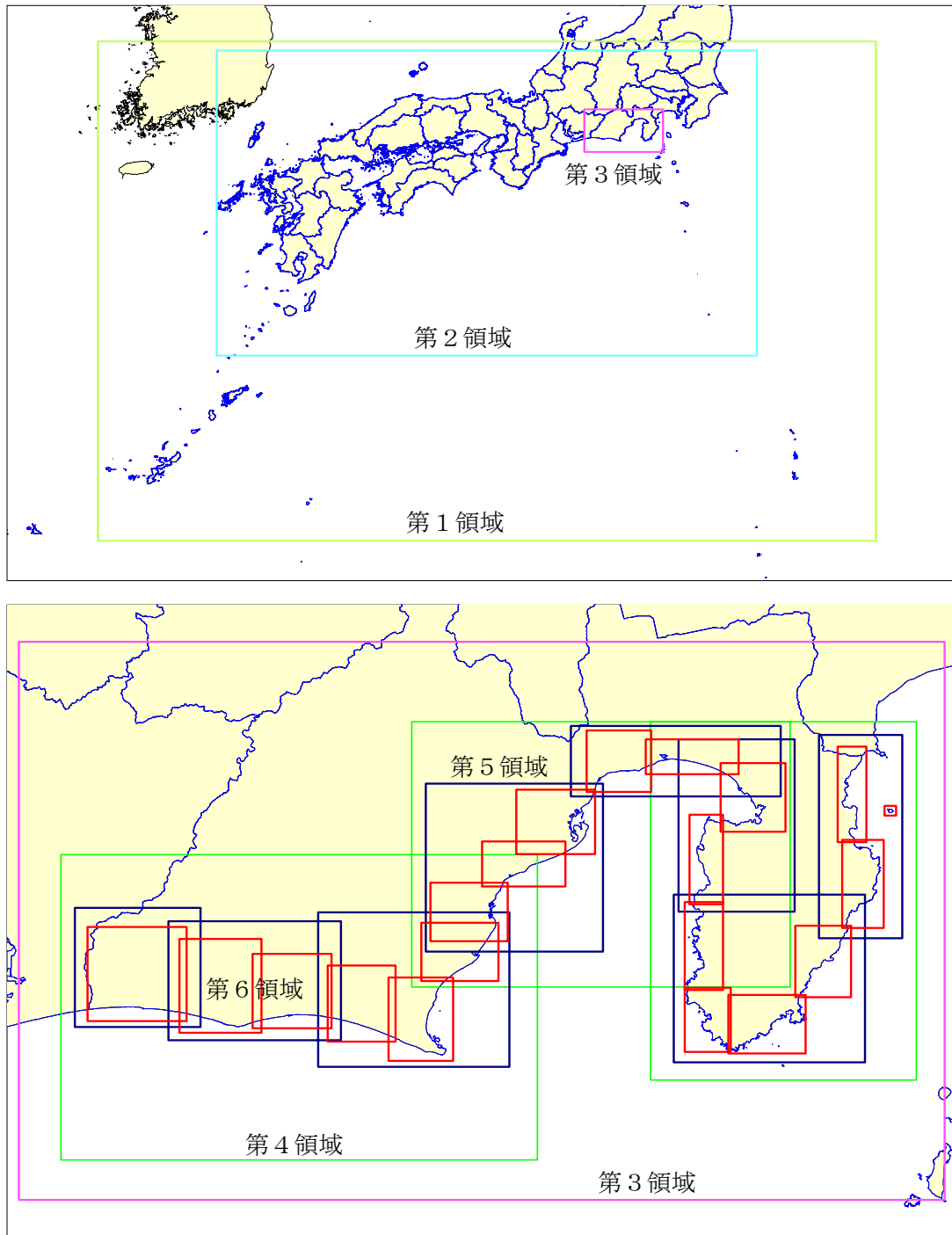
(1) 計算領域及び計算格子間隔

- ①計算領域は震源域を含む範囲としました。
- ②計算格子間隔は、陸から沖に向かい 10m、30m、90m、270m、810m、2430m としました。沿岸部の計算格子間隔は 10m です。

表ー1 領域名とメッシュサイズ

領域名	メッシュサイズ
第1領域	2,430m
第2領域	810m
第3領域	270m
第4領域	90m
第5領域	30m
第6領域	10m

(参考資料)



図－2 計算領域

(2) 計算時間及び計算時間間隔

計算時間は、最大浸水範囲、最大浸水深が計算できるように12時間とし、計算時間間隔は計算が安定するように0.1秒間隔としました。

(参考資料)

(3) 陸域及び海域地形

①陸域地形

- ・内閣府(2012)が南海トラフ巨大地震の被害想定に用いた地形データを基に、二級河川等の測量成果を追加しました。

②海域地形

- ・内閣府(2012)が南海トラフ巨大地震の被害想定に用いた地形データを使用しています。

(4) 初期水位

- ①潮位については、静岡県沿岸の朔望平均満潮位（最小計算領域毎に設定）としました。

- ②河川内の水位については、平水流量（一級河川）または、静岡県沿岸の朔望平均満潮位（最小計算領域毎に設定）と同じ水位としました。

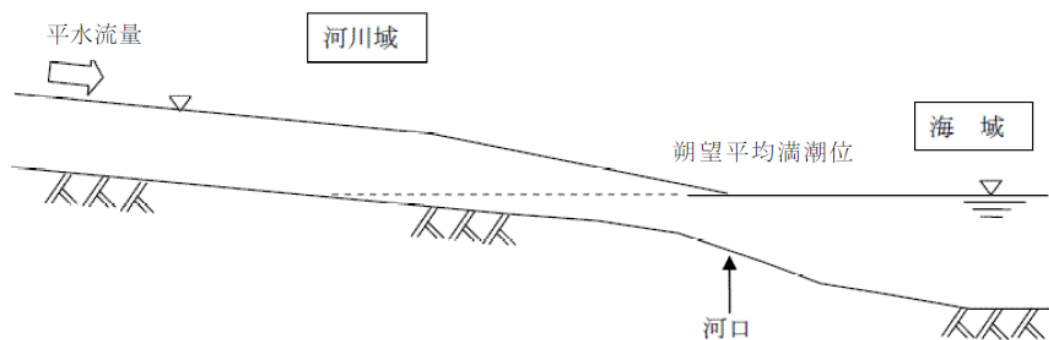


図-3 初期水位の設定

(5) 各種構造物の取扱い

- ①最大クラスの津波が悪条件下（※）において発生し浸水が生じることを前提に、地震や津波による各種施設の被災を考慮しました。また、水門、陸閘等については、耐震性を有し自動化された施設、常時閉鎖の施設以外は開放状態として取り扱うことを基本としています。
- ②各種構造物については、津波が越流し始めた時点で「破壊する」ものとし、破壊後の形状は「無し」としています。

(参考資料)

表－２ 津波浸水シミュレーションでの構造物条件

構造物種別	計算条件 (地震発生直後の状態)	越流条件
土堤	75%沈下 (25%残存)	越流破堤
防波堤	破壊 (0%)	－
胸壁等コンクリート構造物	破壊 (0%)	－
水門 (耐震性有り)	破壊しない	越流破壊

※悪条件：潮位または河川の水位について（４）初期水位のとおりとしました。

構造物については表－２のとおりとしました。

地盤高については、地震による地盤沈下を考慮しました。

４ 津波浸水想定への検討体制

津波浸水想定の設定については、専門家による「静岡県防災・原子力学会議津波対策分科会」においてご意見等を頂きました。

○静岡県防災・原子力学会議津波対策分科会

開催状況：これまで計８回開催（平成 23 年 8 月、10 月、平成 24 年 3 月、8 月、11 月、平成 25 年 1 月、3 月、5 月）

表－３ 静岡県防災・原子力学会議津波対策分科会委員

	氏名	所属・職
分科会会長	今村 文彦	東北大学災害科学国際研究所副所長・教授
委員	阿部 郁男	常葉大学社会環境学部准教授
委員	片田 敏孝	群馬大学大学院工学研究科教授
委員	後藤 和久	東北大学災害科学国際研究所准教授
委員	田中 淳	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長・教授
委員	中埜 良昭	東京大学生産研究所長・教授
委員	原田 賢治	静岡大学防災総合センター准教授
委員	水谷 法美	名古屋大学大学院工学研究科・工学部社会基盤工学専攻教授
委員	山本 吉道	東海大学工学部土木工学科教授